

平成22年12月

いわゆる厚労省元局長無罪事件における捜査・公判活動の
問題点等について（公表版）

最 高 検 察 庁

※ 公判係属中の事件の一部については、
不掲載としています。

【本文目次】

第1	はじめに	1
第2	本件の概要等	2
1	事案の概要	2
2	本件の捜査及び公判の経過等	2
第3	本件の捜査・処理をめぐる問題点	3
1	本件事案の特徴	3
2	A氏の逮捕の判断に関する問題点	4
(1)	第2次強制捜査着手に至る経緯	4
(2)	供述の信用性及び証拠上の問題点	5
(3)	A氏の逮捕の判断	10
3	A氏の起訴の判断に関する問題点	10
(1)	第2次強制捜査着手後の捜査の状況	10
(2)	証拠上の問題点	10
(3)	A氏の起訴の判断	13
4	本件の捜査・処理における取調べ、決裁等の問題点	13
(1)	取調べの問題点	14
(2)	不十分な捜査体制	17
(3)	捜査・処理の指導及び決裁をめぐる問題点	17
(4)	捜査・処理に関する高検及び最高検の対応の問題点	20
5	背景事情等	21
(1)	A氏関与の見立て	21
(2)	当時の大阪地検特捜部の運営の問題点	22
(3)	人事配置等の問題	23
(4)	特捜部の一般的な状況	23
第4	本件の公判遂行をめぐる問題点	24
1	弁護人の「予定主張記載書面3」に対する対応	24
2	前田検事の証拠の改ざんが判明した後の対応	24
3	本件の論告に関する対応	26
第5	証拠の改ざんをめぐる問題点	28
1	問題の重大性	28
2	証拠の改ざんの意図・動機等	28
3	証拠の改ざんに至った要因等	28
4	証拠物の管理等	29
第6	証拠の改ざんに関する犯人隠避をめぐる問題点	30
1	問題の重大性	30
2	検事正及び次席検事の対応の問題点	30
3	その他の検察官の対応の問題点	31
(1)	その他の検察官の対応の状況	31
(2)	その他の検察官の対応の問題点	31

第7	関連するその他の問題	32
1	前田検事が関与したその他の事件	32
2	被告人Bに対する法人税法違反、郵便法違反被告事件に関する証拠決定	32
3	取調べメモの廃棄	34
第8	再発防止のための方策	36
1	検事長による特捜部が担当する独自捜査事件に関する指揮及び特別捜査係検事の設置等	36
2	特捜部が担当する身柄事件における取調べの録音・録画	37
3	特捜部が担当する独自捜査事件に関する証拠書類及び証拠物についての報告等	38
4	特捜部が担当する独自捜査事件における捜査体制の確保	38
5	特捜部が担当する独自捜査事件に関する指導及び決裁の充実強化等	39
6	公判活動に関する指導の強化	41
7	証拠物の管理等	41
8	検証・指導を担当する部署の設置	42
9	公正な検察権行使についての指導の徹底	43
10	犯罪その他の違法な行為への対応についての指導の徹底	43
11	一層適切な人事配置	44
12	取調べメモの適切な保管	45
第9	終わりに	45

【別紙目次】

第1	本件の捜査及び公判の経過等	46
1	捜査の経過	46
(1)	捜査の端緒及びその後の経過	46
(2)	第1次強制捜査着手に関する決裁等	50
(3)	第1次強制捜査の着手及びその後の経過	51
(4)	この時点における証拠上の問題点	58
(5)	第2次強制捜査の着手に関する決裁等	62
(6)	第2次強制捜査の着手及びその後の経過	64
(7)	本件の処分に関する決裁等	68
(8)	A氏に係る公訴事実の要旨	70
2	公判の経過等	70
(1)	公判前整理手続	70
(2)	公判の経過の概要等	73
(3)	主要な証人の公判供述	74
(4)	その他の証拠	79
(5)	公判遂行中の対応状況	81
(6)	平成22年5月26日証拠決定の要旨	85
(7)	論告についての検討と論告の要旨	89

(8) 弁論の要旨	90
(9) 平成22年9月10日判決の要旨	91
(10) 上訴権の放棄	95
第2 証拠隠滅事件及び犯人隠避事件の概要等	95
1 証拠隠滅事件の概要	95
2 犯人隠避事件の概要とこれへの対応状況等	96
(1) 大坪部長らによる犯人隠避の状況等	96
(2) 公判遂行についての判断	97
(3) その後の状況等	98
3 証拠隠滅事件の捜査・処理等	98
4 犯人隠避事件の捜査・処理等	99
第3 大坪部長らの経歴	99

第1 はじめに

1 いわゆる厚労省元局長無罪事件（以下「本件」という。）は、平成21年7月4日、大阪地方検察庁特捜部が元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長であるA氏を虚偽有印公文書作成罪等により起訴（公判請求）した事件であり、平成22年9月10日、大阪地方裁判所において、無罪判決が言い渡され、これに対し、大阪地検は、同月21日、控訴を断念するとともに、上訴権を放棄した。

また、本件に関し、捜査の主任検察官が本件の重要な証拠物であるフロッピーディスクのデータを改ざんした上、その事実を知った大阪地検特捜部長及び特捜部副部長がこれを隠蔽したという、まさに前代未聞の事実が判明し、最高検察庁において、主任検察官を証拠隠滅罪により、特捜部長及び特捜部副部長を犯人隠避罪により、それぞれ逮捕し、所要の捜査を行って、これらを起訴（公判請求）するという事態に至った。

そこで、最高検は、今回の事態を真摯に受け止め、本件の捜査及び公判活動等の経過を明らかにするとともに、本件が無罪判決及び不控訴に至った経緯、3名の検事による証拠隠滅及び犯人隠避事件の経緯、取り分け本件の捜査・公判活動の問題点、その指導及び決裁の問題点等を明らかにし、併せて、可能な限り、その背景事情等を明らかにした上で、このような事態を二度と繰り返さないために必要な方策を講じることを目的として、本件に関する検証を行うこととした。

この検証は、次長検事を座長とし、合計18名の検事が関与して、約3か月間にわたり、本件の確定記録その他の資料の検討、合計約130名に上る関係者の事情聴取等の調査を行い、さらに、刑事事件の実務等に通じた外部有識者である3名の検証アドバイザーの御意見を伺い、それを踏まえて、最終的に取りまとめたものである。

また、現在、法務大臣の下に、外部の有識者等で構成される「検察の在り方検討会議」が設置され、同会議において、国民の検察に対する信頼を回復できるような改革策の提言に向けて、幅広い観点から抜本的な議論が行われていることから、この検証結果が同会議の検討にも資するよう、可能な限り、詳細な事実関係等を盛り込むこととした。

2 本報告書は、まず、「第2 本件の概要等」及び別紙の「第1 本件の捜査及び公判の経過等」において、本件の捜査及び公判活動の経過等を記載し、主として、当時の大阪地検が、どのような捜査及び公判活動を行い、同地検及び上級庁が、それぞれの時期に、どのような証拠や資料に基づき、どのような判断をしたのかを明らかにした。

その記述は、最高検として、当時の判断をそのまま是認するものではなく、この点については、「第3 本件の捜査・処理をめぐる問題点」及び「第4 本件の公判遂行をめぐる問題点」において、判決の指摘等をも踏まえ、現在の視点で振り返って評価を加え、問題点及び反省点を明らかにした。

また、証拠隠滅事件及び犯人隠避事件については、別紙の「第2 証拠隠滅事件及び犯人隠避事件の概要等」において、現在、これら事件の公判が係属中であるという制限がある中で、可能な限りその経緯等を明らかにし、「第5 証拠の改ざんをめぐ

る問題点」及び「第6 証拠の改ざんに関する犯人隠避をめぐる問題点」において、このような事態が生じた原因等について検討を行った。

さらに、「第7 関連するその他の問題」において、前田恒彦検事が関与したその他の事件など、関連するその他の問題について検討を行った。

そして、「第8 再発防止のための方策」において、今回の事態を二度と繰り返さないために必要な方策として、12項目の方策を明らかにした。この中で、具体的な結論を得たものについては、できる限り速やかにこれを実施する一方、更に検討すべき方策については、その結論を得る時期を明らかにした上で、引き続き検討することとした。

第2 本件の概要等

1 事案の概要

本件は、自称福祉事業支援組織「凜の会」関係者らが心身障害者団体を装って低料第三種郵便制度（別紙第1，1(1)イ（注11）[47頁]参照。）の適用を受け、広告主を募った上、同制度を悪用し、安価な郵便料金でいわゆるダイレクトメールを発送する業務を行って郵便料金を不正に免脱していたところ、「凜の会」が同制度の適用を受けるに当たり、「凜の会」が心身障害者団体としての実体がなく、「凜の会」が発行する定期刊行物「凜」が心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とせず、郵便料金を不正に免れることを目的としたものであるにもかかわらず、平成16年5月28日付け厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課長名義で、「凜の会」宛に「上記団体が国内郵便約款料金表に規定する心身障害者団体であり、当該団体の発行する『凜』は心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としているものであると認めます。」旨記載され、公印の押なつされた公的証明書（以下「本件公的証明書」という。）が作成され、同年6月10日頃、それが東京都内の郵便局窓口に出されたという事案である。

大阪地検特捜部は、捜査の結果、同月上旬頃、厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課長であったA氏（本件捜査当時は厚労省雇用均等・児童家庭局長）が同部社会参加係長Cに対して指示をして本件公的証明書を作成させた上、これを「凜の会」関係者に交付したものと、平成21年7月4日、A氏らを虚偽有印公文書作成・同行使により起訴（公判請求）したが、A氏は、Cらとの共謀の事実等を否定して無罪を主張し、大阪地方裁判所は、平成22年9月10日、A氏に対し、無罪の判決を言い渡した。

2 本件の捜査及び公判の経過等

本件の捜査及び公判並びに証拠隠滅事件及び犯人隠避事件の事実の経過は、以下のとおりであり、その詳細は、別紙第1[46頁]及び第2[95頁]のとおりである。

平成21年 2月26日 Bほか1名を郵便法違反及び法人税法違反により逮捕
3月18日 Bほか1名を郵便法違反及び法人税法違反により起訴(公判請求)

- 4月16日 Dらを郵便法違反により逮捕
- 5月6日 Dらを郵便法違反により起訴（公判請求）
- 5月26日 C及びEを虚偽有印公文書作成・同行使（稟議書等）により逮捕
- 6月14日 A氏，C，E及びDを虚偽有印公文書作成・同行使（本件公的証明書）により逮捕
- 7月4日 A氏，E及びDを虚偽有印公文書作成・同行使（本件公的証明書）により起訴（公判請求），Cを虚偽有印公文書作成・同行使（稟議書等及び本件公的証明書）により起訴（公判請求）
- 7月13日 前田検事が証拠物のデータを改ざん
【公判前整理手続】
（平成21年9月10日～平成22年1月8日まで合計6回）
- 平成22年 1月27日 第1回公判
- 5月26日 第20回公判において，証拠決定
- 6月22日 第21回公判において，検察官の論告
- 6月29日 第22回公判において，弁護人の弁論
- 9月10日 判決宣告（A氏に対し無罪の言渡し）
- 9月21日 検察が上訴権を放棄しA氏の無罪判決が確定
- 同日 前田検事を証拠隠滅により逮捕
- 10月1日 大坪弘道部長及び佐賀元明副部長を犯人隠避により逮捕
- 10月11日 前田検事を証拠隠滅により起訴（公判請求）
- 10月21日 大坪部長及び佐賀副部長を犯人隠避により起訴（公判請求）

なお，大阪地検特捜部大坪部長，同部佐賀副部長及び前田検事の各経歴は，別紙第3 [99頁] のとおりである。

第3 本件の捜査・処理をめぐる問題点

1 本件事案の特徴

本件においては，A氏が本件公的証明書の作成等に関与したか否かが争点となっていたところ，これに結び付く客観的証拠は存在しなかった（注1）。

このような事案の真相を解明するためには，取調べにより関係者の供述を得ていく捜査手法が中心とならざるを得ないが，その場合，供述中心の証拠構造のはらむ問題点を十分に意識して，できる限りの客観的証拠を収集し，これを徹底的に分析した上で，取調べの過程にも十分な配慮をしながら取調べを進め，取調べによって得た供述の信用性に関し，客観的証拠との整合性，裏付けの有無，秘密の暴露の有無等，様々な観点から，細心の注意を払って慎重に検討する必要がある。また，供述に信用性があると判断される場合であっても，公判において，その信用性をどのように立証できるのかについて，十分留意する必要がある。

特に、本件は、捜査の時点から約5年前の事実に関するものであり、関係者の記憶が相当程度に減退し、客観的証拠も十分でないと考えられることから、取調べに当たり、曖昧な記憶については、適切な方法で、具体的な記憶を喚起させることが重要であり、安易に、他の関係者の供述や検察官の想定する内容に基づいて、その供述を誘導し、これを押し付けることがないよう、より一層細心の注意を払う必要がある事案であった。

また、本件は、中央官庁において、日常的に、国会議員だけでなく、様々な関係者と接触したり；陳情や依頼を受けたりしながら、多忙な業務を遂行している公務員の業務遂行過程における事案であるから、記憶が不鮮明なものとなりやすい要因もあることを踏まえ、その記憶を適切な方法で喚起させるよう、特に細心の注意を払うとともに、その業務の実情を踏まえ、犯罪の動機、態様等が合理的なものといえるかという観点からも、慎重な検討が必要であった。

取り分け、本件においては、後記のとおり、議員案件というだけで、A氏らの犯行の理由ないし動機として十分に説明できるかという点や、Eらが、最初から厚労省の審査を経ずに、政治力を使って、公的証明書を発行してもらおうと考えたことが、自然なものとは言い難いこと等の問題があったのであるから、これらの点に関する慎重な検討が必要であった。

さらに、郵便料金の巨額不正免脱事件に用いられた公的証明書が不正に作成された経緯等については、これに焦点を当てて捜査を行ってきた側からすると、関係者の記憶が相応に具体的で詳細なものであると考えやすい可能性があったが、実際には、前記のような巨額不正免脱事件にまで悪用されるとは想定せず、数多くの事務を処理していた側にとっては、必ずしも鮮明な記憶に残らない可能性があったものとも考えられ、このような点も考慮する必要があった。

(注1) 本件においては、A氏が務める企画課長名義により本件公的証明書が発行されていたものの、D方で差し押えた多数の名刺の中にあっただのはF社会参加推進室社会参加係長の名刺だけで、A氏の名刺はなく、また、Dの平成16年の手帳並びにA氏の同年の手帳及び業務日誌にも、DとA氏の面会に関すると思われる記載がない上、そのほか、A氏が本件公的証明書の作成等に関与したことに結び付く客観的証拠は存在しなかった。

2 A氏の逮捕の判断に関する問題点

(1) 第2次強制捜査着手に至る経緯

第2次強制捜査（本件公的証明書に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、A氏、C、E及びDを逮捕するとともに、関係箇所を捜索するなどの捜査をいう。以下同じ。）着手に至る経緯は、おおむね、次のとおりである（詳細は、別紙第1、1(1)ないし(5) [46頁] 参照。）。

ア 別件である郵便法違反等の捜査の過程において、「凜の会」宛に発行された本件公的証明書について、厚労省内にその作成に関する決裁文書が存在せず、発番号も存在しないものであり、その一方で、企画課長の印影は正規のものとして認められることが判明した。

- イ これに関し、「凜の会」のDを取り調べた結果、平成21年4月21日までに、「平成16年2月25日、Eの指示により、厚労省を訪れ、企画課長のA氏らとも会い、公的証明書の発行を要請し、同年6月上旬頃、Eの指示により、A氏を訪ね、再度、公的証明書の発行を要請し、その後、A氏から本件公的証明書を受け取った。」旨の供述が得られて、その旨の供述調書が作成され、その後、「G障害保健福祉部長にも挨拶し、公的証明書の発行について便宜を図ってもらいたいとお願いした。」旨及び「同年2月25日頃、Eの指示により、『凜』の発行人Hとともに、I議員の事務所を訪ね、I議員に対し、厚労省への口利きをお願いし、I議員に引き受けてもらった。」旨の供述調書が作成された。
- ウ Dの供述（平成16年2月25日のI議員との面会及び厚労省への訪問）に符合する同人の手帳の記載（ただし、A氏との面会に関するのみみられる記載はない。）が存在した。
- エ Dの供述におおむね符合するE、H等の供述調書が作成された。
- オ 厚労省関係者につき、A氏の関与を示す内容の供述調書が作成され、A氏の上司であったG部長についても、「平成16年2月下旬頃、I議員から、電話で、秘書のDの『凜の会』への公的証明書の発行についての協力を依頼され、A氏に対し、I議員からの依頼を告げて、その対応を指示した。その後、A氏の案内で訪れたDと会って挨拶をした。同年6月上旬頃、A氏から、本件公的証明書を発行する旨の報告を受け、I議員に対し、電話でこれを伝えた。」旨の供述調書が作成された。
- カ Cは、当初、A氏の指示によるものではなく、自らが独断で本件公的証明書を作成し、Eに交付した旨供述していたが、平成21年5月31日以降、「A氏の指示に従って本件公的証明書を作成し、A氏が『凜の会』関係者にこれを手渡した。」旨の供述調書が作成された。

(2) 供述の信用性及び証拠上の問題点

- ア これらの供述のうち、Dの供述については、検察官がA氏に対する具体的な嫌疑を抱く前の段階で、本件犯行へのA氏の関与に関する供述を始めたものであり、A氏のことを「年齢50歳ぐらいの女性の課長であって、色白の美人系で、紺色のスーツがよく似合いそうな、一見ソフトな感じのする方」と具体的に述べていたこと、その後、恩義のあるI議員にも非難や責任が及ぶことを認識しながら、I議員に厚労省への口利きを依頼したことを認めるに至ったこと、DがA氏らに不利益な供述をする特段の理由も考えられないこと、Eや厚労省関係者の供述調書ともおおむね符合していたこと等の事情が存在した。

他方において、前記のとおり、D方で差し押えた多数の名刺の中にあつたのは、F係長の名刺だけで、A氏の名刺はなく、Dの平成16年の手帳にも、A氏の名前やA氏との面会に関するのみみられる記載はなかった。

また、Dについては、平成16年5月と同年6月の2度にわたり、Eの指示により、A氏に対し、公的証明書の発行のための働き掛けを行ったという点について、Eにも報告した旨の供述調書が作成され、Eについても、その旨の報告を受けた旨の供述調書が作成されたが、Dの要請を受けてA氏が電話をかけ

たとされる日本郵政公社東京支社長のJについては、その電話の有無について断言できない旨の供述調書が作成されるにとどまった。

そもそも、Dの供述については、当初、本件公的証明書が、「凛の会」によって偽造されたものではないかと疑われていたことを背景として、そのように「凛の会」が偽造したものではなく、厚労省側において作成・発行したものであることを強調する意図から、Dにおいて、実際の記憶は曖昧であるのに、本件公的証明書の発行名義人であるA氏に要請してA氏から受領した旨を供述しているのではないかと、という観点からの信用性の吟味も必要であった。

イ Cの供述については、逮捕後早期の段階で、A氏の指示を認める供述調書が作成されるに至り、連日弁護人の接見がなされている中、その後もおおむね一貫した内容の供述調書が作成されていたこと、Cがかつての上司であるA氏に不利益な供述をする特段の理由もないこと、その供述は、Dや厚労省関係者の供述調書ともおおむね符合していたこと等の事情が存在した。

また、Cは、当初、自己の独断で本件公的証明書を作成した旨供述したが、その動機は、

前任係長から優先業務と引継ぎを受けながら放置していたことが見つかり、上司から叱責されたり無能扱いされると思い、平成16年4月26日付けC起案に係る起案用紙と題する社会参加推進室長まで稟議がなされていることを示す書面（以下「稟議書」という。）及び社会参加推進係長C名義の「『凛の会』に係る低料第三種郵便物の許可申請手続きについては、近日中に滞りなく進めることとなっております。」旨記載された書面（以下「C名義書面」という。）を作成し、次いで、本件公的証明書を作成した。

というものであり、一般的には、合理的な理由ないし動機とは考え難いものであった。

しかし、後記のとおり、A氏の指示により本件公的証明書を作成した旨のCの供述については、大阪地検特捜部が平成21年5月26日C方の捜索により差し押えたフロッピーディスク（以下「本件FD」という。）との関係で、重大な問題があったほか、犯行の理由ないし動機の点でも、慎重な検討が必要であった。

ウ G部長の供述については、在宅の任意の取調べにおいて、その初日から具体的かつ詳細な供述調書が作成されたものであり、初日の取調べ後、元内閣総理大臣秘書官に相談し、正直に話すよう諭されたことから、2日目の取調べにおいて、「A氏から本件公的証明書を発行することになった旨の報告を受けた後、I議員にこれを連絡した。」旨の供述調書が作成されるなど、その供述経過が自然かつ合理的であると思われたこと、G部長がかつての部下であるA氏に不利益な内容を、記憶がないにもかかわらず想像で供述したり、まして虚偽の供述をするとは考え難いこと、その供述は、Dやその他の厚労省関係者の供述調書とも符合していたこと等の事情が存在した。

その他の厚労省関係者の各供述調書は、いずれも在宅の任意の取調べの早期

の段階で作成されたものであり、いずれもかつての上司であり、将来を嘱望されていたA氏をかばいたいと考えることはあっても、A氏に不利益な内容を、記憶がないにもかかわらず想像で供述したり、ましてや虚偽の供述をすることは考え難いこと、これらの各供述調書の内容は、D及びCの供述調書を含め、関係者の供述とおおむね相互に符合するほか、取り分け、Cの前任のF係長については、検察官の取調べの後に行われた厚労省内の事情聴取においても、同様の供述をしていたこと等の事情が存在した。

エ 第2次強制捜査着手前の時点における証拠上の問題点（別紙第1，1(4) [58頁] 参照。）の中でも、以下に述べる本件FDの問題は極めて重要であった。

すなわち、大阪地検特捜部がC方の捜索により差し押えた本件FDに、「通知案」と題するファイル及び「コピー～通知案」と題するファイルが保存されており、前者には、①本件公的証明書の原案とみられるデータ（日付と発番号が空欄である以外は、本件公的証明書と同一内容）、②C名義書面と同一内容のデータのほか、③本件と関連のない平成16年11月30日付けの文書データが①、②、③の順序で記録されており、後者には、④本件公的証明書と同一内容のデータ、⑤C名義書面と同一内容のデータ（前記②と同じ内容のもの）が④、⑤の順序で記録されていた。

また、「通知案」と題するファイルの作成日時は、「2004年5月18日，12：43：23」，更新日時が「2004年11月30日，18：41：20」であり、「コピー～通知案」と題するファイルの作成日時は、「2004年6月1日，1：14：32」，更新日時が「2004年6月1日，1：20：06」であった。

そして、日本橋郵便局担当者の供述等によれば、同担当者が「凜の会」に対し公的証明書の提出を求めたのが平成16年6月8日頃であり、本件公的証明書が郵便局に提出されたのが同月10日頃であるから、DがA氏に日付を同年5月中に遡らせた公的証明書を至急発行するように要請し、A氏がCに指示をして、本件公的証明書を作成させたのは、同年6月8日頃から10日頃までの間であると想定されていたが、本件FDのファイルのプロパティ情報によれば、同年6月1日午前1時20分頃までには本件公的証明書のデータが完成していたことになり、本件FDは、関係者の供述等に基づく事実経過と整合していなかったという問題があった。

この点について、前田検事は、本件FDのプロパティ情報の示す平成16年6月1日はデータを作成した日であり、これを印刷した日又はそれに公印を押なつて文書を完成させた日とは異なる可能性があり、しかも、このデータが必ずしも本件公的証明書の元となったデータとは断言できないのであるから、関係者の供述等の証拠関係からすれば、これがA氏の関与という事実を揺るがすものではなく、今後の捜査により解明できるものと判断した。

確かに、平成16年6月1日はデータを作成した日であり、これを印刷した日又はそれに公印を押なつて完成させた日とは異なる可能性があり、このデータが本件公的証明書の元となったデータとは断言できないという考え方は、

一つの推論として可能なものである。また、関係者の供述等によれば、郵便局担当者が「凜の会」に対し公的証明書の提出を求めたのが同月8日頃であり、本件公的証明書が郵便局に提出されたのが同月10日頃であるから、その間に、本件公的証明書が「凜の会」に交付されたものと前田検事が考えたことには理由がある。むしろ、「凜の会」が公的証明書を早期に発行することを求めていた経緯からすると、本件公的証明書が提出された同月10日頃と近接した日時に「凜の会」への交付が行われたと考えるのが自然であるともいえる。

しかし、Cが本件公的証明書を作成した日時及びその状況は、A氏の指示の有無及び時期に直接関わる極めて重要な点であり、Cにとっては犯罪の実行行為そのものであるから、客観的証拠の内容と整合する真相の解明は、本件捜査の核心ともいえる重要な課題であった。

取り分け、Cの平成21年6月7日付け供述調書は、「A氏から、本件公的証明書の作成を指示され、早速その日のうちに、公的証明書の作成に取りかかり、深夜、本件公的証明書のデータを作成して印刷し、翌日頃の早朝、公印を押なつて、本件公的証明書を完成させた後、これをA氏に渡した」ともされているが、これは、関係者の供述を考慮すると、本件FDの「コピー～通知案」と題するファイルが本件公的証明書のデータであるとすれば、そのプロパティ情報と矛盾することが明らかであった。

また、本件FDの「通知案」と題するファイルについては、①本件公的証明書の原案とみられるデータと②C名義書面と同一内容のデータが、その順序で記録され、しかも、そのプロパティ情報の作成日が平成16年5月18日とされていることからすると、Cは、この頃から、独自の判断で、本件公的証明書を作成しようと考えていたのではないかという観点からも、慎重に検討すべきであった。

そして、なぜCがこれらのデータをこの日に作成したのか、本件公的証明書の原案を作成していたのに直ちに完成させることなく、なぜ同年6月1日になって本件公的証明書のデータを作成したのか、このデータを印刷したのはいつか、また、そもそもこのデータは本件公的証明書の元になったデータなのか、元となったデータが別にあるのであれば、それはいつどのように作成されたのか、それと本件FDに保存されたファイル文書との関係はどのようなものかなど、様々な観点から、Cを粘り強く取り調べるなど、所要の捜査を行うことが不可欠であった。

本件捜査において、この点に関するCの取調べについては、十分なものであったとは評価できない。そして、この点について、Cが合理的な説明をできないこと自体が、Cの供述の信用性を揺るがすものであり、その信用性について、より慎重に吟味する必要があるものと思われる。

また、データの作成日時と印刷日時が異なる可能性があると考えたのであれば、実際の印刷日時がいつであったのかを解明するための捜査を尽くすべきであった。

この点に関し、前田検事に対する証拠隠滅事件の捜査の過程において、本件

公的証明書と同一内容のデータの「前回印刷日時」が平成16年6月1日未明であることが判明したが（別紙第1，1(4)ア(オ) [61頁] 参照。），前田検事らは，本件FDのファイルが印刷された日時について，本件FDの解析等の捜査を行うことに思い至らなかった。本件捜査の当時，このような捜査が尽くされていれば，Cが同日未明に同データを印刷したことを前提とした更なる捜査がなされたものと思われる。

その点を別にしても，Cが平成16年6月1日に本件公的証明書を完成させ，同日頃，「凛の会」側に本件公的証明書が交付されていた可能性はなかったのかといった観点からも，関係者の取調べ等を十分に行う必要があった。すなわち，「凛の会」が本件公的証明書を6月1日に入手していた可能性はなかったのか，仮に「凛の会」が6月1日に本件公的証明書を入手していたとすれば，直ちに同証明書を提出せず，本件公的証明書の日本橋郵便局への提出が同月10日となった理由は何か，といった観点から，改めて，E，Dら「凛の会」関係者を詳細に取り調べる必要があったと思われるが，この点に関する必要かつ十分な捜査が尽くされたとは認められない。

オ また，犯行の理由ないし動機等についても，問題があった。

すなわち，国会議員から依頼された議員案件であるとされながら，Cが独断で虚偽の稟議書等を作成し，その後，A氏の指示により本件公的証明書を作成したという経過は，自然なものとは言い難い。また，議員案件といっても，申請書及び資料の提出を受け，決裁を経て行うのが通常であると考えられるにもかかわらず，決裁手続も経ないまま本件公的証明書が発行されていたことについて，有力な国会議員から依頼された案件というだけで，本件公的証明書を発行するという犯罪に至った理由ないし動機として十分に説明ができるか，といった観点から，厚労省における平素からの国会議員への対応の状況等についても十分な裏付け捜査を尽くした上で，なお慎重な検討が必要であったものと考えられる。

他方，E及びDにおいても，I議員の秘書であったDの政治力によって公的証明書の発行を求めるとしても，申請書及び資料の提出を求められるのが通常であると考えられるのであるから，最初からそのような手続なしにこれを発行してもらおうと考えたということ自体，やはり自然なものとは言い難いところであり，このような点について，更に両名らを取り調べて，慎重に検討する必要があったものと考えられる。

なお，平成16年3月上旬頃から，低料第三種郵便制度が悪用されているのではないかといた報道がなされ，同年5月17日には，衆議院決算行政監視委員会第三分科会において，委員からも，この点について追及され，G部長が，政府参考人として，指導していきたいなどと答弁していたのであるから，このことが公的証明書の発行に関する厚労省の対応にいかなる影響を与えたのか，さらに，それがI議員からの依頼に対する対応にいかなる影響を与えたのか，といった観点から，G部長らから詳細に事情聴取するなどして，十分に検討がなされる必要があったと考えられる。

(3) A氏の逮捕の判断

前田検事は、捜査の経緯、関係者の供述等の証拠関係からすれば、本件公的証明書の作成に関してA氏が共謀していた疑いが強いものと判断しており、本件FDの問題について、関係者の供述等の証拠関係からすれば、A氏の関与という事実を揺るがすものではなく、今後の捜査により解明できるものと判断したものである。しかしながら、本件FDの問題は、A氏の指示の有無及び時期に直接関わる極めて重要な問題点である上、犯行の動機ないし理由も十分に解明がなされていなかったのであるから、前記第3、1 [3頁] 記載のような特徴を有する本件事案において、客観的証拠との整合性を含め、供述の信用性を吟味することが極めて重要な課題であることを考えれば、逮捕という強制捜査の前に行うべき捜査や検討は可能な限り尽くしておく必要があったものと考えられる。

したがって、直ちにA氏を逮捕して第2次強制捜査に着手するのではなく、大阪地検内において、関係者を取り調べる検察官が、このような問題点の認識を共有するとともに、検事正、次席検事及び特捜部長らも含めて、これらの点を十分に検討・協議し、上級庁に対しても、速やかに、この点を報告して協議した上で、前記のように、引き続きC、E、Dらを詳細に取り調べるなど、更に必要な捜査を尽くした上で、A氏の逮捕の可否・要否について慎重な検討を行うのが相当であった。その意味で、本件に関するA氏の逮捕の判断には、問題があったものと言わざるを得ない。

3 A氏の起訴の判断に関する問題点

(1) 第2次強制捜査着手後の捜査の状況

A氏は、一貫して、本件公的証明書の作成等に関する自らの関与を全面的に否認し、C及びDも、平成21年6月15日の勾留質問において、A氏との共謀等に関し、曖昧な供述をしたが、その後、両名及び厚労省関係者については、A氏が否認をしていることを告げられ、また、取調検察官が交代しても、基本的に従前の供述を維持する内容の供述調書が作成された(注2)。

(注2) 一般に、供述の信用性の評価に当たり、取調検察官が交代した後も従前の供述が維持された点を過大に評価することは相当でない。先の取調官に対し迎合する供述をした者が、後の取調官に対しても、同様の供述を続けることは、あり得ることであり、平成22年5月26日証拠決定(以下「本件証拠決定」という。別紙第1、2(6) [85頁] 参照。)も指摘するとおり、従前の取調べの影響を十分に遮断する措置が講じられなければ、その意味は大きくないとも言える。

(2) 証拠上の問題点

本件の処分判断に当たり検討すべきであった主要な証拠上の問題点は、次のとおりである。

ア 本件FDの問題

前田検事は、本件FDの問題について、Cからこの点を合理的に説明する供

述は得られなかったものの、本件の捜査の経緯や第2次強制捜査着手前の証拠関係に加え、第2次強制捜査着手後、A氏が否認をしていることを告げられ、さらに、取調検察官が交代しても、関係者について、基本的に従前の供述を維持する内容の供述調書が作成されたことにより、本件に関するA氏の嫌疑が一層固まったものと判断し、また、本件FDの問題点についても、関係者の供述等の証拠関係からすれば、A氏の関与という事実を揺るがすものではないと判断した。

しかし、Cが本件公的証明書を作成した日時及びその状況は、A氏の指示の有無及び時期に直接関わる極めて重要な点であり、Cにとっては犯罪の実行行為そのものであるところ、前記のとおり、Cの平成21年6月7日付け供述調書は、関係者の供述を考慮すると、本件FDのファイルが本件公的証明書のデータであるとすれば、そのプロパティ情報と矛盾することが明らかであって、この点について、A氏逮捕後の捜査によっても、Cが合理的な説明をできないことは、Cの供述の信用性を揺るがすものであるから、その信用性について、より慎重に吟味する必要がある。

このように、本件FDの問題点がA氏の関与という事実を揺るがすものではないという判断については、供述証拠と客観的証拠との整合性を冷静かつ慎重に吟味・検討するという捜査の基本を軽視するものであったと言わざるを得ない。

また、Cについては、取調検察官において、虚心坦懐にその弁解に十分耳を傾け、多角的な観点から様々な質問を行い、供述の曖昧さ等の原因が何であるのか、何が真実であるのかを冷静に吟味すべきであった。

特に、Cには、通常想定される中央省庁の係長の人物像とは異なる行動傾向があったことにも、注意を払う必要がある。すなわち、Cは、独断で虚偽の稟議書等を作成してただけでなく、本件の後、厚労省老健局総務課企画調整係長となった以降も、大臣名義の文書につき、決裁を省略して複数回にわたって大臣公印を冒用して偽造していたことが認められる。しかも、本件当時、初めて予算要求関係事務を担当するCが、所管する制度の予算不足に対応する事務に忙殺されていたこと等を併せて考えると、Cがその後公判廷において供述したように、「予算業務に忙殺される中、雑事と考え、早く片付けようとした。」、「面倒くさいので資料を取り寄せなかった。」、「ほったらかしているうちに、やかましく催促され、焦った。」、「虚偽の稟議書で先送りしようとしたのが裏目に出た。」という程度の理由で本件公的証明書を独断で偽造したという可能性があったのではないかという観点からも、十分な吟味・検討を行う必要がある。また、このような行動傾向が、本件当時、厚労省内においてどの程度把握されていたか、把握されていたとして、厚労省の上司らがそのような者に本件犯行を指示するものか、などといった観点からも十分かつ慎重な検討を行う必要があると考えられる。

イ 本件公的証明書の授受

関係者の供述等によれば、DがA氏に対し日付を遡らせた証明書を至急発行

するように要請し、A氏がCに指示をして、本件公的証明書を作成させ、A氏がDにこれを交付したのは、平成16年6月8日頃から同月10日頃までの間と考えられた。

Dの手帳及びA氏の業務日誌等により、この間、両者が面会する可能性のある時間帯が存在したことは確認されたものの、Dらの取調べによっても、その日時等を特定する供述を得ることはできず、この間、事前の約束なしに2回にわたり面会することが可能であったか、という疑問も完全に払拭されたとはいえない状況にあった。

また、Dが本件公的証明書を受領した前後の経過についても、いつ、厚労省の誰から、「凛の会」の誰に対し、本件公的証明書を受け取りに来るよう連絡があったのか、その連絡のあったことが、いつ、誰から、どのようにしてDに伝えられたのか、また、Dは、いつ、どこで、「凛の会」の誰に対し、本件公的証明書を渡したのか、といった点について、関係者の供述は、曖昧で整合しておらず、証拠上明らかにならなかった。

本件の証拠関係において、DがA氏から本件公的証明書を受領した旨の一貫した内容の供述調書が作成されていることは重要な点であるが、それだけに、これらの点が十分に解明されなかったことは、その授受の事実自体に疑問を生じさせる問題として、慎重な検討が必要であった。

ウ I議員の取調べ

大阪地検は、Dらが、平成16年2月下旬頃、I議員に対し厚労省への口利きを依頼し、I議員がG部長に対し電話で協力の依頼をしたこと等に関し、I議員の取調べを行うことについて検討したが、関係者の供述等の証拠関係その他の事情を踏まえ、本件の立証上、処分の前にI議員を取り調べる必要はなく、総選挙後に取り調べることとし、大阪高検及び最高検の了承を得た。

この当時、I議員に会って厚労省に対する口利きを依頼した旨のD及びHの供述調書、これに符合する内容のG部長らの供述調書が作成されており、また、Dの手帳にはI議員との面会に関するものとみられる記載が存在するという証拠関係にあった。

そして、I議員については、その後に行われた取調べにおいて、「平成16年2月下旬頃は、平日は東京にいた。」旨の供述調書が作成されたが、その後、I議員は、公判廷において、「平成16年2月25日は、早朝から、同僚国会議員ら3名とともに、千葉県成田市内のゴルフ場でゴルフをしており、午後4時頃ゴルフ場を出て、東京に戻ったのであるから、同日午後1時頃、議員会館で元秘書のDと面談したということはありません。」旨供述し、これにおおむね沿うゴルフ場の回答が得られた。

本件は、供述と客観的証拠との関係を含め、供述の信用性について特に慎重な吟味・検討を要する事案であり、本件FDの問題や本件公的証明書の授受等に関する問題について、捜査が尽くされていないことを把握し得た検察官の立場としては、本件の証拠関係において特に重要な意味を有するD及びG部長の供述の信用性を冷静かつ慎重に吟味するという観点から、処分の前にI議員を

取り調べた上で、必要な捜査を尽くすことを検討する必要があるものと考えられる。

取り分け、Dの手帳の記載により、DらがI議員と面会した日時が特定されていたのであるから、国会議員の多忙な活動状況等からすれば、少なくとも、I議員の当該日時のスケジュールを確認するための取調べを行うことを検討すべきであった。

エ 犯行の理由ないし動機

G部長らの供述調書により、有力な国会議員から依頼された案件に対する官庁の対応として、その議員の意向に沿うように処理して、機嫌を損ねないようにすることが重要であり、本件当時、障害保健福祉部においては、支援費制度における財政上の問題に端を発した障害者介護等の問題に対応するため、障害者自立支援法につながることとなる制度改革を見据えた動きを進めており、有力な国会議員への配慮がより一層必要であったものと考えられたことから、前田検事は、これが、本件犯行の理由ないし動機であったものと判断した。

しかし、前記のとおり、有力な国会議員から依頼された議員案件というだけで、申請書及び資料の提出も受けず、決裁手続も経ないまま本件公的証明書を発行するという犯罪に至った理由ないし動機として十分に説明ができるか、といった観点から、なお慎重な検討が必要であったものと考えられる。

また、議員案件であるというだけで本件公的証明書の発行という犯罪に至ったと考えるのであれば、なぜF係長らは「凜の会」の関係者を障害者団体定期刊行物協会（別紙第1，1(1)エ（注14）[50頁]参照。）に行かせたのか、なぜCは稟議書について決裁を経ることなく単独で不正に作成して「凜の会」にファックス送信したのか、その一方で、Cは「凜の会」に書類の提出を強く求めなかったのか、求めたのであれば「凜の会」はなぜこれに応じなかったのか、といった観点からも、慎重な検討が必要であったと考えられる。

(3) A氏の起訴の判断

以上述べたとおり、本件の処分当時、本件FDの問題を始めとして、証拠上いくつかの重要な点で、捜査が尽くされておらず、慎重な検討を要する問題が存在した。それらは、本件の証拠関係において特に重要な意味を有するC、D及びG部長らの供述の信用性に関わるものであり、A氏の関与の有無に関する立証に大きな影響がある問題であった。

前田検事は、この時点において、本件の捜査の経緯や証拠関係等から、本件に関するA氏の嫌疑が固まり、公判廷においてA氏の有罪を立証できるものと判断してA氏を起訴することとしたが、現段階において、この証拠関係を冷静に検討すれば、全ての証拠関係を把握し得た検察官としては、前記のような証拠上の問題点を解決しないまま、A氏を起訴するという判断をすべきものではなかったものと考えられる。

4 本件の捜査・処理における取調べ、決裁等の問題点

前記のとおり、本件の捜査には、供述と客観的証拠の整合性を含め、供述の信用

性の吟味が不十分であって、捜査を十分に尽くさないまま逮捕及び起訴が行われたという問題点があった。そればかりでなく、本件の捜査・処理については、以下のとおり、いくつかの問題点が認められた。

(1) 取調べの問題点

ア 裁判所は、本件証拠決定において、検察官が刑事訴訟法321条1項2号に該当する書面として請求した供述人8名の検察官調書についての採否を決定し、このうち供述人5名の検察官調書の特信性を肯定し、供述人3名(H, C, D)の検察官調書の特信性を否定した。

特信性が肯定された検察官調書については、別紙第1, 2(6)ア[86頁]のとおり、一部に誘導があったこと等の指摘がされたものもあるが、いずれも、その取調べに大きな問題はないものとされた。

イ これに対し、H, C及びDの供述調書について特信性を否定した理由は、別紙第1, 2(6)イ[86頁]のとおりであるが、それぞれの取調べには、以下のような問題点が認められる。

(ア) Hの供述調書

Hの供述調書について特信性が否定された理由の要点は、「検事が、立ち上がったたり、机を叩いたりして、うそをつくなど言い、検事が作った供述調書について、それは検事さんの作文でしょう、と言ったが、認められなかった。」旨のHの公判供述を排斥できない、というものである。

その取調べを行ったP1検事(刑事部所属)は、公判廷において、そのような取調べの事実を否定したが、取調べ中に机をたたいたこと自体は肯定した。

そして、本件証拠決定においては、Hの弁護人からの申入書に関する取調べ関係申入れ等対応票には、「P1検事は、佐賀副部長に対し、Hは記憶のまま素直に供述しており、申入書にあるように記憶にない事実を押し付けたり、机を叩く必要はなく、そのような事実はない旨述べた。」との記載があり、P1検事が事実と異なる供述を佐賀副部長にしていたことは否定できないものとされた。また、申入書が送付された後の取調べ中に、Hに弁護人の解任届の書き方を教えて、その場で書かせ、提出を受けたという対応にも疑問が残るものとされた。

本件証拠決定は、Hの供述調書の特信性の判断に必要な限度で判断を示すものであるが、前記申入れに関するP1検事の対応は極めて不適切である上、本件証拠決定が指摘するような取調べ方法を捜査官が採ることは、不適切なものであると言わざるを得ない。

(イ) Cの供述調書

Cの供述調書について特信性が否定された理由の要点は、「検察官から、『Cさんの記憶があやふやであるなら、関係者の意見を総合するのが一番合理的じゃないか。言わば、多数決のようなものだから、私に任せてくれ。』と言われた。」旨の公判供述を否定できず、そのような方法で、P1検事が基本的に想定していた内容の検察官調書を作成した疑いを排斥できない、というもの

である。

Cを取り調べたP1検事は、公判廷において、そのような取調べの事実を否定したが、被疑者ノートにこれに沿う記載がある上、P1検事も、多数の関係者の供述を伝えて取り調べたことを認めた上で、一般論の話として、「裁判官だって3人いれば、意見が割れるときがある、多数決ということもあるんじゃないの」というような話をしたことはある。」旨証言した。

そして、本件証拠決定は、このP1検事の供述について、裁判官の事実認定に関するものとはいうものの、Cがなぜ裁判官の事実認定方法についてP1検事に聞いたのか経緯が不明であり、Cが供述するような場面であった可能性を否定できないものとした。

本件証拠決定も、Cの供述調書の特信性の判断に必要な限度で判断を示すものであり、また、他の者の供述や証拠を前提に矛盾等を追及すること自体は、取調べにおいて不当とされるものではないが、本件証拠決定において指摘された「記憶があやふやであるなら、関係者の意見を総合するのが一番合理的じゃないか。言わば、多数決のようなものだから、私に任せてくれ。」などと言って取り調べ、捜査官が想定する内容の供述調書を作成し、署名を求めるようなことは許されない。

(ウ) Dの供述調書

Dの供述調書について特信性が否定された理由の要点は、P2副検事（大阪地検堺支部所属）の取調べには、大きな問題があったとまでは言えないものの、一部の供述に関し、他の関係者の供述内容を伝えるなどした誘導があったとみられる上、供述者の供述をそのまま録取するのではなく、他者との供述や検察官の意図に合わせて供述調書を作成しようとする姿勢がうかがわれる、というものであった。

誘導が問題とされたのは、平成16年2月下旬頃の厚労省における面談の順番についての供述の変更等について、P2副検事により、厚労省関係者の供述内容を伝えるなどした誘導がなされたことに起因しているものとみられる点、また、同年6月上旬頃、A氏に日付を遡らせての本件公的証明書の発行を依頼したことについて、P2副検事から、Eの供述調書の記載を踏まえた誘導がなされている疑いが残るという点である。そして、このような誘導が客観的な事実と整合しない点も指摘されている。

取調べにおいて、他の関係者の供述や客観的証拠の内容を伝えるなどすることが必要な場合があることは言うまでもないが、それは、あくまでも供述者の具体的な記憶を喚起し、あるいは、供述者の供述内容が不合理で信用できないことを感得させるために行うものであって、それを超えて、他の関係者の供述や捜査官の想定する内容に沿った供述をさせるため、強く誘導することは相当でない。

ウ この3名の取調べに関する指摘には、検察官が他の関係者の供述や検察官の意図する内容に沿った供述調書を作成しようとしたという点で共通するものがある。

前記のとおり、本件は、捜査の時点から約5年前の事実に関するものであり、関係者の記憶が相当程度に減退していると考えられることから、取調べにおいて、曖昧な記憶について具体的な記憶を喚起させるに当たっては、細心の注意を払って、適切にこれを行う必要があった。安易に、他の関係者の供述や検察官の想定する内容に沿った供述をするよう強く誘導するなどし、相互に符合する多数の供述調書が作成されたとしても、そのこと自体により、それらの供述の信用性が高まるものでないことは明らかである。むしろ、それらの供述調書が共通して客観的証拠や事実と矛盾する内容を含んでいる場合には、その供述調書がいずれも検察官の不適切な押し付けにより作成されたものではないかとの疑念を生じさせることとなる。

まず、「A氏の指示を受け、本件公的証明書のデータを作成して印刷し、この書面に企画課長名の公印を押すつて、本件公的証明書を完成させ、その後、これをA氏に渡した。」旨のCの平成21年6月7日付け供述調書においては、前記のとおり、CがA氏の指示を受けた当日に本件公的証明書を作成し、その翌日頃の早朝にA氏にこれを渡したとされているが、関係者の供述を考慮すると、この点は、本件FDのファイルのプロパティ情報と矛盾していることが明らかである。このことは、Cの供述調書全体の信用性を著しく損なわせる問題であり、ひいては、このような供述調書全体が検察官の不適切な押し付けにより作成されたものではないかとの疑念を生じさせている。

また、第2次強制捜査着手前の平成21年6月7日及び同月8日、G部長、F係長、K企画課長補佐、L社会参加推進室長補佐等について、本件当時、障害保健福祉部において、障害者自立支援法の成立が重要課題であり、G部長及びA氏らがこれに奔走していた旨の供述調書が作成された（別紙第1、1(3)イ[52頁]参照。）。しかし、その後の捜査により、障害者自立支援法の具体的な方向性が定められて立案作業等が開始されたのは、平成16年暮れ頃であったことが判明した（別紙第1、1(6)ウ(ウ)[67頁]参照。）。本件当時、障害者自立支援法につながることとなる制度改革を見据えた動きを進めていたとしても、「障害者自立支援法の成立が重要課題」という供述は、明らかに客観的な事実に反するものであるから、そのような内容の供述調書がそろって録取されたことは、これらの供述調書全体が検察官による押し付けによるものではないかとの疑念を生じさせた。

さらに、本件証拠決定においては、Dの取調べについて、平成16年2月下旬頃の厚労省における面談の順番についての供述の変更に関する誘導の問題が指摘された。これは、Dが、当初は、最初にF係長を訪ね、その後A氏に挨拶した旨供述していたところ、その後の厚労省関係者の取調べにより、Dが最初にA氏らを訪れ、そこにF係長らが呼ばれた旨の供述が得られたことから、検察官が、改めてDに対し、厚労省関係者の供述内容を伝え、その結果、最初にA氏に会って挨拶した旨のDの供述調書が作成されたというものである。しかし、Dの平成16年の手帳の2月25日の欄には、午後4時にF係長と面会する予定とみられる記載があり、Dが最初にA氏を訪ねることの合理性には疑問

があったところであり、この点に関し、判決においても、Dは、最初にF係長と面会したものと認定された。

このように、本件においては、必ずしも相当とは言い難い誘導等により、客観的証拠や客観的な事実と整合しない供述調書が作成されたのではないかと疑われるものが少なからず存在し、その取調べについては、反省すべき問題があった。

エ なお、P1検事は、Cの取調べにおいて、2回にわたり、Cとトランプを行ったものであるが、その理由等について、「Cが、夜眠れないことがある旨申し立てていたことから、両親と面会する日や保釈が見込まれる日の前に、Cの気を楽にさせようと考え、トランプをしたものであるが、今は不謹慎な行為であったと反省している。」旨供述している。

言うまでもなく、取調べは、刑事事件に関する証拠収集の手続であり、取調べ検察官が取調べの相手方とトランプ等の遊技行為をすることは、その余の取調べの適正さについても疑念を招きかねないものと言わざるを得ない。

(2) 不十分な捜査体制

本件は、平成21年5月上旬頃、前田検事を主任検察官とし、それと他の2名の検事による捜査班により捜査が開始され、その後、第1次強制捜査（稟議書等に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、Cに加えて、Eを逮捕するとともに、A氏以外の厚労省関係者を一斉に取り調べ、関係箇所を捜索するなどの捜査をいう。以下同じ。）の着手の頃、前田検事を含め、検事5名、副検事3名の体制となり、第2次強制捜査の着手の頃、検事1名が加わり、その後、おおむね9名程度の検察官の体制によって捜査が行われた。

しかし、主任検察官を補佐する事務に専従する検察官はおらず、前田検事が捜査の指揮、証拠の分析・整理、資料の作成、上司等への報告その他事件の管理のほとんど全てを一人で行っていたことから、前田検事は、本件FDの問題等の証拠上の問題点につき他の検察官と情報を共有することもなく、その解決の方策を見いだせないでいたことがうかがわれる。

また、この捜査の当時、大阪地検特捜部では、本件の端緒となった郵便法違反事件の関連事件の捜査を並行して行っており、人員に余裕がなかったことから、検事正らは、他の検察庁からの応援を求めることを検討したが、大坪部長がこの体制で捜査を進めることができる旨述べたことから、応援を求める手続を採らなかった。

しかも、大坪部長は、本件の捜査・処理について、佐賀副部長には、実質的な関与をさせていなかった（別紙第1、1(2)ア[50頁]参照。）。

しかし、本件は、「凜の会」関係者、厚労省関係者を始め、多数の者が関与する事案であって、その多くが東京近辺に居住していた上、捜査の時点から約5年前の各人の行動について、客観的証拠と照らし合わせながら、詳細に分析・検討するという捜査が必要であったものであり、勾留の期間内に十分な捜査を遂げるためには、このような捜査体制では不十分であったことは明らかである。

(3) 捜査・処理の指導及び決裁をめぐる問題点

ア 前田検事は、本件の捜査・処理の決裁において、消極証拠や供述の不整合、
解明を要する問題点が少なからず存在したにもかかわらず、A氏の否認やCが
当初A氏の指示を否定する供述をした点が報告書に記載されたことを除き、そ
れ以外の問題点については、これを報告書に記載せず、決裁の会議等において
も、これを上司に報告しなかった。

(ア) 前田検事は、本件FDのファイルのプロパティ情報を把握した後も、これ
を上司に報告せず、各報告書にも記載しなかった。

この点に関し、前田検事は、本件FDの問題を上司に報告しなかった理由
は、関係者の供述等の証拠関係からすれば、A氏の関与という事実を揺るが
すものではないと考えたこと、このような問題のある証拠について未解明の
まま大坪部長に報告すれば叱責を受けると考えたことにあると供述している。

(イ) また、前田検事は、第1次強制捜査の着手に関する報告書においては、平
成16年6月8日頃、郵便局から「凜の会」に対し公的証明書の提出の求め
があり、その後、DがA氏に改めて要請したところ、A氏が、正規の手続を
経ないで作成された本件公的証明書をDに交付し、同月10日頃、それが郵
便局に提出されたことについて、これらの日付を明示して記載していたが、
第2次強制捜査の着手に関する報告書においては、同月10日という日付を
除き、全て6月上旬頃と記載し、A氏がCに本件公的証明書の作成を指示し
たことや、Cがこれを作成してA氏に渡したことについても、6月上旬頃と
記載した。

この点に関し、前田検事は、このような記載をした理由について、6月8
日頃から10日頃までという短い期間に、DがA氏に本件公的証明書の発行
を要請し、その後、A氏からそれを受け取った状況等に関し、具体的に解明
できていなかったことから、この点が決裁の時に大きな問題とならないよう
にしたものと思う旨供述している。

イ 前記のとおり、本件の捜査においては、本件FDの問題を始め、解明を要す
るいくつかの重要な点について、捜査が十分に尽くされないまま、処理が行わ
れたが、これらの問題点が、本件の決裁の過程において、何ら取り上げられず、
議論も検討も全く行われなかったことは、極めて重大な問題である。

このような問題が生じた原因は、まず、前田検事がこれらの問題点を決裁の
会議等において上司に報告しなかったことにある。

これは、前田検事がこれらの問題の重要性を軽視し、安易に、関係者の供述
等の証拠関係から、A氏の関与という事実は揺るがないものと考えたことに由
来するが、そもそも、問題の重要性の大小を問わず、消極証拠や供述の不整合
等の問題点を上司に報告しないで決裁を得ようという意識や姿勢自体が問題で
あった。公益の代表者たる検察官は、公正誠実に職務を遂行しなければならない
のであるから、証拠上の問題点について慎重かつ十分に吟味・検討すべきこ
とはいうまでもないが、上司に対しても、そのような問題点と検討の結果等を
誠実に報告して、その決裁を受けなければならない。前田検事がこのような意
識を欠いたことは、検察官の姿勢として重大な問題があった。

ウ しかし、前田検事がそのような意識を欠いたことについては、単に前田検事一人の問題ではなく、当時の大阪地検特捜部における指導及び決裁の在り方に重大な問題があった。

すなわち、捜査の過程において、大坪部長及び佐賀副部長に対しては、供述調書の写しが届けられ、両名は、その内容を確認していたが、大坪部長は、本件の捜査・処理について、検察官を集めて捜査会議を開くこともなく、佐賀副部長には、実質的な関与をさせず、自ら前田検事から直接報告を受けて指示を与えるなどしており、重層的ないし組織的な検討やチェックをさせていなかった。

大坪部長らは、捜査の着手及び処分等の決裁時においても、前田検事に対し、関係者の供述とこれに対応する客観的証拠の有無・内容を対照した資料等を作成させることもなく、また、主要な証拠物の報告や提示を求めることもなかった。

また、大坪部長は、かねて、特捜部所属の検察官が消極的な意見を述べることを好まず、そのような検察官に対し、理不尽な叱責を加えることもあった。

そして、決裁官である大坪部長のこのような対応が、部下の検察官に、消極証拠についての報告をためらわせ、ひいては、前田検事が本件FDの問題を大坪部長に報告しなかった要因の一つとなったものと認められる。

これらの点からみて、本件における大阪地検特捜部の指導及び決裁の在り方には重大な問題があった。

エ さらに、本件の捜査・処理に関する大阪地検内の決裁は、特捜部の他の事件と同様に、着手前、中間時、処分時等において、検事正室において、検事正、次席検事、大坪部長及び前田検事らが出席し、前田検事が報告書に基づいて報告・説明を行うという形で行われた。

重要な供述調書の写しは、随時、検事正及び次席検事にも届けられていたが、決裁における各報告書は、主要な供述や証拠の要旨等が記載されたものにすぎず、関係者の供述とこれに対応する客観的証拠の有無・内容を対照した資料等、各証拠の信用性について十分な吟味を加えた成果を示す内容のものはなかった。

検事正及び次席検事は、決裁において、このように、前田検事の各報告書が決裁資料として不十分なものであったにもかかわらず、必要な補充をさせることなく、また、詳細な証拠関係、客観的証拠の有無・内容、消極証拠の有無・内容等を十分に報告させないまま、捜査の着手や処分等の決裁を行ったものである。

特に、本件公的証明書を作成したコンピュータや外部的記憶装置の有無について、何ら指摘・検討がなされなかったことは、コンピュータによる文書の作成という本件事案の内容に鑑み、決裁の在り方として、極めて大きな問題であった。

そのほか、平成16年6月8日頃から同月10日頃までの間のDとA氏の面会の具体的な日時、Dが本件公的証明書を受領した前後の経過等についても、特に指摘・検討がなされた状況がなく、その決裁の在り方には問題があったも

のと言わざるを得ない。

(4) 捜査・処理に関する高検及び最高検の対応の問題点

ア 本件の捜査・処理においては、大阪地検の捜査の着手及び処分等に関し、大阪高検及び最高検も、事前にその報告を受け、それらを了承した（注3）。

(ア) 大阪高検の対応

大阪高検における本件の検討は、大阪地検内の決裁と同様に、着手前、中間時、処分時等において、検事長室において、検事長、高検次席検事、高検刑事部長、大坪部長、前田検事らによる会議が開かれ、前田検事が報告書に基づいて報告・説明を行うという形で行われた。報告書は、大阪地検内の決裁に使用されたものと同じものが使用された。

これらの会議においては、検事長らが直接前田検事らに対し、証拠の具体的内容や証拠上の疑問点を尋ねるなど、具体的な検討が行われ、また、今後の捜査の方針や具体的な留意点に関する指導が行われた。

大阪高検においては、本件の担当として、主要な供述調書の写し等の送付を受けて証拠関係等を検討する検事は存在しなかった。

本件FDの問題等の証拠上の問題点については、前記会議等においても報告されなかったため、それを把握できないまま、特に問題はないものとして、捜査の着手及び処分等が了承された。

(イ) 最高検の対応

最高検における本件の検討は、担当のP3検事が、高検刑事部長から、報告書等の資料の送付を受け、電話で報告・説明を受けて、その検討の結果を最高検刑事部長、次長検事及び検事総長に報告して、その了承を得るという形で行われた。ただし、A氏の処分に関する検討の際は、高検刑事部長が、別事件に関する報告も併せて最高検を訪れ、最高検のP3検事と協議の上、検事総長室において、検事総長及び次長検事に対し、報告書に基づき、処分の方針を報告し、その了承を得た（別紙第1、1(7)エ [69頁] 参照。）。

報告書は、大阪高検の検討に使用されたものが送付されたが、最高検のP3検事が検事総長等に報告する際は、1～2枚程度にまとめた資料を別に作成した上、これに基づいて報告し、送付された報告書は、これを手交するにとどめた。

本件FDの問題等の証拠上の問題点については、大阪高検から報告されなかったため、それを把握できないまま、特に問題はないものとして、捜査の着手及び処分等が了承された。

イ 前記のような大阪高検及び最高検の対応の手続は、特捜部の行う他の事件の場合と同様であり、具体的な証拠関係の把握及び検討は、基本的に、地検に委ねられ、消極証拠や供述の不整合等の問題点の検討も、地検内の決裁等において十分に行われた上で、上級庁に報告されるべきものと考えられていた。したがって、本件のように、主任検察官が意図的に証拠上の問題点を報告しないまま、地検の決裁を了した場合には、高検や最高検がこれを探索して把握することは、實際上困難であった。

しかし、本件のような事態の再発を防止するという観点からは、事件の捜査が、個々の証拠を収集・検討する作業であって、これに直接従事する検察官が独任制の官庁としての職責を果たすべきものであることを前提としつつも、上級庁において、具体的な証拠関係の把握及び検討を行い、個々の検察官の権限行使に対し適切な指揮・指導等を行う体制を構築することにより、適正な検察権の行使を確保しなければならない。

また、本件においては、前記のとおり、犯行の理由ないし動機等についても、慎重な検討を要する問題が含まれていたのであるから、上級庁においても、そのような観点から、必要な捜査を助言する等の指導を行うのが相当であったものと考えられ、この点は、率直に反省しなければならない。

(注3) 捜査・処分に関する決裁・報告等について

1 大阪地検における決裁

(1) 捜査の着手

検察官が犯罪を認知して捜査に着手するときは、あらかじめ上司の指揮を受けなければならない(大阪地検執務規程37条)。

(2) 起訴

特捜部の行う認知事件等の処分に当たっては、特捜部長及び次席検事を經由して検事正の決裁を受けなければならない(同執務規程38条1項及び2項、昭和61年12月15日次席検事通知)。

2 大阪高検及び最高検に対する報告等

本件のような事件に関し、被疑者の逮捕又は起訴若しくは不起訴の処分を行うに当たり、あらかじめ、地検から高検に対する報告、高検から最高検に対する報告を行うことについて、明文の定め等はないが、事案の重要性等に鑑み、事実上、その報告がなされている。これは、地検における決裁や指揮と異なり、正式な文書の作成や押印等の手続もなく、適宜の方法により行われている。

5 背景事情等

本件捜査には、前記1ないし4記載の多岐にわたる問題点が認められるが、これらの問題点については、次のような背景事情ないし要因があったものと考えられる。

(1) A氏関与の見立て

ア 前田検事は、平成21年4月下旬頃、本件の主任検察官として捜査を始めるに先立ち、大坪部長から、「何とかA氏までやりたい。」「前田君、頼むな。これが君に与えられたミッションだからな。」などと言われ、A氏を検挙することが最低限の使命であり、これを必ず達成しなければならないと感じた(別紙第1、1(1)ウ[48頁]参照。)

さらに、その後、Cは、第1次強制捜査による逮捕の当初、A氏の指示によるものではなく、自らが独断で本件公的証明書を作成した旨供述したが、前田検事がCの供述を大阪地検及び大阪高検の幹部に報告した際、検事長らから、一様に、Cが独断で本件公的証明書を作成することは考えられない旨の指摘等

がなされた。

当時、大坪部長らが、Dの供述調書等により、A氏が本件公的証明書の作成等に関与した疑いがあると考えたことや、大阪地検及び大阪高検の幹部らが、Cが独断で行う合理的な理由がないと考えたことにも理由はあると考えられるものの、前記のとおり、議員案件とされながら、Cが独断で虚偽の稟議書等を作成し、その後、A氏の指示により本件公的証明書を作成したという経緯や、議員案件というだけで、決裁手続も経ないまま本件公的証明書が発行された理由ないし動機の合理性等の問題を考えれば、Cが独断で本件公的証明書を作成した可能性の有無については、やはり慎重な捜査と検討が必要であった。

いずれにしても、A氏を立件することができるかどうかは、あくまでも、捜査の結果得られた証拠に基づき、慎重に判断しなければならない問題であることは言うまでもない。

もとより、捜査において、特定の者の関与や事件の流れ等について、それまで収集した証拠に基づき一定の見立てないし筋立てを考える場合はあり、特に、関係者が多数で複雑な共謀の過程を経たような事案においては、その真相を解明するため、そのような見立てないし筋立てを考える必要があることが少なくない。しかし、それは、一つの想定にすぎず、設計図のようなものとは根本的に異なり、これに符合するような供述を得るためのものとして、捜査員に示されるものではない。そのような見立てが一人歩きすることがあれば、事案の真相解明を妨げることにもなりかねない。すなわち、このような見立ては、様々な角度から捜査を行い、その後得られた証拠も吟味して、常にこれを検証することにより、柔軟に変更し、または、否定し得るものでなければならない。最初から特定の対象者の検挙を最低限の使命ないし目標と定めることにより、その後得られた証拠の十分な吟味がおろそかにされることがあるとすれば、証拠に基づく捜査・処理という捜査の基本と相容れないものである。

イ 前田検事が、本件FDの消極証拠としての意味を軽視するなど、証拠を十分に吟味しなかったことや、本件FDの内容を上司に報告せず、最終的にそのデータの改ざんに至ったことなどの背景には、A氏の検挙を最低限の使命として、それを達成しなければならないと考えながら捜査を進めたことがあったと考えられる。

(2) 当時の大阪地検特捜部の運営の問題点

大坪部長は、大阪地検特捜部長就任後、供述調書の写しは届けさせていたものの、主要な証拠物を自ら検討することはなかった。また、検察官を集めて捜査会議を開くこともほとんどなく、副部長には、実質的な関与をさせず、自ら主任検察官から直接報告を受けて指示を与えるなどしており、重層的ないし組織的な検討やチェックをさせていなかった。

こうして、本件の捜査は、前記のとおり、不十分な捜査体制の下で行われた上、部長及び副部長による十分な事件の把握と適切な指揮・指導がなされないまま進められたものであり、そのことが、必要な証拠の収集・検討を不十分、不徹底なものとし、さらに、前田検事が上司に対し重要な証拠の存在を報告しなかったこ

とや証拠を改ざんしたことの要因となったものと考えられる。

その上、大坪部長は、前記のとおり、特捜部所属の検察官が消極的な意見を述べることを好まず、その意向に沿わない検察官に対し、「特捜部から出て行ってもらう。」などといった理不尽な叱責を加えることもあり、そのことが、大坪部長に対し、消極証拠の存在や問題点を指摘したり、異なる観点からの捜査の実施を進言したり、捜査の継続に疑問を呈するなどの大坪部長の意向に沿わない意見を述べることを事実上困難にしていたものと考えられる。

本件において、取り分け、本件FDのファイルのプロパティ情報という消極証拠について、前田検事とP1検事だけが問題を抱え込み、大坪部長や佐賀副部長にすら報告されなかったことについては、前田検事らに問題があったことは否定できないが、このような消極証拠や問題点を上司に言い出しにくい状況や、そのための適切な機会が設けられていなかった当時の大阪地検特捜部の運営の在り方が要因になっていたものと考えられる。

このように、当時の大阪地検特捜部の運営には大きな問題点があったと言わざるを得ない。

(3) 人事配置等の問題

一般に大阪及びその周辺に住居を構えた検察官は、大阪を中心とした異動を希望する傾向があり、そのような異動を希望する者の数が大阪高検及びその管内地検に配置されるべき検察官の数より少ないこともあいまって、現実にそのような異動の希望がかなう割合が高い。

このような背景の下、東京ほど規模の大きくない大阪高検及びその管内地検においては、一定の限られた人材の中から適任者を選定してきたという実情があり、しかも、幹部職員と部下職員の間において、比較的親密な人間関係が形成されやすい傾向も生じ、そのような人間関係のために、適材適所の人事を行うことが困難となり得ることも考えられるところである。

最高検は、これまでも、こうした問題意識に基づき、全国的視野に立った一元的人事を徹底させ、適材適所の人事配置を実現するため、検事の人事異動案の策定に関して積極的に関与し、その調整・指導を行ってきたところであるが、今回の事態の発生に鑑みると、これらの調整・指導がなお十分な効果を上げていない点があったものと考えられ、これを率直に反省する必要がある。

(4) 特捜部の一般的な状況

前記のような、本件捜査当時における大阪地検特捜部の問題点が、特捜部一般に共通するものであるかという点についてみると、まず、大坪部長の前任者及びその前任者が特捜部長であった当時においては、部長及び副部長が基本的に全ての証拠を直接把握した上で、必要に応じ、捜査会議を開いて、捜査に従事する検察官が関係者の供述や問題点等の情報を共有して、検討・協議を行い、これに基づいて必要な捜査が行われていたものと認められる。そして、そのような中で、消極証拠についての検討も行われており、そのような問題を主任検察官が一人で抱え込み、上司に報告することをためらうということもなかったものと認められる。これらの点は、東京地検及び名古屋地検の特捜部においても、特に異なると

ころはない。

しかしながら、本件捜査当時における大阪地検特捜部においては、現実に前記のような問題点が存在し、それが背景ないし要因となって、本件をめぐる一連の事態が生じたことからすると、これを単なる特異な事例とするのではなく、こうした事態の発生を二度と繰り返さないという観点から、検察が組織として、特捜部の行う事件に関する指導及び決裁の在り方等について、十分な対応を採ることが必要である。

第4 本件の公判遂行をめぐる問題点

1 弁護人の「予定主張記載書面3」に対する対応

(1) 公判主任検察官のP4検事（公判部所属）が、平成21年11月30日、弁護人から、「Cが本件公的証明書を作成した日時は、平成16年6月1日未明（午前1時20分06秒）以前である。」旨の主張が記載された平成21年11月30日付け「予定主張記載書面3」の送付を受けた後の対応は、別紙第1, 2(1)ウ [72頁] のとおりである。

(2) 本件FDのファイルのプロパティ情報は、前記のとおり、他の証拠と整合しておらず、捜査段階において、この点に関し、捜査が十分に尽くされていないなどの問題があった。

しかし、公訴提起後において、既に被告人としての立場を有していたC, Dらを取り調べることは、慎重に検討しなければならないことからすると、公判担当検察官としては、その時点の証拠関係を慎重に吟味して、合理的な主張の可否を検討し、それに基づいて対応すべきものと考えられる。

その点からみると、P4検事が、前田検事とも協議の上、別紙第1, 2(1)ウ [72頁] のとおり、検察官としての主張を検討し、これを公判部長らが決裁したことについては、本件の証拠関係に照らし、一つの推論として可能であるものと考えられる。

(3) しかし、そもそも、本件FDの問題は、A氏の指示の有無及び時期に直接関わる極めて重要な問題であるから、公判部としては、この時点において、その重要性を認識し、この問題に関する捜査の経緯等をより詳細に把握するとともに、証拠物の確認に努めるなどした上で、検事正らに対して、その問題の重要性を報告し、その後の対応方針等について協議・検討を行う必要があったものと考えられる。

2 前田検事の証拠の改ざんが判明した後の対応

(1) 本件の公判に立ち会った検事は、合計7名であるが、そのうち、P4検事らは、本件公判を担当していた平成22年1月末頃、前田検事が本件FDのデータを改ざんしたことを知ったが、その後も、本件の公判活動に従事した（別紙第2, 2(1) [96頁] 参照。）。

前田検事は、同年2月8日頃、東京地検への応援から戻った後、同月9日頃、大阪地検検事正室における会議において、検事正の指示により、本件公判に立ち

会うこととされ、同月16日の第6回公判期日から他の検事と共に本件公判に立ち会い、本件の公判活動に従事した。

- (2) P4検事らは、前田検事による証拠の改ざんを認識した後、この問題が検事正らに報告され、その対応が同検事正らに委ねられたものと認識し、事態の推移を見守っていた。

そして、P4検事から報告を受けた公判部長及びP4検事らは、本件においては、既に第1回公判期日に本件FDに関する捜査報告書（平成21年6月29日付けの本件FDのファイルのプロパティ情報及びファイルのデータを印刷した書面を添付した捜査報告書をいう。以下同じ。）が取り調べられ、前田検事が改ざんする前の本件FDのファイルのプロパティ情報が明らかとなっており、その他の証拠についても、改ざんされた本件FDのデータに基づいて収集されたものは存在しないことから、本件FDのデータの改ざん自体が、検察官の主張・立証の活動に影響を与えることはなく、また、公判の進行、弁護人の活動等に影響を与えることもないと判断し、それまでの主張・立証の方針に従って公判遂行すべきものと判断した。

- (3) 本来、大坪部長らから検事正らに対し真実の報告がなされ、また、検事正らにおいて、適切な対応がなされていれば、その後直ちに、大阪地検等において、この問題に関する調査を実施し、前田検事の証拠隠滅事件に関する捜査・処理を行うとともに、本件の捜査の状況等に関する徹底した調査を実施することになったものと考えられる。

そして、そのような調査等が実施された場合には、本件の公判に関しても、A氏の弁護人に対し、証拠の改ざんの事実を明らかにする等の対応を採ることも考えられたところであるし、また場合によっては公訴を取り消すことも検討されたものと思われる。

公判部長らとしては、特捜部に所属する前田検事による証拠の改ざんの問題が大坪部長らに報告され、大坪部長らから検事正らに報告されたものと認識したものであるが、重要証拠物である本件FDが改ざんされたことの重大性を考えれば、この時点において、本件の公判を所管する公判部長としては、検事正等に対し、前田検事による証拠の改ざんの疑いがあることを弁護人等に明らかにすることを含め、今後の公判活動の方針について報告するなど、厳正な対応が必要であったものと考えられる。

- (4) 前田検事による公判立会いについては、大阪地検としては、証拠関係を最もよく知る前田検事に公判遂行を支援させることを意図して立ち会わせたものと認められる。しかし、本件の証拠物である本件FDのデータを改ざんした前田検事が本件公判に立ち会うことは、適正な公判活動が期待できないという疑問を生じさせるものであり、公益の代表者たる検察の対応として、許されないものであった。

公判部長としては、前田検事による証拠の改ざんの疑いがあることを把握した以上、検事正から、前田検事による本件公判への立会いを指示された際、この問題に関する意見を述べるなど、厳正な対応が必要であったものと考えられる。

3 本件の論告に関する対応

本件の公判においては、

- ① D, E, C, H, G部長及びその他の厚労省関係者が、いずれも、公判廷において、検察官調書の大筋又はその一部について異なる供述又は曖昧な供述をしたこと。
- ② I議員が、公判廷において、DがI議員と面会して厚労省に対する口利きを依頼した旨の証言をした平成16年2月25日午後1時頃、ゴルフ場でゴルフをしており、Dと面談していない旨供述し、これに沿うゴルフ場の回答書が提出されたこと。
- ③ 本件証拠決定により、D, C及びHの供述調書の特信性が認められないものとして却下されたこと。

等により（別紙第1, 2(3) [74頁], (4) [79頁] 及び(6) [85頁] 参照。）、検察官の主張立証に問題が生じた。

他方において、検察官が論告で主張したとおり、その主張を支える証拠も、相当程度に存在した。このような証拠関係については、慎重に検討すべき問題もあったが（注4）、公判において取り調べられた証拠に基づいて行う論告としては、A氏に故意及び共謀が認められるものとして、有罪の論告を行うことがあり得ないものとはいえない。

しかしながら、遅くとも論告を行うまでの間に、前田検事による証拠の改ざんを含め、本件の捜査の状況等に関し、前記のような徹底した調査等が実施された場合には、その結果等を踏まえ、有罪を求めないことを含め、論告段階における適切な対応の在り方も検討されたものと思われる（注5）。

（注4）

- 1 Dは、公判廷において、「A氏から、公的証明書を直接交付された。」旨明確に証言した。これは、弁護人の厳しい反対尋問によっても揺らぐことはなく、捜査段階の初期から、一貫した供述であり、DがA氏を陥れるために虚偽の供述をする理由はないとも考えられた。もっとも、前記第3, 3(2)イ [11頁] のとおり、DとA氏の面会に関する問題点については、捜査段階から十分に解明されておらず、公判においても、明らかとならなかった。また、I議員の証言等により、Dが、平成16年2月25日頃、I議員に対し、厚労省への口利きを依頼した旨の証言自体の信用性が損なわれ、それが、Dの証言全体の信用性に影響を及ぼしていた。
- 2 F係長は、公判廷において、「K課長補佐に呼ばれ、A氏とK課長補佐のいる場でDに挨拶をしたところ、Dは、I議員の事務所の者であると名乗り、障害者団体の公的証明書の発行を依頼してきた。I議員の関係者が、K課長補佐よりも上のG部長又はA氏に持ち込んだ話であると認識した。後任者であるCに、『凛の会』に対する公的証明書の発行の件は、『凛の会』の実体がよく分からないので、慎重に対応する必要があるが、I議員の議員絡みの案件であるので、まず手を付ける業務であることを告げて引継ぎをした。」旨証言した。これは、捜査段階における供述を基本的に維持するものであり、この点に関しては、捜査段階において検察官の取調べを受けた後、企画課の担当者が、その取調べ状況を聴取し

た結果を記載した書面が存在し、この書面の内容によれば、F係長が、検察官の取調べに対し、記憶のないことについてはその旨供述し、自己の記憶に基づいて供述した内容が供述調書に記載されていることが裏付けられていた。

もっとも、前記第3, 2(2)オ [9頁] 及び第3, 3(2)エ [13頁] のとおり、議員案件とされていたことと本件犯行との関連については、捜査段階から十分に解明されておらず、公判においても、明らかとならなかった。

- 3 Cは、公判廷において、「自己の単独犯行であり、F係長から議員絡みの案件であるとの引継ぎは受けておらず、本件公的証明書は、誰からも指示されず誰にも報告せずに自分が勝手に偽造し、Eに交付した。」旨証言したが、F係長及びEは、公判廷において、Cのこの証言を明確に否定する証言をした。

また、Cは、本件公的証明書の発行の動機や経緯に関し、「確たる記憶はない。」「一刻も早く自分の目の前から案件をなくしたいと考えた。」旨供述するなど、曖昧で不自然な供述に終始した上、平成16年5月18日の時点で、作成日付と発番号を空欄にして、「平成16年5月」という入力をした公的証明書のデータを作成した理由や、同年6月1日未明に、同年5月28日付けの公的証明書のデータを作成したことについて、記憶がないなどとして、その理由や経緯を全く説明できなかったことなど、その証言は、不自然かつ不合理なものであると考えられた。

しかし、Cの供述調書が却下されたため、CがA氏の指示により本件公的証明書を作成したことを直接証明する証拠はなかった。

- 4 本件FDの問題に関しては、C自身が、公判廷において、本件FDのデータを作成したことについて、記憶がないなどとして、その理由や経緯を全く説明できなかったことも併せて考えれば、①Cが平成16年6月1日未明に作成した前記データをそのまま出力して本件公的証明書を作成したとは断言できない上、仮に同データを出力して本件公的証明書を作成したとしても、平成16年6月1日未明という日時は、あくまでも同データを入力して作成した日時にすぎず、同データを出力して印刷し、これに企画課長の公印を押なつて本件公的証明書の書面を最終的に完成させた日時を示すものではなく、また、Cが本件公的証明書を第三者に交付した日時を示すものでもないこと、②Cは、虚偽の稟議書等を作成してまで本件公的証明書の発行に迷いを持っていた一方で、平成16年5月中の日付で公的証明書を発行する必要性を意識していたことから、同月末日を経過した同年6月1日未明に、いったんは平成16年5月28日という作成日付が入力されたデータを作成しながらも、現実の公的証明書の発行については、必要な審査資料の提出がなかったことから、やはりしゅんじゅんしていたところ、その後、A氏からの指示等で背中を押されて公的証明書を発行するという最終決断に至ったという経緯が合理的に推認できるとの主張ができるものと考えられた。

しかし、そのような推論が可能であるとしても、CがA氏の指示により本件公的証明書を作成したことを直接証明する証拠はなく、本件FDのデータは、Cが独断で本件公的証明書を作成したのではないかという疑問を生じさせる重要な消極証拠であった。

- (注5) 前記のとおり、公判部長としては、前田検事による証拠の改ざんの問題が大坪部長らから検事正らに報告されたものと認識しており、その後、特に調査等もなされなかったことを踏まえ、遅くとも論告を行うまでの間に、改めて、前田検事による証拠の改ざんという事実を

踏まえた公判活動の方針について報告するなど、厳正な対応が必要であったものと考えられる。

第5 証拠の改ざんをめぐる問題点

1 問題の重大性

言うまでもなく、検察権の行使は、法と証拠に基づき適正に行われなければならない。検察官が法を犯して証拠を改ざんすることは、刑事司法の根幹を揺るがすものであって、断じて許されない。前田検事がこの基本的な規範を犯したことは、極めて重大な問題であった。

取り分け、本件FDは、本件公的証明書の作成の元ともみられるファイルを保存するものであり、A氏が自己の関与を全面的に否認する状況にあって、そのファイルの作成や更新の日時は、本件公的証明書の作成の経緯を裏付ける最も重要な客観的証拠の一つであるから、そのプロパティ情報の更新日時等を改ざんし、真実を隠蔽することは、本件公判を不当に混乱させ、A氏の防御権を侵害する、極めて重大な問題であった。

2 証拠の改ざんの意図・動機等

- (1) 前田検事は、A氏の公判の紛糾及び上司からの叱責を避けるため、Cに本件FDを還付することによりこれが証拠開示の対象とならないものとしようと考えたものと認められる。
- (2) また、前田検事が、A氏が本件に関し無実であることを認識しながら、殊更A氏を罪に陥れる意図を有していたか、という点に関しては、前記のとおり、前田検事は、本件の捜査の開始に当たり、大坪部長の指示により、A氏の検挙を最低限の使命として、それを達成しなければならないと考えながら捜査を進めたものであり、また、前田検事の判断については、前記のとおり、供述証拠と客観的証拠の整合性を軽視するなど、証拠関係の評価に問題があったものと認められるが、本件の捜査の経緯や証拠関係等からすると、前田検事によるそのような証拠の評価自体があり得ないとまで言うことは困難であり、前田検事がA氏の公判の紛糾及び上司の叱責を避けるために本件FDのデータを改ざんしたという供述を覆すに足りる積極的な根拠も存在しないことからすると、前田検事において、A氏の関与がなかった、あるいはその関与がなかったかもしれないと、現実に考えていたと認めることは困難である。

3 証拠の改ざんに至った要因等

前記のとおり、本件の捜査に関しては、当時の大阪地検特捜部の運営等の問題点が認められ、それらが、前田検事が証拠を改ざんするに至ったことの要因ないし背景となったことは否定できない。

すなわち、前記のとおり、大坪部長がその意向に沿わない処理をした部下に対し、特捜部から出て行ってもらうという趣旨の発言をしていたこと、大坪部長が前田検事にA氏の検挙を最低限の使命（ミッション）と命じたこと、他方で、C逮捕後、

同人が単独犯である旨供述していたことの報告を受けた検事長を始め、多くの幹部からCが独断で本件公的証明書を作成することは考えられない旨の指摘を受けたことなど、これら一連の事実が、前田検事に上司の意向に沿う成果を挙げなければならないとの強いプレッシャーを与えたものと思われる。前記のとおり、前田検事は、本件FDが弁護人に開示されることによって公判が紛糾することを避けようとして証拠物の改ざんに及んだものであるが、前田検事がこのように考えた背景には、前記のプレッシャーがあった可能性も直ちに否定できるものではないであろう。

しかしながら、もとより、検察官において証拠を改ざんすることなど到底許されるものでないことは当然で、公益の代表者たる検察官は、公正誠実に職務を遂行しなければならないのであり、消極証拠を十分に吟味・検討することはもちろん、法に従って適切にそれを弁護人等に開示しなければならない。公判が紛糾することをおそれて真実を隠蔽するようなことは、検察官の基本的な責務に明らかに反するものであった。

後記のとおり、前田検事が大阪地検特捜部及び東京地検特捜部において関与した事件について調査したところ、本件以外に、前田検事が証拠の改ざんを行った事実は認められなかった。

しかし、このような行為に及んだ検察官が一人でも生まれたことについては、検察として深く反省するとともに、再発防止のために、改めて検察官の倫理意識の向上を図ることが必要不可欠である。

4 証拠物の管理等

(1) 本件における証拠物の管理の状況は、大阪地検特捜部の行う事件における通常のとおりであり、検察庁における一般的な証拠物の管理方法から特に逸脱するものではなかった。

しかしながら、現に証拠物の改ざんという事態の発生を踏まえると、このような証拠物の管理には、次のような問題点があったものと考えられる。

すなわち、電磁的記録媒体が証拠物となる場合、通常、当該電磁的記録媒体に記録されている電子データの内容が証拠としての価値を有していることから、いわゆるパソコンや解析用ソフトを利用して、当該電子データの内容を解析し分析することとなるが、このような電子データの内容の解析等は、これまで、電磁的記録媒体の原本そのものを利用して行われてきた。

本件において、前田検事が本件FDを改ざんすることができたのは、その原本を直接手にすることが可能であったことによるものであり、このような取扱いには問題があった。

(2) 検察庁においては、平成18年4月27日に制定された法務省情報セキュリティ対策基準に基づき、従来から、私物パソコンによる業務上の情報処理は、例えば、検察庁舎内においても、原則として禁止し、特に必要があって、私物パソコンにより業務上の情報処理を行う場合には、あらかじめ安全管理措置を確保した上、使用許可を受けて例外的に使用することが認められていた。

しかしながら、前田検事は、あらかじめ使用許可を得ることなく、私物パソコン

ンを自己の執務室に持込み、これを利用して証拠物である本件FDのデータを改ざんしたものであり、これは、前記の基準に反するものであった。

第6 証拠の改ざんに関する犯人隠避をめぐる問題点

1 問題の重大性

大坪部長及び佐賀副部長は、前記のとおり、前田検事が本件FDのデータを改ざんして証拠隠滅の罪を犯したことを知りながら、これを知ったP1検事らに他言を禁じ、前田検事に対し、本件データの改変は過誤によるものとして説明するよう指示するなどした上、本件データが過誤によって改変された可能性はあるが改変の有無を確定できず、改変されていたとしても過誤にすぎない旨事実をすり替えて捜査を行わず、また、次席検事及び検事正に対しても、虚偽の報告をし、検事正らをして、捜査は不要と誤信させることにより、証拠隠滅罪の犯人である前田検事を隠避させた。

検察官が法を犯して証拠を改ざんすることは、刑事司法の根幹を揺るがすものであって、断じて許されないが、これを知った検察官が何らの措置を採らないばかりか、これを隠蔽する工作を行って、その犯人を隠避することも、言語道断である。

特に、大坪部長らは、前田検事の上司であり、同検事を含め、特捜部の部下検察官を指揮する職責を負い、また、自らの上司に対し真実の報告を行って適切な措置を採るなどの職責を負っていたものであるから、それらの職責に違背し、巧妙かつ組織的な隠蔽工作を行ったことは、極めて重大な問題であった。

2 検事正及び次席検事の対応の問題点

- (1) 次席検事は、大坪部長らから、「前田がフロッピーディスクのデータ確認作業を行ったことをデータの書換えであると公判担当の検事が問題としたがそれは言いがかりにすぎず、そのデータについてはフロッピーディスクが還付されていて改変の有無を確認できない上、データが変わった可能性があっても確認作業中の過誤にすぎない。」旨の報告を受け、検事正は、大坪部長らから、「前田がフロッピーディスクのデータ確認作業を行ったことをデータの書換えであると公判担当の検事が騒いでいるが、言いがかりであり問題はない。」旨の報告を受け、これらの虚偽の報告により、前田検事によってデータが改ざんされたとは全く考えず、また、その疑念すら抱かなかったものと認められる。
- (2) しかし、検事正らは、大坪部長らから、少なくとも、本件公判の担当検事が、前田検事により証拠品であるフロッピーディスクのデータが書き換えられた旨指摘しているなどの報告を受けたものであるから、証拠の改変の可能性という問題の重大性のほか、公判担当検事がこれを問題にしていること、過失によりデータが改変された事案であるとしてもその詳細を調査すべきであること等からすれば、その問題について更に詳細な説明を受けるとともに、当該公判担当検事の指摘の根拠等を含め、事実を十分に調査し、上級庁に報告するなど、適切な措置を講ずる必要があった。

検事正らの対応は、証拠の改変という問題の重大性を軽視し、大坪部長らの「問

題がない。」という結論のみを安易に受け入れたものと言わざるを得ず、庁務を掌理する職責を担う者らの対応として大きな問題があった。

3 その他の検察官の対応の問題点

(1) その他の検察官の対応の状況

ア その他の検察官が前田検事による証拠の改ざんを知った状況等は、以下のとおりである。

すなわち、P1検事は、平成21年7月中旬頃、前田検事から、本件FDのファイルのプロパティ情報の更新日時を改変した旨を打ち明けられ、それが重大な問題であることを認識した。しかし、P1検事は、これを上司等に報告するなどの措置を講じなかった。

その後、平成22年1月28日頃から31日頃までの間、P4検事らも、前田検事が本件FDのデータを改ざんしたことを認識した。

イ そして、P4検事は、上司である公判部長に対し、前田検事が本件FDのデータを改ざんしたこと等を報告した。

ウ 高検刑事部長は、同年2月頃、大坪部長から、前田検事が証明書のデータの入ったフロッピーディスクを検証しているうちに誤ってデータファイルを壊してしまったかもしれないこと、次席や検事正に報告し問題ないということになっていること、フロッピーディスクは還付されていて確認できないことなどを聞いたが、まだ証拠物が壊されたかどうか確認できないことから、当面地検で対応するものと理解し、地検の調査により問題があることが分かった場合報告するよう求め、大坪部長は、これを承知した。

その後、高検刑事部長は、この件について地検から報告がなかったことから、特に問題はなかったものと思い、これを高検次席検事及び検事長に報告しなかった。

このほか、最高検及び大阪高検の検事等は、前田検事が本件FDのデータを改ざんした事実を知らなかった。

(2) その他の検察官の対応の問題点

前田検事が本件FDのデータを改ざんしたことを知った検察官の対応のうち、まず、P1検事は、平成21年7月中旬頃、前田検事から、本件FDのデータを改ざんした旨を聞いたのであるから、上司にこれを報告するなどの厳正な措置を講じるべきであったにもかかわらず、これを怠ったものであり、その職務上の義務に違反したものと認められる。

公判部長及びその他の検事については、前田検事の上司である大坪部長らから検事正及び次席検事にこの問題が報告されたものと認識し、特段の対応を採らなかったが、前記第4、2(3) [25頁] のとおり、本件の公判を所管する公判部長としては、検事正等に対し、前田検事による証拠の改ざんの疑いがあることを踏まえた公判活動の方針について報告するなど、厳正な対応が必要であった。

高検刑事部長は、大坪部長から、本件FDのデータが過誤により改変された可能性があるかもしれないが、本件FDが還付されていて確認できない旨を聞いた

ものの、既に検事正らがこれを把握しており、当面地検で対応するものと理解したことから、地検の調査により問題があることが分かった場合は報告するように求め、その報告を待つこととしたものと認められ、それ以上に何らかの対応を採らなかったことについて、問題があったとまではいえない。

第7 関連するその他の問題

1 前田検事が関与したその他の事件

- (1) 前田検事が大阪地検及び東京地検の各特捜部に在籍した当時に関与した事件は、本件を除き、合計41件（大阪地検特捜部の事件が32件、東京地検特捜部の事件が8件、名古屋地検特捜部の事件が1件）に上る。

これらの事件に関し、前田検事が本件と同様に証拠の改ざんを行った事実が存在しないか等の点について調査を行った。その方法は、最高検の4名の検事が分担して、可能な範囲で関係記録（13件については、判決を除く記録の全部又は一部が廃棄済みであった。）を精査し、弁護人による捜査に関する問題点の指摘や苦情等の申入れ、捜査に関する告発等の有無、内容を調査するとともに、前田検事の立会事務官、捜査主任検察官（前田検事が応援検察官である場合）、応援検察官（前田検事が主任検察官である場合）、特捜部副部長、特捜部長、公判主任検察官等の関係者の事情聴取を行うなどした上、前田検事からも事情聴取を行うという方法により行った。

その結果、これらの事件について、前田検事が証拠の改ざんを行った事実は認められなかった。

- (2) 前田検事が自ら取調べを行った被疑者の供述調書について、公判において自白の任意性が争われた事件は3件あるが、いずれも任意性が肯定されて証拠として取り調べられている。このうち2件については、判決においても、その取調べについて特段の問題点の指摘はなく、事件も既に確定している。他の1件は、いわゆる朝鮮総連事件であり、第一審判決は、取調べ検察官として証言した前田検事の証言の一部についてその信用性を肯定することは困難であるとして、「否認をすると保釈されないなど不利である旨の働き掛けがあったことがうかがえる。」「本件は形式詐欺であるから自白して被害弁償に努めれば悪い結果にならない旨の示唆があったことまではうかがえる」などと指摘したものの、自白の任意性及び自白の根幹部分の信用性を肯定したものであるが、この事件については、現在控訴審係属中である上、最高検に対し、前田検事の証言について偽証罪の告発がなされた（注8）。

（注8）この告発事件については、平成22年12月24日付け、不起訴処分。

2 被告人Bに対する法人税法違反、郵便法違反被告事件に関する証拠決定

- (1) 本件に関連する被告人Bに対する法人税法違反、郵便法違反被告事件に関し、裁判所は、平成22年10月7日、検察官が刑事訴訟法322条1項に該当する書面として証拠調べを請求する被告人Bの検察官調書合計12通について、これらを全て却下する決定をした。

(2) これらの検察官調書について、弁護人は、被告人が公訴事実を基本的に全て認め、本来、任意性を争う必要性を欠くとしながら、取調検察官が、詐欺の故意や国会議員との関係を供述させようと、①自分が捜査の主任検察官で被告人の処遇について決定権があるように思い込ませ、15年の刑を科す旨言い向けたこと、②被告人の息子や社員らも逮捕するなどと脅したこと、③罵詈雑言、人格否定の言辞を浴びせるような苛烈な取調べを行ったこと等を理由として、任意性がない旨主張したものであり、被告人も、その旨供述をし、被告人が拘置所において日記を記述していたノートには、これに沿う記載があった。

これに対し、取調検察官であるP5検事は、公判廷において、おおむねそれらの事実を否定したが、①逮捕直後から、被告人に対し、「実際は詐欺ですよ。詐欺であれば、懲役15年に相当するような重い罪なんですよ。」と繰り返し言い、被告人から刑を軽くすることを再三頼まれ、求刑については懲役15年は避けられないだろうと話していたこと、②被告人に対し、自分が主任検事であり、主任検事としては逮捕状を請求したり、詐欺に訴因変更するつもりであることを話し、また、被告人が、息子の逮捕をしないようにしてもらいたいと頼んできたが、何も約束できないし、必要があれば逮捕すると答えていたこと、③手でファイルをたたいたことはあり、明らかなるその供述をしたときに、全部で2、3回机をたたいたことがあること等を証言した。

裁判所は、Bのノートの記載内容には、「頭からカナヅチではたかれ、水をかけられ」など、明白に、誇張あるいは比喩とみられる記載があり、特段、実際に存在した事実と区別して記載されていない部分があり、そのほかにも、誇張や比喩を事実と区別せずに記載した可能性や、Bの誤認による記載がなされている可能性など、B供述の信用性を否定する方向に働く事情があることや、B供述には、「20年だ。」とP5検事から言われたことなど明らかに不合理な点があり、信用できない部分があることは認定した。しかしながら、その一方で、裁判所は、B供述は明らかに不合理とは言えない点があり、これら供述におおむね符合する日記が存在すること、P5検事は取調べ中のメモを全て廃棄しており、取調べ状況に関するその供述を裏付ける客観的資料は存在しないことなどを踏まえると、Bの供述の中核部分は排斥できないとして、①P5検事は、被告人に対し、「懲役15年になる。」、「自分がそれに影響力がある。」旨のことを述べたことは否定できず、Bが、P5検事について、本件に関して、実際以上に大きい権限を有する者であると思っ込んだということも想定できること、②P5検事が、息子の逮捕をにおわせて取調べを行った可能性や、被告人が息子の逮捕に関してP5検事が大きな裁量を有していると考え、P5検事に迎合しやすい状況で取調べを行ったことは否定できないこと、③取調べ全般にわたって、机をたたき、机上のファイルをたたきなどの威迫的な取調べがなされていたことを認定した上、弁護人がBの意思に反して記載されたと主張する部分の任意性には疑問を生ぜしめる状況があり、その余については、全体として任意性に疑いがあるとみることにもできる上、同一事実で起訴されている共犯者の関係では全て撤回されており、Bの関係のみで部分的に取り調べる必要性も認められないとして、これらを全て却下する決定をし

た。

- (3) 裁判所は、以上の認定を基に、証拠決定において、12通の供述調書のうち、弁護人がBの意思に反して記載したと主張する部分の任意性には疑問を生ぜしめる状況があると認定し（その部分は、12通の供述調書のうち10通の供述調書の全体の3分の1程度である。）、その余の部分については、前記のとおり、問題のある取調べと直接関連しないとみることとできるとする一方で、任意性に疑いがあるとみることとできるとした上で、これらを取り調べる必要性も認められないとして、供述調書全体の請求を却下したものである。

いずれにしても、検察官による発言が、その意図するところ以上に取調べの相手方に過大に受け取られ、それが供述の任意性にも影響を及ぼすことは一般的にもあり得るところであり、本件では、そのような点について、十分な配慮がなされていたとは言い難く、反省すべき点があった。

3 取調べメモの廃棄

- (1) 本件の関係者を取り調べた検察官は、いずれも、供述調書作成後、おおむねA氏らの処分の後、取調べメモを廃棄した。

各検察官は、取調べメモの作成について、いずれもノート又は使用済みの用紙の裏面等を使用しており、供述調書作成のための備忘として、供述の一部ないし断片、あるいは供述の項目を記載していたものであり、供述の内容を逐一あるいは詳細に記載したものはなく、また、供述者の態度や自己の発言等を記載したのもなかった。取調べによっては、取調べメモを作成しないで供述調書を作成する場合もあった。

これらの取調べメモに記載された供述の内容は、そのほとんどが供述調書に盛り込まれ、供述調書に盛り込まれなかったものとしては、供述者の家族関係等のプライバシーに関するもの等があった。そのため、各検察官は、供述調書を作成した後は、これらの取調べメモは不要となり、特にこれを保管すべき必要はないものと判断し、おおむねA氏らの処分の後、取調べメモを廃棄したものである。

その際、検察官らは、その取調べ状況が公判において問題となる可能性があると認識していた者もあるが、前記のとおり、取調べメモに記載された供述の内容は、そのほとんどが供述調書に盛り込まれており、供述者の態度や自己の発言等を記載したのもないことから、取調べ状況についての判断をする上で必要なものではないと判断した。

- (2) 取調べメモの保管については、平成20年7月9日付け及び同年10月21日付け最高検刑事部長通知により、「主任検察官は、『当該被疑者等の供述調書や関係する捜査報告書には具体的に記載されておらず、その記載内容から直ちには推認できない被疑者等の言動が記載され、取調べ状況についての判断をする上で必要と認められるもの』につき、公訴を提起する際、公判引継ぎ用取調べメモであることを明示し、当該公判を担当する主任検察官に引き継ぐもの」とされている。これらの通知は、近時の裁判実務において、捜査機関が保管している取調べメモが証拠開示の対象となる場合があることを踏まえ、関係者のプライバシー、名誉

の保護等の観点からも、これを適正に管理することが求められていることから発出されたものである。

従来、取調べメモは、取調官が供述調書を作成するための備忘等の目的で、それぞれの方法で作成し、その保管及び廃棄も各取調官に委ねられ、証拠開示の対象として問題になることもほとんどなかったが、平成16年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、公判前整理手続が創設され、その中で検察官による証拠開示が拡充されたことを踏まえ、最高裁の累次の決定において、取調べメモが証拠開示の対象となり得ることが示された。

これらの最高裁決定は、取調官や捜査機関に対し、取調べメモの作成・保管を義務付けたものではない上、一般に、取調べメモは、そこに記載された供述内容等について供述調書や捜査報告書が作成されれば不要となるものであるから、取調官がこれを廃棄すること自体が問題を生じるものとは考えられないが、「当該被疑者等の供述調書や関係する捜査報告書には具体的に記載されておらず、その記載内容から直ちには推認できない被疑者等の言動が記載され、取調べ状況についての判断をする上で必要と認められるもの」については、これを保管することが相当である一方、その余の取調べメモの中には、被害者や事件と関係のない第三者の名誉・プライバシーに関わる事柄（例えば、第三者に対する別件の犯罪の嫌疑に関わる事柄等）が記載されることがあるので、関係者のプライバシー、名誉の保護等の観点からは、安易に保管を継続することなく廃棄すべきものと考えられた。

そして、その保管の要否の判断については、供述調書の作成等により保管の必要がなくなった取調べメモが随時廃棄されることを前提として、各取調官において、組織的な保管が相当であると認められる余地があり得るもので、主任検察官の判断に委ねた方がいいと考えて廃棄せずに保管する取調べメモについて、主任検察官が、公訴提起後にその保管の要否を判断することが相当であるものと考えられた。

前記最高検刑事部長通知は、このような考え方に基づいて発せられたものであり、その際、通知の趣旨等を明確にするための口頭説明に代わるものとして、「取調べメモの適正な保管についての補足説明」が配付された。

本件において、各検察官が取調べメモを廃棄したことは、それぞれ保管の必要がないものと判断して行われたものであり、最高検刑事部長通知の趣旨に特に反するものとは認められない。

- (3) 本件証拠決定は、「取調べ時のメモ、取調べの録音、録画は、取調べの状況を認定するについての有用な資料とみられる。」とした上で、「取調べメモの廃棄、取調べの録音、録画を行わないこと自体が、取調官による不適正な取調べを推認させる事情になるとはみられず、有用な資料が存しないということにより、取調官と取調べを受けた者の各供述が齟齬し他に判断に有用な資料、事情等が存しない場合に、取調べを受けた者の取調べに関する供述が排斥できない場合があるというに止まるものと解される。」としたが、具体的な証拠の採否の判断において、取調べメモの廃棄がどのように影響したかについて判断を示していない。しかし、

例えば、Cの被疑者ノートのように、日々の取調べの状況が具体的に記載された資料が存在し、Cが公判廷においてこれに沿った供述をしたのに対し、検察官の証言に関する客観的な資料が存在しないという状況において、Cの証言が排斥されないという判断がなされたことは、取調べメモの不存在が影響した可能性は否定できない。

第8 再発防止のための方策

【特捜部の事件の捜査・処理の適正化のため、今般開始する方策】

- ① 特捜部の独自捜査事件について、高検が起訴・不起訴を指揮するという体制を構築するため、平成23年2月から、高検の検事長の指揮事件とし、高検において、証拠関係の十分な検討等を行うものとする。
- ② 特捜部の身柄事件に関し、自白の任意性・信用性等に関わる取調べ状況について、裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討する必要があることから、平成23年2月ころまでに試行方針を策定した上、その後速やかに取調べの録音・録画の試行を開始する。
- ③ 上司及び上級庁が消極証拠を含む証拠関係を十分に把握・検討することができるようにするため、主任検察官は、上司及び高検に対し、全ての証拠書類及び主要な証拠物の写しを提出し、証拠上の問題点を報告することを義務付けるものとする。
- ④ 主任検察官が証拠上の問題点を一人で抱え込み、上司に報告しないという事態を回避することができるよう、主任検察官を総括的に補佐する検察官を配置することなど、十分な捜査体制の在り方を周知徹底する。
- ⑤ 当初の見立てに固執することなく、証拠に基づき、その見立てを変更し、また、引き返す勇気を持って、その捜査から撤退することなど、適切な指導及び決裁の在り方を周知徹底する。
- ⑥ 公判を担当する検察官が、捜査段階とは別個の観点から、証拠関係等を検討し、重大な問題点が判明した場合、公判段階においても、引き返す勇気を持って、公訴取消し等を検討することなど、公判活動の在り方を周知徹底する。
- ⑦ 平成23年4月から、順次、電子データの証拠物を押収した場合は、遅滞なく、その複写物を作成した上で、その原本を封印・保管する取扱いとする。

1 検事長による特捜部が担当する独自捜査事件に関する指揮及び特別捜査係検事の設置等

- (1) 前記第3, 4(4) [20頁] のとおり、事件の指導及び決裁は、地検において適切になされるべきものであり、本件のような事件に関し、地検から高検に対する報告、高検から最高検に対する報告を行うことについて、明文の規定等はなく、事案の重要性等に鑑み、事実上、その報告がなされてきたものである。そして、高検に

においても、特捜部が担当する独自捜査事件に関し、刑事部長以外に、これらの事件を担当する検事は配置されておらず、具体的な証拠を直接検討することなく、主要な供述や証拠の要旨等が記載された資料に基づく報告を受けて対応するという実情にあった。

したがって、主任検察官が意図的に証拠上の問題点を報告しないまま、地検の決裁を了した場合には、高検及び最高検においてこれを把握することは、実際上困難であった。

しかしながら、特捜部が担当する独自捜査事件（検察官が直接告訴・告発（国税当局等の関係機関によるものを除く。）等を受け又は自ら認知して捜査を行う事件をいう。以下同じ。）の重要性に鑑み、本件のような事態の再発を防止するためには、高検が起訴・不起訴を指揮するものとし、上級庁のより効果的な指導・監督の体制を構築することにより、適正な検察権の行使を確保する必要があるものと考えられる。

- (2) そこで、まず、特捜部が担当する独自捜査事件のうち重要なものについては、高検による指揮・指導を強化するため、検事総長から訓令を発出し、平成23年2月から、特捜部が担当する独自捜査事件のうち、被疑者を逮捕したもの又は検事正が必要と認めるものについて、起訴又は不起訴の処分を行う場合には、あらかじめ検事長の指揮を受けなければならないこととした。

さらに、検事長による指揮を適切に補佐し、証拠関係の十分な検討等を行うため、高検に、特捜部が担当する独自捜査事件を担当する特別捜査係検事を配置し、同係検事が、主要な証拠の内容を直接把握した上で、その捜査・処理の当否等を検討し、地検に対し、必要な指導を行うほか、公判活動についても、必要な指導を行うことができるよう、体制の整備を図ることとした。

- (3) また、前記訓令において、検事正は、検事長に指揮を求めたときは、速やかに最高検に対しその旨を報告しなければならないものとし、最高検においても、刑事部に特別捜査係検事を配置し、高検から、特捜部が担当する独自捜査事件の捜査の状況及び問題点、高検における検討結果等について報告を受け、必要な指導を行うこととした。

2 特捜部が担当する身柄事件における取調べの録音・録画

- (1) 本件においては、前記のとおり、相当数の供述調書について、刑事訴訟法321条1項2号の特信性が認められなかったことを踏まえると、検察として、今後、より一層取調べの適正確保に努めるとともに、特に特捜部が担当する身柄事件においては、自白の任意性・信用性等に関わる取調べ状況について、裁判所の公正な判断に資する立証方策の在り方を検討する必要があると考えられる。

すなわち、身柄事件においては、被疑者の取調べの在り方に関する争いが比較的生じやすいとも考えられるところ、特捜部が担当する独自捜査事件は、検察官のみによって被疑者の取調べが行われるという構造にあるため、被疑者が異なる複数の捜査機関の取調べ担当者に対して供述を行う機会に欠け、取調べの場面及びそれにより得られる被疑者の供述に関し、それらの異なる捜査機関による重層

的チェック機能が働かない上、供述の任意性や信用性が争われた場合、異なる捜査機関に対する被疑者の各供述状況を明らかにすることができないことから、その供述状況を立証する方策にも一定の制約があるとも考えられる。

- (2) そこで、本件の反省点を踏まえ、前記のような性質を有する特捜部が担当する独自捜査事件の身柄事件に関し、被疑者の取調べの録音・録画を試行することとし、録音・録画が取調べの持つ真相解明機能や関係者の名誉・プライバシー等に与える影響をも踏まえ、被疑者の取調べのうちどのような範囲についてこれを行うことが相当か等の観点から検討を行って、平成23年2月頃までに試行方針を策定した上、その後速やかに取調べの録音・録画の試行を開始することとする。

3 特捜部が担当する独自捜査事件に関する証拠書類及び証拠物についての報告等

前田検事は、本件の捜査において、本件FDの存在及びその内容を上司に報告しなかったため、上司及び上級庁も、これを把握することができなかった。

一般に、司法警察員から送致される事件については、第一次捜査機関と検察庁がそれぞれの立場において証拠関係を把握・検討しており、消極証拠の問題を含め、自ら重層的な検討・点検がなされる状況にある。これに対し、独自捜査事件においては、基本的に、主任検察官が全ての証拠を把握・検討するものであって、異なる捜査機関による重層的なチェック機能が働かない。加えて、本件においては、主任検察官とは別に証拠の分析・整理、証拠の管理等を担当する検察官がおらず、上司及び上級庁もこれを把握する体制になく、そのことが、前田検事による証拠の隠蔽を可能にしたものと考えられる。

そこで、特捜部が担当する独自捜査事件においては、膨大な証拠を分析・整理することが必要となる場合が多いことを踏まえ、後記のとおり、主任検察官とは別に、主任検察官を総括的に補佐する検察官を配置して、証拠の分析・整理、証拠物の管理等を行わせることとすべきものと考えられる。また、主任検察官は、捜査の過程において、作成された全ての証拠書類及び押収された主要な証拠物の内容について、上司に対し、その写しを提出するなどして報告するとともに、これに関する証拠上の問題点及びその検討結果を報告しなければならないものとし、さらに、高検に対しても、これらを報告することとして、地検の上司及び上級庁においては、消極証拠を含む証拠関係を十分に把握・検討して適切な指導・監督ができるようにする必要があるものと考えられる。

そのため、これに関する通達を発出し、このような取扱いによることとした。

4 特捜部が担当する独自捜査事件における捜査体制の確保

- (1) 前記のとおり、本件における大阪地検特捜部の捜査の体制は、極めて不十分なものであった。

特捜部が担当する独自捜査事件においては、その社会的な影響等に鑑み、慎重な捜査を尽くさなければならない場合や、その捜査・処理に相当規模の捜査を必要とすることも少なくないのであるから、それぞれの事案に応じ、必要な捜査体制を確保して捜査を行うことは当然である。

そのためには、まず、事案の性質、捜査の困難性、捜査すべき事項の範囲及び内容、関係者の数その他の諸般の事情を考慮して、捜査に必要な員数の検察官及び検察事務官を確保しなければならない。特捜部の人員又は地検の人員で対応することが困難であるときは、上級庁と協議の上、他の検察庁からの応援を得て、必要な人員を確保すべきである。そのような応援を得ることをためらうことは、必要な捜査を徹底して行うことを困難にするだけでなく、捜査に従事する検察官及び検察事務官に過重な負担を負わせるものである。

また、相当規模の捜査又は複雑な事件の捜査を行う場合などには、原則として、主任検察官とは別に、先にも述べた、主任検察官を総括的に補佐する検察官を配置すべきである。そして、この検察官は、その職務として、把握した消極証拠や証拠上の問題点を、主任検察官だけでなく、上司等に報告する義務を負うべきものとし、これにより、主任検察官が証拠上の問題点を一人で抱え込んだり、上司に報告しないという事態を回避することができる上、主任検察官としても、証拠関係を十分に検討することができ、また、主任検察官の判断に対し、別の立場から批判的な検討がなされることも可能となるものと考えられる。

さらに、押収した証拠物が多量に上るときは、その内容の検討に専従する検察官等を確保すべきである。

そこで、これに関する通知等を発出し、特捜部が担当する独自捜査事件の捜査に関し、このような捜査体制の確保に努めることを指示することとした。

- (2) また、特捜部が担当する独自捜査事件においては、供述中心の証拠構造に基づく問題点ははらむ場合が多いことを意識して、可能な限り、客観的証拠を収集し、これを徹底的に分析することが極めて重要であるが、現在、検察庁には、例えば、コンピュータや会計等に関し、専門的知識をもって分析・検討を行うことができる職員が少なく、これを専門的に行う部署もないことから、今後、そのような職員及び体制の拡充を図ることが必要である。

5 特捜部が担当する独自捜査事件に関する指導及び決裁の充実強化等

- (1) 前記のとおり、本件に関する大阪地検の指導及び決裁並びに特捜部の運営の在り方には、重大な問題があった。

一般に、事件の決裁においては、主任検察官に対し、意識的に、事実認定上又は法律適用上、犯罪の成否に関する問題点を確認し、問題点が報告された場合には、消極証拠の有無や内容を検討して、主任検察官の考えが妥当なものであるかを公平公正な目で評価しなければならない。また、主任検察官から、報告・決裁の場面で犯罪の成否に関する問題点を示されたからといって、決裁官が捜査が不十分であるなどとして必要以上に主任検察官らを叱責するなどの態度を示すことは厳に慎まなければならない。決裁官がこのような態度を示すことにより、部下職員は、犯罪の成否に関する問題点を示すことを躊躇するようになり、その結果、証拠を公平公正に見ることができず、ひいては、事件の適切な処分に支障を来すことにもなりかねない。このような決裁及び指導の在り方については、これまでも、各種の会同、研修等において、強調されてきたところである。

取り分け、司法警察員から送致・送付される事件と異なり、独自捜査事件においては、基本的に、主任検察官による証拠関係の検討及び判断が中心となるため、それが的確になされていることを点検・確認するという決裁の機能は、極めて重要である。特に、特捜部が担当する独自捜査事件においては、複雑困難な事件や専門的知識を要する事件も少なくなく、そのような事件の捜査・処理の経験等を踏まえた適切な指導及び決裁を行う必要性が高いことから、特捜部の部長及び副部長という直接の監督者において、主任検察官と同様に、全ての証拠書類及び主要な証拠物を直接把握し、様々な角度から証拠関係の問題点を吟味・検討した上で、決裁を行うことが不可欠である。

また、特捜部が担当する独自捜査事件においては、いわゆる強行犯と比較して、犯罪の客観的な痕跡が残りやすく、関係者の供述の積み上げにより犯行や共謀の状況等の真相を解明する手法を採らざるを得ない事案が少なくない。したがって、供述の信用性を十分に確保するという観点からも、取調べの在り方について、日頃から、適切な指導を徹底する必要がある。また、金品や書類の授受等の場面について、その当時の現場の客観的な状況をできる限り正確に確認することはもとより、その行動の状況を再現させること等により、その供述の信用性を慎重に吟味することも必要である。

さらに、一般に、特捜部の捜査において、それまで収集した証拠に基づき考えられる一定の見立ての下に捜査を進めたところ、「見立て違い」ではないかと思われる事態に至ることがあるが、そのような場合、証拠関係を慎重に吟味・検討し、当初の見立てに固執することなく、その見立てを変更し、あるいは、引き返す勇気を持って、その捜査から撤退することが必要である。

そのような柔軟な対応を可能とするためには、下位の検事であっても、消極証拠の存在や問題点を指摘したり、異なる観点からの捜査の実施を進言したり、捜査の継続に疑問を呈する意見を述べたりすることができる機会があることが重要である。その意味でも、これを可能とする捜査会議を開くことが必要であるし、何よりも、少数意見や反対意見を述べることを許容する主任検察官、副部長、部長らの姿勢が不可欠である。個々の検事らの意見をよく確認しつつ、「上意下達」ではなく、「下意上達」の観点を取り入れた組織運営が望まれる（注9）。

このような特捜部が担当する独自捜査事件に関する指導及び決裁の在り方等については、これまでおおむね各特捜部長等に委ねられていたものと考えられるが、今回のような事案の発生を踏まえ、これに関する通知等を発出し、特捜部が担当する独自捜査事件に関する適切な指導及び決裁の在り方等を周知徹底するとともに、特捜部の置かれている地検の検事正において、それぞれの特捜部の実情を十分に把握して、問題点があれば速やかに是正措置を講じるよう、指示することとした。

（注9）このような自由な議論を可能にするため、例えば、先にも述べた、主任検察官を総括的に補佐する検察官は、その職務として、捜査会議においては、消極的な意見ないし批判的な意見を述べなければならないものとすることも考えられる。

(2) また、このような指導及び決裁の在り方は、特捜部の事件に限らず、一般事件の捜査・処理における指導及び決裁にも共通する問題であることから、今後、各種の会同等において、検察官等に対し、その周知徹底を図るとともに、新たに、このような指導及び決裁の在り方に関する講義や研究会等を内容とする研修を新設するなど、決裁官となる検察官の研修を充実強化することとした。

6 公判活動に関する指導の強化

本件の公判活動については、本件FDの問題が発覚した後においても、この点に関する捜査の経緯等をより詳細に把握した上で、上司等に対しても、その問題の重要性を報告するなどして、その後の対応方針等について慎重な検討を行うなどの対応が採られず、また、前田検事による証拠の改ざんを把握しながら、検事正等に対し、その事実を踏まえた公判活動の方針について報告するなどの適切な対応が採られなかった。

公判活動に従事する検察官としては、公判に臨むに当たり、捜査段階とは別個の観点から、先入観に捕らわれず、客観的な視点で事件の記録や証拠物を精査し、証拠の証明力や信用性を慎重に検討し、必要に応じて補充捜査を行い、事件の問題点等を十分に検討した上、それを踏まえて公判を遂行しなければならない。取り分け、特捜部が担当した事件については、異なる捜査機関が重層的な検討を行う状況にならないことから、公判を担当する検察官が、捜査段階とは別個の観点から、証拠関係や捜査の経緯等を検討することの意義は大きい。

そして、捜査の過程において判明していなかった重大な問題点が判明したときは、速やかにこれを上司に報告した上で、訴因の変更、立証方針の変更等の要否について検討しなければならない。そして、最終的に有罪判決を得ることが著しく困難であると認められる場合等には、公判段階においても、引き返す勇気を持って、公訴の取消し等を行うべきか否かについて、検討する必要がある。

今後、各種の会同や研修等において、検察官等に対し、このような公判活動の心構え及びその在り方について改めて指導し、周知徹底を図ることとした。

7 証拠物の管理等

前記のとおり、前田検事が、本件FDのデータを改ざんすることができたのは、その原本を手元に保管しておくことが可能であったこともその一因であり、このような取扱いには問題もあったと言わざるを得ない。

捜査において、電磁的記録媒体のデータの解析等が必要となる場合、一般に、電磁的記録媒体の複写物を作成し、そのデータによって行うことが可能であり、また、そうすることにより、解析等の過程において、誤って原本の電子データを改変してしまうことを防止することも可能となる。

そこで、今後、このような事態を未然に防止するために、電磁的記録媒体を押収した場合は、遅滞なく、その複写物を作成した上で、電磁的記録媒体の原本を封印して保管するなど、その電子データの内容の解析、分析等は、原則として、複写物

を利用する方策を採ることができるような措置を講じることとした。

このような方策を実施するとしても、直ちに警察等からの送致事件を含む全ての事件に関し、かつ、全ての電磁的記録媒体を対象にして実施することは、実際上困難であることから、当面、まず、特捜部が担当する独自捜査事件について、平成23年4月から、順次、押収したハードディスク、フロッピーディスク、USBメモリ等の電磁的記録媒体について、そのような取扱いが実施できるよう、必要な準備を開始したところである。

これについては、その後、関係機関との協議及び機器の整備等を行うなどの更なる方策を、順次検討する（注10）。

（注10）前記のとおり、前田検事が、あらかじめ使用許可を得ることなく、私物パソコンを自己の執務室に持ち込み、これを職務に使用したことは、前記法務省情報セキュリティ対策基準に反するものであった。

このような事案の再発を防止するとともに、情報セキュリティ対策をより一層強化するために、平成22年10月7日付け最高検察庁総務部長通知「職務遂行における私物パソコンの使用禁止について」を发出し、上記法務省情報セキュリティ対策基準よりも更に厳格な規制として、私物パソコンによる業務上の情報処理を例外なく一律に禁止するとともに、今後、これに違反した場合には職責を問うことがあり得る旨を明らかにした。

【継続的な検証及び指導の充実強化】

- ⑧ 過去の検証結果を含め、再発防止策の実施状況の検証を継続するとともに、検察官等に対する指導を充実強化するため、最高検に、平成23年4月をめぐり、これを担当する部署を設置する。
- ⑨ 検察権行使の重要性とその責任の重大性を踏まえ、平成23年2月上旬をめぐりに、公正な検察権行使に関する基本原則ないし心構えの案を作成し、その後、議論を深めるなどした上で、公表し、その周知徹底を図る。
- ⑩ 検察庁職員による犯罪その他の違法な行為については、厳正に対処しなければならないことから、その適正な対応について、周知徹底を図る。

8 検証・指導を担当する部署の設置

以上のような問題点及び再発防止策については、平成19年8月のいわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動等に関する検証並びに平成22年4月の足利事件における捜査・公判活動等に関する検証の結果において指摘したものと同旨であるものが少なくない。

特に氷見事件については、客観的証拠の吟味、誘導的な取調べがなされていた可能性のある供述の信用性の吟味、捜査態勢及び決裁態勢等の問題点を指摘し、志布志事件については、供述と客観的証拠との整合性を含む供述の信用性の吟味、取調べの適正、消極証拠の検討、捜査態勢、地検における指導及び決裁等の問題点を指

摘し、その再発防止のための方策を取りまとめたものであり、本件の捜査は、その検証結果が公表され、各検察官に周知された後に行われている。

検察庁において、このような問題が繰り返されること自体、極めて重大な問題である。

そのため、過去に採られた各方策の実施の状況やその効果、問題点等について、改めて検証するとともに、今回の再発防止のための方策の実施状況及びこれらに関連する問題事例についても、同様の検証を行い、全国の検察庁に対し、必要な指導を行う必要があるものと考えられる。

特に、取調べの在り方、供述の信用性の吟味、証拠の評価等については、各種の研修や各検察庁における勉強会等において、実践的な指導がなされるよう、その在り方等を検討する必要がある。

そこで、平成23年4月をめぐりに、最高検に、このような検証及び指導を行うための部署を編成して、相当数の検事を配置することとし、1年後をめぐりに、上記検証の結果を取りまとめ、公表することとした。

9 公正な検察権行使についての指導の徹底

本件をめぐる様々な問題点のうち、何よりも、前田検事が被告人に有利な重要証拠を改ざんするという罪を犯したことは、司法の根幹を揺るがす、極めて重大かつ深刻な問題である。

検察官は、いかなる犯罪についても自ら捜査し、公訴を提起することができる。この強い権限は、個々の検察官が独任制の官庁として行使するものであって、その権限行使の公正を確保するため、検察官には、裁判官の身分保障に準じた強い身分の保障が認められている。

このような検察権行使の重要性とその責任の重大性を考えれば、検察官は、常に、公益の代表者であることを自覚し、厳正公平、不偏不党を旨とし、あくまで公正誠実に、その職務を遂行しなければならない。

したがって、検察官が、捜査・公判を通じて、あらゆる法令を遵守し、適正な手続が確保されるよう努めることは当然である。また、検察官は、被疑者・被告人に有利・不利を問わず、広く証拠を収集し、それらを慎重に吟味・検討すべきことはもちろん、被疑者・被告人に有利な証拠についても、法令に従い、適正にそれを弁護人に開示しなければならない。

このような公正な検察権行使に関する基本的な原則ないし心構えについて、これまで、特にこれを取りまとめて明示したものはなかったが、今回のような重大な事案の発生を踏まえ、最高検において、平成23年2月上旬をめぐりに、その案を作成し、同月16日に開催する全国長官会同において、これについて議論を深めるなどした上で、これを取りまとめて公表することとし、各種の会同等において、検察官等に対し、その周知徹底を図り、検察官等の研修においても、これに関する講義や研究会等を行うこととした。

10 犯罪その他の違法な行為への対応についての指導の徹底

- (1) 本件において、前田検事が証拠を改ざんした事実を知った大坪部長らが、何らの措置を採らないばかりか、これを隠蔽するという罪を犯したことは、公益の代表者として公正誠実に職務を遂行すべき検察の幹部にあるまじき行為である。

検察庁職員による犯罪その他の違法な行為については、厳正に対処しなければならないのは当然であり、このような問題に対し、何の措置も採ることなく、これを隠蔽することはおよそ許されるものではない。

そのような事案を知った職員は、速やかに、これを上司に報告し、当該上司も更にその上司に対してこれを報告するなどして、組織としてそのような事案を把握し、厳正に対処するとともに、速やかに、上級庁等に対しても、これを報告しなければならない。それとともに、違法な行為に関する徹底した調査等を行い、その発生の原因を明らかにして、再発防止のため必要な措置を採らなければならない。

このような違法な行為の発生に対する適正な対応の必要性は論をまたないが、今般の事態を踏まえ、これに関する通達を発出し、今後、検察官、検察事務官を問わず、会同や研修等の機会を通じて、その重要性を周知徹底させることとした。

- (2) また、今回の事案のように、違法な行為に関する報告を受けた者がその事実をすり替えて上司に報告するなどして隠蔽が行われた場合、検察が組織として適切な対応を採ることが困難となるが、万が一、そのような事態が生じるようなおそれがあると思料されるときは、当該違法な行為を把握した者において、別途、公益通報者保護法2条1項に規定する公益通報を行うことも考えられる。これについては、既に「検察庁公益通報（内部通報）事務処理要領」（平成18年5月9日付け次長検事依命通達）が発せられているものの、これまで、その通報の例はないことに鑑み、この点についても、改めて周知の徹底を図ることとした。

【早急に結論を得るよう検討すべき事項】

- ① 厳正公平な人事評価に基づき、全国的視野に立って、適材適所の人事配置を実現するための措置について、平成23年のできる限り早い時期に結論を得るよう検討する。
- ② 取調べメモの保管・管理の在り方については、引き続き検討を行う必要があり、近時の裁判例なども分析の上、平成23年3月までに結論を得るよう検討する。

11 一層適切な人事配置

今回の事態の発生は、大阪中心の異動希望に配慮した検事の人事配置が事件の捜査・処理の在り方にも影響を及ぼすことを改めて示したものと言える。

検事の人事配置については、厳正公平な人事評価に基づき、全国的視野に立って、適材適所の人事配置を実現することが、極めて重要な課題であり、そのような観点から、より効果的な措置を講じる必要があるものと考えられる。

この点については、現段階において、具体的な結論を得るに至っていないが、平

成23年のできる限り早い時期に結論を得よう、引き続き検討を行うこととした。

12 取調べメモの適切な保管

前記のとおり、一般に、取調べメモは、そこに記載された供述内容等について供述調書や捜査報告書が作成されれば不要となるものであり、また、関係者の名誉・プライバシー等の保護等の観点からは、安易に保管を継続することに問題があると考えられるものであるが、他方において、本件のように、客観的証拠が少なく、関係者の供述の信用性を慎重に吟味・検討する必要がある事案においては、検察官として特にその信用性が問題となるとは思われなかった供述調書についても、公判段階において、その信用性が問題となる場合もあり、その際に、検察官が取調べメモを廃棄したこと自体が裁判所の判断に影響を与える可能性があることも否定できない。

今後、検察官の取調べの状況を効果的・効率的に立証する方策を検討する必要があるが、その点からも、取調べメモの保管・管理の在り方について、近時の取調べメモの証拠開示等に関する裁判例なども分析の上、平成23年3月までに結論を得よう引き続き検討することとした。

第9 終わりに

検察は、法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党の立場に立って、検察権を行使することにより、国民の負託に応えなければならない。

本件の捜査・公判活動、その指導及び決裁等に関し明らかとなった問題点、そして、それを生み出した背景事情等は、決してこれを特異な問題として捉えるべきものではない。これは、検察全体で取り組むべき問題であり、全ての検察官が、これを自己の問題として受け止め、このような事態を二度と繰り返さないとの強い決意をもって、日々誠実に職務の遂行に努めることなくして、国民の検察に対する信頼を回復することはできない。

最高検としては、今後、この検証の結果について各般の御意見を承り、それらを真摯に受け止めて、引き続き、再発防止のための方策を着実に実施し、その後においても、その実施状況の検証等を行うものである。また、現在、法務大臣の下に置かれた「検察の在り方検討会議」において、検察の在り方に関して、幅広い観点から抜本的な議論が行われているところであり、その議論等をも踏まえ、国民の負託に応える検察活動の実現のため、最大限の努力を続ける所存である。

第1 本件の捜査及び公判の経過等

1 捜査の経過

(1) 捜査の端緒及びその後の経過

ア 大阪地検特捜部は、心身障害者団体のために特別に認められた郵便料金割引制度である「心身障害者用低料第三種郵便制度」を商業用ダイレクトメールに悪用し、総額数十億円の支払を免れた郵便料金不正免脱事件に関し、平成21年2月26日、広告主や心身障害者団体をつなぐ代理店として中心的役割を果たしていた新生企業株式会社経営者のBらを郵便法違反及び法人税法違反により逮捕するとともに、新生企業が提携していた心身障害者団体等を一斉搜索したところ、そのうちの一つの白山会（旧称「凜の会」）が、障害者団体としての実体を有していないばかりか、そもそも前記制度を悪用する目的で設立され、実際にBらと共に多額の不正利得を得ていたことが判明したことから、同年4月16日、同会設立時の会長であったDらを郵便法違反により逮捕した。

イ この捜査の過程において、「凜の会」が日本郵政公社に提出していた公的証明書が不正に作成されたものであることが判明した。

すなわち、心身障害者用低料第三種郵便物の料金の適用を受けるためには、当該団体が心身障害者を主たる構成員とする団体であること及びその刊行物が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行されるものであることをいずれも厚労省が証明する公的証明書を、所定の日本郵政公社の支社に提出する必要がある（注11）。

ところが、大阪地検特捜部において、同年3月17日、郵政事業株式会社から、「凜の会」が日本橋郵便局を介して日本郵政公社東京支社に提出した本件公的証明書の写しを入手し、同年4月7日、厚労省にこれを確認したところ、厚労省内において、その作成に関する決裁文書が存在せず、「障企発第0528001号」という発番号も存在しないことが判明し、本件公的証明書が不正に作成された文書である疑いが強まった。

大阪地検特捜部では、当初、本件公的証明書は、「凜の会」関係者が偽造したものであるとの疑いを抱いたが、同月16日、厚労省から入手した正規の企画課長の公印の印影は、本件公的証明書の企画課長の印影と同一であると認められたことから、本件公的証明書の作成に厚労省内部の者が関与している可能性があるかと判断した。

そこで、この点に関し、郵便法違反の被疑事実によって勾留中のDを取り調べたところ、同人から、同月21日までに、

- ・ 平成16年2月25日頃、「凜の会」発起人のEの要請により、公的証明書の発行をお願いするため、厚労省を訪れ、当時の企画課長であったA氏、当時の同課社会参加推進室社会参加係長Fらと会い、その発行をお願いした。
- ・ 同年5月中旬頃、Eが刊行物「凜」の発行人Hの要請により、A氏に対し、同人から直接日本郵政公社に電話をして、「凜」を低料第三種郵便物として承認しても問題ない旨伝えてもらいたい旨依頼したとこ

ろ、A氏は、面前で、日本郵政公社の「J」に電話をかけてその旨伝えた（注12）。

- ・ その後、同年6月初め頃、Eの指示により、A氏を訪ね、公的証明書の発行をお願いし、応じてもらった。その後、A氏から直接本件公的証明書を受け取った。

旨の供述が得られ、その旨の供述調書が作成された。

なお、平成21年4月20日の取調べの時点において、Dの取調べを行っていたP2副検事は、平成16年当時の厚労省の企画課長が誰であったのか、男性か女性かすら分からない状況であったが、Dは、記憶のまま、「当時の企画課長は、年齢50歳ぐらいの女性の課長であって、色白の美人系で、紺色のスーツがよく似合いそうな、一見ソフトな感じのする方でした。」と供述し、翌日の取調べにおいて、同副検事が入手したA氏の写真を示したところ、「この方に間違いありません。」と述べ、同副検事から、自己の供述によりA氏に捜査の手が及ぶ可能性を示唆されても、「それは承知しているが、本日話したことは全て事実である。」旨供述するなど、その供述態度は自然なものであった。

加えて、この供述に関し、平成21年4月16日、D方において差し押えた名刺の中に、F係長の名刺が存在し、また、Dの平成16年の手帳の2月25日の欄には「16：00 厚労省援局障保福部企画課社会参加推室F係長」との記載があり、5月11日の欄には「厚労省→直接〒でOKのように」との記載（この記載については、Dから、Eからの依頼、すなわち、DからA氏にお願いして、A氏から直接日本郵政公社に連絡してもらい、「凜の会」に低料第三種郵便物として承認しても問題ない旨伝えてもらいたいとの依頼の内容を記載したものである旨の供述が得られた。）があった。

また、大阪地検特捜部は、平成21年4月17日、日本橋郵便局担当者から、定期刊行物「凜」の承認請求調書等の資料の任意提出を受けたが、その中には、本件公的証明書の写しのほか、平成16年4月19日付け「凜の会」D名義、日本橋郵便局第三種郵便物申請審査担当者宛の書面で、「第三種郵便物認定手続きに伴い、弊会の趣旨につき厚労省援護局障害保険福祉部企画課長にご説明させていただきました…4月14日付協会認定書が送達されてまいりました。明日（4月20日）、弊会の代表が厚労省に証明書の交付願を申請する運びとなりました」旨の記載のあるものが存在した（注13）。

（注11）心身障害者用低料第三種郵便物について

郵便物については、郵便事業民営化の前後を問わず、第一種（通常の手紙類）、第二種（通常のはがき類）、第三種（新聞、雑誌類）等に区分され、それぞれについて郵便料金が規定されており、第三種郵便物については、毎年4回以上、号を追って定期的に発行するものであること、1回の発行部数が500部以上であること、その80パーセント以上を有償購読者に発送するといった要件を満たすことで、通常の定形外郵便物（重量50グラムまでのもの）の正規料金1通120円が1通60円となるところ、この第三種郵便物の中には、更に低額な料金の適用を受けられる低料第三種郵便物があり、そ

の中でも、心身障害者団体が障害者福祉を目的として月3回以上発行する新聞等の定期刊行物については、心身障害者用低料第三種郵便物として1通8円という極めて低額な料金が適用される。

心身障害者用低料第三種郵便物の料金の適用を受けるためには、当該団体が心身障害者を主たる構成員とする団体であること及びその刊行物が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行されるものであることをいずれも証明する公的証明書が不可欠であったところ、この公的証明書は、全国的組織団体については厚労省が、その他の団体については当該団体の主たる事務所を有する都道府県等が作成・発行することとされ、厚労省においては社会・援護局障害保健福祉部企画課がこれを所管し、同課において、団体による証明書交付願、団体から提出を受けた会則や規約、過去2回程度の刊行物等の審査資料に基づき、客観的な観点から審査し、公的証明書の発行権者である企画課長の事前決裁を了した上で、申請団体に対し、公的証明書が発行されることとなっていた。

(注12) 大阪地検特捜部は、日本郵政公社東京支社長のJを特定したが、平成21年6月2日に至って、同人を取り調べたところ、同人は、「記憶が曖昧で、A氏から電話を受けたとも受けなかったとも断言できない。」旨供述した。同人の取調べについては、Dの供述の信用性に関わる問題であるから、強制捜査着手前に行うことを検討すべきであった。

(注13) Dは、公判廷において、供述調書の内容と異なる証言をし、検察官が供述調書を刑事訴訟法321条1項2号に該当する書面として請求したが、裁判所は、後記第1、2(6) [85頁] のとおり、特信性がないとして却下した。

ウ そこで、大阪地検特捜部は、A氏らが本件公的証明書の作成等に関与している疑いがあるものとして、平成21年5月上旬頃、同部所属の前田恒彦検事を主任検察官とし、そのほかP1(刑事部所属)及びP6(特捜部所属)検事による捜査班により、本件に関する捜査を開始した。

これに先立つ同年4月下旬頃、大坪弘道部長は、前田検事に対し、「何とかA氏までやりたい。」「前田君、頼むな。これが君に与えられたミッションだからな。」などと言い、このように言われた前田検事は、A氏を検挙することが最低限の使命であり、これを必ず達成しなければならないと感じた。

エ その後、捜査の過程において、日本橋郵便局担当者Mを取り調べた結果、同年5月12日までに、

- ・ 日本橋郵便局の郵便窓口課の担当として、平成16年2月20日付け「凜の会」の第三種郵便物の承認請求に関与し、同年6月4日頃、5月31日付けの承認書を凜の会に交付した。
- ・ さらに、6月5日頃、「凜の会」から、心身障害者用低料第三種郵便物として差し出したいとの請求があり、同月8日頃、「凜の会」側に公的機関による証明書を提出してもらう必要がある旨説明したところ、同月10日頃、「凜の会」から本件公的証明書の原本が送付されたので、これを東京支社に送付した。

旨の供述調書が作成された。

また、障害者団体定期刊行物協会（以下「障定協」という。）（注14）事務局長Nから任意提出を受けた「凜の会」の加盟申請関係の資料の中に、同年4月26日付けC起案に係る起案用紙と題する社会参加推進室長まで稟議がなされていることを示す書面（以下「稟議書」という。）の写し及び社会参加推進係長C名義の「『凜の会』に係る低料第三種郵便物の許可申請手続きについては、近日中に滞りなく進めることとなっております。」旨記載された書面（以下「C名義書面」という。）の写しが存在し、稟議書に押なつされた印影が正規のものでなく、当該文書は不正に作成されたものであり、しかも、稟議書の手書き部分の筆跡がCの筆跡と類似していること等の事実が判明した。

さらに、Eを在宅で取り調べた結果、平成21年5月16日までに、

- ・ 実体のない障害者団体である「凜の会」が厚労省から公的証明書の発行を受けるため、有力国会議員Iの元秘書のDの政治力を使って、厚労省に便宜を図るようお願いすることとした。
- ・ 最初から、厚労省による審査を経ずに、政治力を使って、公的証明書を発行してもらおうと考えていた。
- ・ その後、平成16年2月下旬頃、Dから、F係長やA氏に話をしたこと等の報告を受けた。
- ・ 4月中旬頃、厚労省の喫茶室でCと会い、公的証明書の発行をお願いしたところ、Cは、「分かっています。」と言った上、「私は、キャリアじゃないですから、上からの指示を受けて、いろいろと面倒なこともやらされるんですよね。」と言った。
- ・ その後も、Cから連絡がないので、Oに電話をさせたところ、Cから、近く公的証明書が発行される旨対外的に示すために使うものとして作成してくれたと思われる虚偽の稟議書等（稟議書及びC名義書面をいう。）がファックスで送られてきた。
- ・ 5月上旬から中旬にかけての頃、Dに対し、A氏に会って、「凜の会」の審査が通ったことを郵政公社に伝えることをお願いするよう指示した。
- ・ 6月4日、郵政公社東京支社長名の5月31日付け第三種郵便物の承認書の交付を受けたが、その数日後、日本橋郵便局に心身障害者用低料第三種郵便物の認可申請をしたところ、厚労省の公的証明書を提出するように指摘された。

そこで、Cに電話をかけ、郵政公社東京支社長名の第三種郵便物の承認書が、5月末付けで発行されているので、大至急、作成日付をそれよりも前の5月中に遡らせた公的証明書を発行するよう頼むとともに、Dにも指示して、A氏に同様のお願いをさせた。その数日後の6月上旬頃、公的証明書が発行された。

旨の供述調書が作成された（注15）。

そこで、大阪地検特捜部は、平成21年5月中旬頃、本件公的証明書に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実に関する捜査に関し、厚労省関係者を一斉

に取り調べ、時期を見て強制捜査に着手することとした。

(注14) 障定協について

障定協は、昭和41年に、「身体障害者団体定期刊行物協会」との名称で発足し、昭和46年に、当時の郵政省との間で、前記第三種郵便物の要件のうち、年間の発行回数や1回の発行部数等の要件を充たせない心身障害者団体であっても、加盟団体それぞれが発行する刊行物をまとめて一種の刊行物と扱い、これを障定協が発行するという形を取ることににより、低料第三種郵便制度を利用できるようにするとの合意を獲得した団体である。

「凜の会」は、月3回以上新聞を発行しており、本来、障定協を経由せず、直接厚労省と折衝すれば足りる団体であったが、平成16年2月26日頃、障定協への加盟の相談をし、同年4月8日に障定協への加盟申込書を提出し、その後、障定協から、公的証明書の交付を受けるために行政当局に提出する書類である「証明書交付願」(同月14日付)の交付を受けた。

(注15) 本文第3、2(2)オ[9頁]のとおり、Eらが、最初から厚労省の審査を経ずに、政治力を使って、公的証明書を発行してもらおうと考えたことについては、必ずしも自然なものとは言い難いところであり、慎重に検討する必要があった。

(2) 第1次強制捜査着手に関する決裁等

ア 平成21年5月19日頃、大阪地検検事正室において、検事正、次席検事、大坪部長及び前田検事らによる会議が開かれ、前田検事が、報告書に基づき、これまでの捜査の経過及び証拠関係等について報告するとともに、今後の方針を前記のとおり説明した。これに対し、検事正らから、今後の方針として、稟議書等に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実によりCを逮捕することを念頭において捜査を進めることが指示された。

なお、大坪部長は、本件の捜査・処理について、佐賀元明副部長には、実質的な関与をさせず、自ら前田検事から直接報告を受けて指示を与えるなどしており、佐賀副部長が大阪地検内における決裁等の会議に参加しないこともあった。

同月20日頃、大阪高検検事長室において、検事長、高検次席検事、高検刑事部長、大坪部長及び前田検事らによる会議が開かれ、同様に、前田検事が、報告書に基づき、これまでの捜査の経過及び証拠関係等について報告するとともに、今後の方針を説明した。

これに対し、検事長らから、今後の方針として、稟議書等に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、Cに加えて、Eを逮捕するとともに、A氏以外の厚労省関係者を一斉に取り調べ、関係箇所を搜索するなどの捜査(以下「第1次強制捜査」という。)に着手することが指示された。

そこで、大阪地検特捜部は、その方針に基づき、同月26日に第1次強制捜査に着手することとした(注16)。

イ 同月22日頃、最高検の担当検事であったP3検事は、高検刑事部長から第

1次強制捜査の着手に関する報告書の送付を受け、電話でその報告・説明を受けるとともに、報告書を検討した結果、特段の問題はないものと判断し、その頃、最高検刑事部長、次長検事及び検事総長に対し、順にこれを報告し、その了承を得た。その際、P3検事は、関係者の氏名、肩書及び関係等を図に示した資料を別に作成して、これに基づいて報告を行い、第1次強制捜査の着手に関する報告書は手交するにとどめた。

(注16) この段階において、本件の捜査班に、前田検事ほか前記2名の検事に加え、P7検事(特捜部所属)、P8副検事(特捜部所属)、P9副検事(特捜部所属)及びDの取調べを担当していたP2副検事(大阪地検堺支部所属)が加わり、その後、P10検事(特捜部所属)が加わった。

(3) 第1次強制捜査の着手及びその後の経過

ア 大阪地検特捜部は、平成21年5月26日、C及びEを逮捕するとともに、同日以降、厚労省関係者の取調べ、C方、厚労省等の関係箇所の捜索等を行った。

Cは、当初、虚偽の稟議書等の作成等を自ら行ったことを自白する一方、

- ・ 本件公的証明書については、自らの独断で作成した。
- ・ また、その後、老健局に異動した後、上司の決裁を経ることなく、大臣印を使用して書面をねつ造したことが複数回ある。

旨供述した。

また、Eは、逮捕時の検察官の弁解録取において、「事実はそのとおり間違いない。」旨述べたが、翌日の勾留質問においては、

外形的事実、そのとおり間違いありません。

しかし、私としては、公文書が内容虚偽のものであることは知りませんでしたし、Cさん、Dさんと共謀したこともありませんでした。

旨供述した。もっとも、その後同日中に行われた検察官の取調べにおいては、裁判官に本当のことを説明すると罪が重くなるのではないかと思ひ、その場しのぎのうそを言った。

旨の供述調書が作成され、その後も、Eについて、従前の供述を維持する内容の供述調書が作成された(注17)。

(注17) Eの取調べに関する申入れについて

Eの取調べに関しては、平成21年6月1日、Eの弁護人から、大阪地検に対し、同年5月30日付け申入書が送付されたが、それには、

- ・ 同月26日までの間に行われた取調べにおいて、Eが、公文書が虚偽であることを認識していなかったこと等を供述すると、取調べ検察官は、テーブルをたたいたり、「逮捕するぞ。」などと恫喝し、Eは、やむなく供述調書に署名・押印した。
- ・ 同月27日、裁判官に対し、被疑事実を否認したところ、同日夜、取調べ検察

官は、「認めなければ長くなるぞ。」などと恫喝し、Eは、やむなく自白調書に署名・押印した。

などと記載されていた。

この申入れに対し、同年6月1日、大坪部長の指示により、佐賀副部長が調査を行って、在宅でEを取り調べたP1検事から、

Eは、取調べの初期から、自己の関与を認め、その後も素直に詳細を供述しており、申入書記載のように、机をたたいたり、恫喝した事実はない。

旨を聴取し、同年5月27日にEを取り調べたP7検事からも、

Eの勾留質問の供述が不合理であるため、その理由を質す際、多少大きな声で論じた場面はあったが、申入書記載のように恫喝した事実はない。

旨を聴取した。

調査の結果、大坪部長は、いずれの取調べについても特段の問題点は認められないものと判断し、前記両検事に対し、今後の取調べに際し、被疑者に誤解を与える言動を差し控えるよう注意を促し、その調査・措置等について、その頃、次席検事に報告した。

また、公判廷等において、P1検事は、Eの取調べに関し、

Eは、最初、「凛の会」が心身障害者団体としての実体がないこと等を否認したことから、その点を追及すると、これらを認め、その後の取調べはスムーズであった。

申入書に記載されるような恫喝等はしていない。

旨供述し、P7検事は、Eの取調べに関し、

Eは、在宅の取調べの後、突然逮捕されたことに不満がある様子であり、若干追及的な口調になったことはあるが、申入書に記載されるような恫喝等はしていない。

旨供述している。

さらに、Eは、公判廷において、

供述調書と公判供述で異なっていることや曖昧になっている点については、供述調書の方がより正しい。

旨供述した。

イ 第1次強制捜査着手後、在宅で厚労省関係者を取り調べたが、Cの前任者であるF係長の取調べの結果、同年5月26日及び同月27日、

- ・ 平成16年2月下旬頃、A氏からI議員の秘書であるDを紹介され、Dに対し、公的証明書発行の手続等を説明した。その後、A氏から、「ちょっと大変な案件だけど、よろしくお願いします。」と言われ、議員案件であるから、公的証明書を発行せざるを得ないという結論が決まっていると思った。
- ・ その後、同年4月上旬頃、後任のCに対し、「凛の会」の案件の引継ぎをした際、『凛の会』はうさんくさい団体なので注意して対応する必要がある。I議員から話があり、上から下りてきた案件であるため、最初に手をつけるべきものである。」旨伝えた。

旨の供述調書が作成された（注18）。

このF係長の供述に関し、平成21年5月27日、厚労省において差し押えた資料の中に、企画課の担当者が、F係長から、厚労省内において、同月26日の検事による取調べ状況を聴取した結果とみられる同日付け書面が存在し、この書面には、

検事から「凜の会」の人と会った経緯を聞かれ、平成16年2月に、国会議員からA氏あて凜の会の相談に乗ってほしいという依頼があり、直接的には企画課の総括補佐から自分あてに依頼があり、企画課内で、室長、室長補佐と3人で会ったと記憶する旨答えた。

異動の引継ぎの際、議員からの紹介案件であること等の経緯を含めて引き継いだことを話した。

旨が記載されていた（注19）。

さらに、平成21年5月28日までに、平成16年当時の厚労省企画課社会参加推進室長補佐Lを取り調べた結果、

- ・平成16年2月下旬頃、A氏からI議員の秘書であるDを紹介され、Dに対し、公的証明書発行の手續等を説明した。

Dが帰った後、A氏から、「ちょっと大変な案件だけどよろしく願います。」と言われた。

- ・平成16年4月からは、F係長の後任のCが窓口となり、この案件に取り組んでいた。

旨の供述調書が作成され、同企画課長補佐Kについても、

- ・平成16年2月下旬頃、A氏から、「I議員の事務所から連絡があり、秘書が障害者団体を作り、料金の安い低料第三種郵便制度を利用したいので、公的証明書を発行してもらいたいとの要請があった。」と伝えられ、企画課社会参加推進室が担当であることを報告した。

- ・その後、A氏から、I議員の秘書であるDを紹介され、Dに対し、公的証明書の発行手續等を説明した。

旨の供述調書が作成された。

また、A氏の当時の上司であった障害保健福祉部長Gを取り調べたところ、取調べ初日の平成21年5月29日、

平成16年2月下旬頃、I議員から、電話で、I議員の秘書のDが関与している「凜の会」に対する公的証明書の発行についての協力を依頼され、A氏に対し、I議員からの依頼を告げて、その対応を指示した。

旨の供述調書が作成され、平成21年5月30日、

- ・A氏に対応を指示した後の平成16年2月下旬頃、A氏がDを私の部屋に案内してきたので、その場で挨拶した。

- ・6月上旬頃、A氏から、I議員から話のあった件は、公的証明書を出すことになった旨の報告を聞き、その後、I議員に対し、電話で、これを伝えた。

旨の供述調書が作成された。

その際、G部長は、

昨日は、I議員に電話をかけたことを話すと、公的証明書の発行に関わったと疑われるのではないかと思ひ、これを述べなかった。

昨夜、取調べの後、知り合いの元総理大臣秘書官に電話をかけて相談したところ、「正直に話したほうがいい。」と言われ、今日話すことにした。

旨供述したが、この点については、元総理大臣秘書官に迷惑をかけたくないので、供述調書に盛り込まないでもらいたい旨の申し出があったことから、これは供述調書に記載されなかった。

また、平成21年6月8日、G部長を取り調べた結果、

平成16年春頃、厚労省では、障害者福祉制度に関する法制度の戦後最大の大改革と称される障害者自立支援法を取りまとめて、円滑に成立させるという重要課題を抱えていた。

そのため、与野党を問わず、有力な国会議員から、同法案に対する理解を得て、これを円滑に成立させることが最重要視されていた。

そこで、A氏と二人三脚で、議員に対する説明・説得などに骨を折り、何とかその支持を得ようと努力していた。

旨の供述調書が作成され、F係長、K課長補佐、L室長補佐らについても、平成21年6月7日及び8日、それぞれ同旨の供述調書が作成された（注20）。

（注18）本文第3、2(2)オ[9頁]及び第3、3(2)エ[13頁]のとおり、議員案件というだけで、公的証明書を発行するという結論が決まっていたという点については、犯行の理由ないし動機として十分説明ができるかという観点から、慎重な検討が必要であった。

（注19）当該書面には、A氏からDを紹介された旨の供述調書の内容に相当する記載はなかった。

（注20）後記第1、1(6)ウウ[67頁]のとおり、A氏の逮捕後の捜査により、この点に関するG部長らの供述は、客観的な事実と反することが判明した。

ウ Dの手帳の平成16年2月25日欄には、「16:00 厚労省援局障保福部企画課社会参加推室F係長」の記載の上に、「13:00 I H氏」の記載があったが、これに関し、Dは、当初、I議員と同姓で、既に国会議員を辞めていた別の議員との面会に関する記載である旨供述していたが、引き続きこの点を取り調べたところ、現職の国会議員であるI議員をかばう気持ちから、I議員の名前を出したくないと思っていたとして、平成21年6月4日及び同月5日、

- ・ 平成16年2月25日頃、Eの指示により、Hと共に、I議員の事務所を訪ね、I議員に対し、公的証明書の発行に関し、厚労省への口添えをお願いしたところ、I議員は、これを引受け、「厚労省の幹部に電話しておいてやる。」と言った。
- ・ 同日、厚労省を訪ね、まず、A氏と会い、公的証明書の発行をお願い

いすると、A氏は、「話は部長からお伺いしています。あとで担当者を紹介して手続を説明させます。何かあれば遠慮なく言ってください。」と言った。それから、A氏の案内で、障害保健福祉部長の部屋に行つて、G部長にも挨拶した。

その後、企画課の部屋に戻り、A氏の指示により、F係長らから、手続等の説明を受けた。そして、F係長から、まず障定協の審査を受けるように要請された。

- ・ その後、Eに対し、電話で、この日の状況を報告した。

旨の供述調書が作成された。

また、H（「凜」の発行人）を在宅で取り調べた結果、平成21年6月2日、

- ・ 平成16年2月下旬頃、Dと共に、I議員の事務所を訪ね、I議員に対し、公的証明書の発行に関し、厚労省への口添えをお願いしたところ、I議員は、これを引受けてくれた。
- ・ その後、Dが厚労省を訪ねたところ、担当者から、まず障定協を訪ねるように助言された。そこで、Eと障定協を訪ね、N事務局長に対し、「I議員からお墨付きをもらっています。厚労省の担当者にも、その旨電話で連絡してもらっています。」と説明した。

旨の供述調書が作成された（注21）（注22）。

このD及びHの供述に関し、平成16年2月26日頃、EとHが障定協のN事務局長に面談した際、N事務局長が受領したHの名刺には、「I議員-te1→F係長」というメモの記載があった。

（注21）Hは、公判廷において、「Dと一緒にI議員と面談した記憶は全くない。」旨証言し、検察官が供述調書を刑事訴訟法321条1項2号に該当する書面として請求したが、裁判所は、後記第1、2(6) [85頁] のとおり、特信性がないとして却下した。

（注22）Hの取調べに関する申入れについて

Hの取調べに関しては、平成21年6月3日、Hの弁護人から、大阪地検に対し、同日付け申入書が送付されたが、それには、

同月2日に行われた取調べにおいて、取調検察官は、H氏の言い分を聞くことなく、「平成16年2月、D氏と共に、I議員を訪れて、厚労省への口添えをお願いした」旨の文章を作成したが、H氏は、そのような記憶がなく、否定しているにもかかわらず、同検察官が勝手に作文した。

同検察官は、テーブルをたたくなどの行為もした。

H氏は、やむなく供述調書に署名・押印した。

などと記載されていた。

平成21年6月2日にHを取り調べたP1検事は、同月3日も、Hを取り調べていたが、申入書が送付されたことを知り、Hにその趣旨を確認するなどしたが、その際、Hは、申入書を送付した弁護人を解任する旨の解任届を作成して提出した。

また、この申入れに対し、同月4日、大坪部長の指示により、佐賀副部長が調査を行い、P1検事から、

Hは、記憶のまま素直に供述しており、申入書にあるように、記憶にない事実を押し付けたり、机をたたく必要はなく、そのような事実はない。

旨を聴取した。調査の結果、大坪部長は、P1検事の取調べについて、特段の問題は認められないものと判断し、P1検事に対し、言動に注意するよう指導し、その調査・措置等について、その頃、次席検事に報告した。

なお、公判廷等において、P1検事は、Hの取調べに関し、

- ・ Hは、取調べの当初、足を組み、斜に構えて供述するなど真摯な態度を示さなかった上、H作成の文書を示してその趣旨を確認しても、「分からない。覚えていない。」と言うだけであった。

そこで、「私が真摯に取調べをしているのだから、あなたも真摯に取調べを受けてください。」などと言って、大声で怒り、机を2～3回たたいた。

すると、Hは足を組むのをやめて椅子に座り直して姿勢を正し、「他人事のように考えていました。すみません。」と、真剣に取調べを受けるといような態度に変わった。

- ・ 佐賀副部長から事情を聞かれたときは、意思疎通が十分でなく、恫喝、脅迫のためではないとはいえ、机をたたいた事実があったことが十分伝わらなかったため、対応票のような記載になった。

旨供述している。

エ さらに、Dの取調べにより、平成21年6月7日、

平成16年6月上旬頃、Eから、「また、厚労省に行って、証明書を発行してもらってくれないか。郵政からの第三種の承認が5月31日付けになっているので、それより前の作成日付で証明書を発行してもらってよ。急ぐので早急にお願いします。」と言われ、直ちに再びA氏を訪ね、そのようにお願いしたところ、A氏は、承知してくれた。

旨の供述調書が作成された。

オ Cは、当初、平成21年5月26日の取調べにおいて、「自らの判断で、公的証明書を偽造し、『凜の会』の者に手渡した。」旨供述したことから、P1検事は、同月27日、自らDを取り調べ、Dがそれまでと同様にA氏から本件公的証明書を受領した旨の供述を確認した上、Cの取調べを行ったところ、Cは、「偽造した公的証明書を弁護士会館地下1階の喫茶店でEに渡したことを思い出した。」旨供述した。そこで、P1検事は、同月29日、自らEを取り調べたところ、同人は、Cから公的証明書を受け取った事実は絶対ないと否定した。

P1検事は、これらの経緯を経て更に、本件公的証明書の作成にA氏の関与があったのではないかとの観点からCを取り調べた。同月31日のCの取調べの結果、

A氏の指示に従って本件公的証明書を作成し、A氏が「凜の会」関係者にこれを手渡した。

旨の供述調書が作成された。

そして、その後、同年6月5日から同月7日にかけて、Cを取り調べた結果、

- ・ 平成16年4月、前任のF係長から引継ぎを受けた際、「凛の会」の案件について、心身障害者団体としての実体に疑念があるものの、I議員から口添えのあった議員案件であり、上司であるG部長やA氏から直接下りてきた案件であるため、早急に対処して公的証明書を発行する必要がある旨の説明を受け、さらに、その後、L室長補佐からも、「凛の会」に対する公的証明書の手続を進めるよう指示された。
- ・ 同月中旬から下旬にかけて、Eから、電話で、公的証明書の発行を催促され、同月下旬頃、厚労省の喫茶室で、Eと会い、公的証明書の発行を催促された。
- ・ 同年5月中旬頃、L室長補佐から、「凛の会」の案件の進捗状況を確認された際、「凛の会」から、公的証明書の申請書や審査資料の提出もされておらず、形だけでも決裁に上げることはできない旨答え、同室長補佐がA氏に報告したところ、A氏から、手続を進めるよう指示されたとのことであった。
- ・ その頃、Eから、電話で、郵政公社等に公的証明書の発行の手続が進んでいることを示すため、その手続が進んでいるという書面を作ってもらえないかと依頼され、時間稼ぎのために、別の案件の正規の稟議書を修正液で加工するなどして虚偽の稟議書を作成し、『「凛の会」に係る低料第三種郵便物の許可申請手続きについては、近日中に滞りなく進めることとなっております。』などと印字した書面と共に、「凛の会」宛にファックス送信した。
- ・ 同年6月上旬頃、Eから、電話で、日付を遡らせた公的証明書を至急発行するよう依頼され、さらに、A氏からも、「I議員からお願いされ、G部長に下りてきた話でもあるから、決裁はいいから、5月中の日付で証明書を作ってください。証明書ができたら持ってきてください。」と指示された。
- ・ 早速その日のうちに、公的証明書の作成に取りかかり、社会参加推進室の職員が帰宅した後の深夜、社会参加推進室で、本件公的証明書のデータを作成して印刷し、翌日頃の早朝、この書面に企画課長名の公印を押なつて、本件公的証明書を完成させた。その後、頃合いを見計らって、A氏のデスクに行き、これをA氏に渡した。

旨の供述調書が作成された(注23)(注24)。

ただし、Cは、A氏の指示により本件公的証明書を作成した旨の供述調書が作成された後も、時折、P1検事に対し、従前の供述を撤回したい、あるいは、自らの単独犯である旨の申立てをしていたことがうかがわれ、供述に揺らぎをみせていたものと認められる。なお、Cの弁護人は、ほぼ連日、Cと接見していたが、大阪地検に対し、取調べに関する苦情等の申入れはなされなかった。

(注23) Cは、公判廷において、「上司に相談することなく、独断で本件公的証明書を偽造した。」旨証言し、検察官が供述調書を刑事訴訟法321条1項2号に該当する書面として請求したが、裁判所は、後記第1, 2(6) [85頁] のとおり、特信性がないとして却下した。

(注24) 本文第3, 2(2)オ [9頁] 及び第3, 3(2)エ [13頁] のとおり、本件公的証明書の発行が議員案件とされながら、Cが独断で虚偽の稟議書等を作成し、その後、A氏の指示により本件公的証明書を作成したことの合理性について、慎重な検討が必要であった。

カ 以上のような捜査の結果に基づき、大阪地検特捜部は、平成21年6月中旬頃、本件公的証明書の作成等に関してA氏の共謀の疑いが強まったものと判断した。

すなわち、自称福祉事業支援組織「凜の会」は、心身障害者団体としての実体がなく、同会が発行する定期刊行物「凜」は心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としていないのに、不正に低料第三種郵便制度の適用を受けることにより、広告主から手数料名目で利益を得ようと企て、厚労省の公的証明書の発行を受けるため、平成16年2月下旬頃、同会の会長で、I議員の元秘書であったDが同議員に対し口利きを依頼し、同議員からG部長に依頼がなされ、同部長の指示を受けて、A氏がいわゆる議員案件としてCの前任者F係長及びCらに対応を指示していたところ、同年6月上旬頃、郵便局担当者から「凜の会」に対し日付を遡らせた公的証明書を発行するよう求められたことから、A氏がCに指示をして、本件公的証明書を作成させた上、Cからこれを受け取り、Dに交付した疑いが強いものと判断した。

(4) この時点における証拠上の問題点

この時点において、証拠上、次のような問題点があったが、前田検事は、いずれも、今後の捜査により解明できるものと判断していた。

ア フロッピーディスクの問題

(ア) 大阪地検特捜部が平成21年5月26日C方の捜索により差し押えたフロッピーディスク(以下「本件FD」という。)に、「通知案」と題するファイル及び「コピー～通知案」と題するファイルが保存されており、「通知案」と題するファイルには、①本件公的証明書の原案とみられるデータ(日付と発番号が空欄である以外は、本件公的証明書と同一内容)、②C名義書面と同一内容のデータのほか、③本件と関連のない平成16年11月30日付けの文書データが①、②、③の順序で記録されており、「コピー～通知案」と題するファイルには、④本件公的証明書と同一内容のデータ、⑤C名義書面と同一内容のデータ(前記②と同じ内容のもの)が④、⑤の順序で記録されていた。

また、「通知案」と題するファイルの作成日時は、「2004年5月18日、12:43:23」、更新日時が「2004年11月30日、18:41:20」であり、「コピー～通知案」と題するファイルの作成日時は、「2004年6月1日、1:14:32」、更新日時が「2004年6月1日、1:20:06」であった。

- (イ) Cの取調検察官であったP1検事は、平成21年5月27日頃、差し押さえた証拠物の検討を行った際、本件FDのデータの内容等に気付き、「通知案」及び「コピー～通知案」の各ファイルとプロパティ情報を印刷し、前田検事に渡した。

前田検事らは、前記のとおり、日本橋郵便局担当者の供述等によれば、同担当者が「凜の会」に対し公的証明書の提出を求めたのが平成16年6月8日頃であり、本件公的証明書が郵便局に提出されたのが同月10日頃であるから、DがA氏に対し日付を同年5月中に遡らせた公的証明書を至急発行するように要請し、A氏がCに指示をして、本件公的証明書を作成させたのは、同年6月8日頃から10日頃までの間であると想定していたが、本件FDのファイルのプロパティ情報によれば、同月1日午前1時20分頃までには本件公的証明書のデータが完成していたことになり、本件FDは、関係者の供述等に基づく前田検事らの想定と整合していないと考えた。

しかし、前田検事らは、このデータが必ずしも本件公的証明書の元となったデータとは断言できない上、仮にこのデータが本件公的証明書の元となったデータであったとしても、平成16年6月1日はデータを作成した日であり、これを印刷した日又はそれに公印を押すつて文書を完成させた日とは異なる可能性もあり、しかも、Cは、前任者から議員案件として引継ぎを受けていたのであるから、Cが、早晚公的証明書を発行することになると思い、本件公的証明書の原案の作成を早めに開始し、平成16年6月1日に本件公的証明書のデータを完成させたものの、それを書面として完成させることに躊躇していたところ、同月8日頃以降にA氏からの指示等で背中を押されて、本件公的証明書を完成させたということもあり得ると考えた。

他方、DがA氏に公的証明書の発行を要請し、A氏から直接公的証明書を受領した経緯等を自発的に供述し、これに符合するEの供述が得られていたこと、DがA氏に不利益な供述をする特段の理由もないこと、Cが自己の独断で本件公的証明書を発行する合理的な理由も考え難いこと等からすれば、本件FDの問題が、A氏の関与という事実を揺るがすほど、他の証拠と完全に矛盾する証拠ではなく、いずれ解明できるものと考えた。

そこで、前田検事は、本件FDの問題を解明するため、P1検事に対し、Cを十分に取り調べるように指示した。

- (ウ) P1検事は、本件FDのファイルのプロパティ情報を踏まえつつ、Cの取調べを行ったが、同人は、A氏関与を認める供述調書が作成された後も、本件公的証明書の作成状況につき、当初、「本件公的証明書は、その文書の日付である平成16年5月28日に作成した。」旨供述しており、前記プロパティ情報を示して取り調べたところ、「日付を遡らせて本件公的証明書を作成した。」旨供述するに至ったものの、「日付を遡らせた理由は、よく覚えていない。」旨供述した。

また、Cは、その後も、

- ・ 深夜役所のパソコンで本件公的証明書のデータを作成して印刷し、

翌朝頃の早朝、その紙に課長印を押して完成させた。

- ・ あらかじめ公的証明書のデータを完成させて、そのデータ又は印刷したものを言わば「作り置き」していた事実はない。
- ・ 本件FDの「コピー～通知案」のデータを印刷したものが、本件公的証明書になるとは限らない。

自分の癖として、役所のパソコンで文書を作成する場合、その作成途中のデータをパソコンのハードディスクや共有フォルダに保存する一方で、バックアップ用にフロッピーディスクにも保存するという癖があったので、ハードディスクのデータを印刷して本件公的証明書を作成したかもしれない。

旨供述するにとどまり、本件FDのファイルのプロパティ情報と他の証拠との関係について合理的に説明する供述は得られなかった。

そこで、P1検事は、平成21年6月6日頃、立会事務官に、本件FDの「通知案」及び「コピー～通知案」と題するファイルのデータをそれぞれ印刷した書面を添付した捜査報告書を作成させ、前田検事に提出した上、Cの供述調書の録取時期や内容等について、前田検事に相談したところ、前田検事は、この問題が十分に解明できておらず、今後、Cの記憶が喚起される可能性や、A氏を取り調べることにより、A氏からこの点を解明する供述が得られる可能性もあることから、今後の捜査においてこれを解明するものとした。

そこで、P1検事は、前記のとおり、同月7日、

- ・ 平成16年6月上旬頃、Eから、電話で、日付を遡らせた公的証明書を至急発行するよう依頼され、さらに、A氏からも、「I議員からお願いされ、G部長に下りてきた話でもあるから、決裁はいいから、5月中の日付で証明書を作ってください。証明書ができたなら持ってきてください。」と指示された。
- ・ 早速その日のうちに、公的証明書の作成に取りかかり、社会参加推進室の職員が帰宅した後の深夜、社会参加推進室で、本件公的証明書のデータを作成して印刷し、翌日頃の早朝、この書面に企画課長名の公印を押なつて、本件公的証明書を完成させた。その後、頃合いを見計らって、これをA氏のデスクに行き、これをA氏に渡した。

旨の供述調書を作成した。

- (エ) 前田検事らは、この当時、前記のとおり、本件FDは他の証拠と整合しない点のある証拠であると感じたが、その段階でのCの供述が正しいとは限らず、データ作成日時と印刷日時又は書面の完成日時が異なっていた可能性があると考えており、しかも、その後の取調べにおいて、D、Eの前記各供述が維持されるとともに、厚労省関係者も、A氏の関与を認める供述をしていること等からすれば、この点は、A氏の関与という事実を揺るがすものではなく、今後の捜査により解明できるものと考えていた（注25）。

もっとも、前田検事は、この点について、解明できない段階であえて上司に報告すれば、大坪部長から厳しく叱責されるのではないかと考え、その後の第2次強制捜査着手の決裁の時を含め、本件FDの問題については、上司に一切報告しなかった。

また、前田検事は、消極証拠の存在を他の検察官に伝えて惑わす必要はないと考え、他の検察官に対しては、平成16年6月上旬の流れは従前の供述どおりでよいかをよく確認してもらいたいなどと指示するにとどめ、他の検察官にこの問題を伝えなかった。

(注25) 本文第3, 2(2)エ [7頁] のとおり、Cの平成21年6月7日付け供述調書は、関係者の供述を考慮すると、本件FDのファイルのプロパティ情報と矛盾し、その信用性を慎重に吟味する必要がある、この点に関し、必要かつ十分な捜査が尽くされたとは認められない。

(オ) なお、前田検事らは、本件FDを更に解析することにより「コピー～通知案」と題するファイルの本件公的証明書と同一内容のデータが印刷された日時を解明することができるのではないかという点については、思い至らなかった。

この点に関し、その後、平成22年9月以降に行われた前田検事に対する証拠隠滅事件の捜査の過程において、その解析を行ったところ、「コピー～通知案」と題するファイルの「前回印刷日時」が「2004年6月1日1時19分43秒」であることが新たに判明し、これにより、Cは、平成16年6月1日午前1時14分にこのファイルを作成し、午前1時19分にこれを印刷した後、午前1時20分にこれを上書保存したことが判明した(注26)。この印刷日時を解析する方法については、本件の捜査及び公判に従事した検察官は、前田検事を含め、当時は誰も把握していなかった。

イ 前記のとおり、DがA氏に対して日付を遡らせた証明書を至急発行するように要請し、A氏がCに指示をして、本件公的証明書を作成させ、A氏がDにこれを交付したのは、平成16年6月8日頃から同月10日頃までの間と考えられたが、D方において差し押えられた多数の名刺の中に、A氏のものなかった上、Dの当時の手帳には、A氏との面会の予定とみられる記載はなく、多忙な業務を行っていたと考えられるA氏と、この間、事前の約束なしに2回にわたり面会することが可能であったか、という問題があった。

この点は、A氏の当時のスケジュール等が判明しておらず、解明されていなかった(注27)。

ウ Cの供述調書によれば、平成16年4月、前任のF係長からの引継ぎの際、「凜の会」の件は、議員案件であり、公的証明書を発行するという結論が決まっているものとして説明を受けたとされ、他の厚労省関係者についても、おおむねこれに沿う供述調書が作成されていた。

しかし、議員案件とされながら、Cが独断で稟議書等を作成し、その後、A氏の指示により本件公的証明書を発行したという経緯が自然なものとは言い難

い上、議員案件といっても、申請書及び資料の提出を受け、決裁を経て行うのが通常であると考えられるのに、Cが、「凛の会」に対し申請書及び資料の提出を求めず、また、A氏も、資料等の提出がないことを知りながら、決裁を経ないで、本件公的証明書を発行するという犯罪に至ったと考えるだけの合理的な理由ないし動機は、十分に解明されていなかった。

なお、前記のとおり、G部長らについて、本件当時、障害保健福祉部において、障害者自立支援法の法案を取りまとめ、これを円滑に成立させるという重要課題を抱えていたことが背景事情としてあった旨の供述調書が作成されていた(注28)。

(注26) 印刷された後にファイルが上書保存されなかった場合には、「前回印刷日時」の表示も更新されないことから、「前回印刷日時」に表示される印刷日時が、必ずしも、現実に最後に印刷を行った日時を意味するものではなく、Cが、6月1日午前1時19分に印刷した後、更に後日これを印刷して、ファイルを上書保存しなかった可能性は排斥されない。

(注27) A氏の逮捕後、A氏の業務日誌等を差し押さえたが、後記第1、1(6)ウ(イ) [66頁] のとおり、この点は十分に解明されなかった。

(注28) 後記第1、1(6)ウ(ウ) [67頁] のとおり、A氏の逮捕後の捜査により、この点に関するG部長らの供述は、客観的な事実に反することが判明した。

エ 他方、Eの供述調書によれば、最初から、厚労省の審査を経ずに、政治力を使って、公的証明書を発行してもらおうと考えていたものとされていた。

しかし、政治力を使って公的証明書の発行を求めるとしても、申請書及び資料等の提出を求められるのが通常であると考えられるところであり、Eらがそのような手続なしに、これを発行してもらおうと考えたということは、必ずしも自然なものとは言い難いという問題があった。

(5) 第2次強制捜査の着手に関する決裁等

ア 第1次強制捜査の着手後の捜査状況については、平成21年5月29日頃、前田検事が関係者の供述状況を取りまとめた書面を作成し、これに基づき、大坪部長、次席検事、検事正、高検刑事部長、高検次席検事及び検事長に対し、個別に報告がなされたが、検事長を始め、多くの幹部から、一様に、Cが独断で本件公的証明書を作成することは考えられない旨の指摘等がなされた。また、高検次席検事から、A氏が本件の関与を否認することを想定し、平成16年2月頃の要請から同年6月の本件公的証明書の発行に至る経過について、関係者を十分取り調べる事等が指示された。

前田検事は、その頃、他の検察官に対し、これらの指摘及び指示がなされたことを伝えた。

平成21年6月5日頃、大阪地検検事正室における検事正、次席検事、大坪部長及び前田検事らによる会議並びに大阪高検検事長室における検事長、高検

次席検事，高検刑事部長，大坪部長及び前田検事らによる会議において，前田検事から，関係者の供述状況等を取りまとめた書面に基づき，捜査の状況等が報告され，その際，Cが，A氏の指示により本件公的証明書を作成した旨供述していると報告された。

これらの捜査の状況等については，高検刑事部長から最高検のP3検事に対し，電話で報告された。

イ 同年6月10日頃，大阪地検検事正室において，検事正，次席検事，大坪部長及び前田検事らによる会議が開かれ，前田検事が，第2次強制捜査着手に関する報告書に基づき，これまでの捜査の経過及び証拠関係等について報告するとともに，今後の方針として，本件公的証明書に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により，A氏を取り調べ，その供述内容を吟味した上で，A氏，C，E及びDを逮捕するなどの捜査（以下「第2次強制捜査」という。）に着手する方針を報告し，その決裁を了した。

同日頃，大阪高検検事長室において，検事長，高検次席検事，高検刑事部長，大坪部長及び前田検事らによる会議が開かれ，前田検事が，報告書に基づき，同様に，これまでの捜査の経過及び証拠関係等について報告するとともに，第2次強制捜査に着手する方針を報告し，その了承を得た。

ウ これらの会議において，Cが本件公的証明書を作成した状況に関し，前田検事の報告書には，単に，「社会参加推進室で、『凜の会』宛ての…などと記載し，企画課長名で，企画課長の公印を押捺した内容虚偽の本件証明書を作成し，これをA氏に手渡した。」旨記載するのみであり，どのパソコンを使用して本件公的証明書を作成したのかなどといった点に関する供述，外部的記憶装置（ハードディスク，フロッピーディスク等）の有無等の記載はなく，また，C方で差し押えられた本件FDの存在はもとより，そのファイルのデータが本件公的証明書と同一であること，そのプロパティ情報が他の証拠と整合しないこと等は記載されず，報告されなかった。そして，この点に関し，特段の指摘・検討もなされなかった。

また，平成16年6月8日頃から同月10日頃までの間のDとA氏の面会の可否に関する問題点に関しては，前田検事の報告書には，日本橋郵便局担当者が「凜の会」に対し公的証明書の提出を求めた時期，DがA氏に対して日付を遡らせた証明書を至急発行するように要請した時期，A氏がCに指示をして本件公的証明書を作成させた時期，A氏がDにこれを交付した時期が，いずれも「同月上旬頃」と記載され，問題点としての報告がなされなかった。そして，この点に関し，特段の指摘・検討もなされなかった。

さらに，A氏の動機を推認させる本件の背景事情として，本件当時，障害保健福祉部において，障害者自立支援法の法案を取りまとめ，これを円滑に成立させるという重要課題を抱えていたこと等が報告された。

高検における会議においては，検事長らから，贈収賄事件と同様に，日時・場所等を詰める捜査を行うこと等が指示された（注29）。

エ 平成21年6月11日頃，最高検のP3検事は，高検刑事部長から第2次強

制捜査の着手に関する報告書の送付を受け、電話でその報告・説明を受けるとともに、同報告書を検討した結果、特段の問題はないものと判断し、その頃、最高検刑事部長、次長検事及び検事総長に対し、順にこれを報告し、その方針について了承を得た。その際、P3検事は、事実の経過を時系列に示した資料を別に作成して、これに基づいて報告を行い、第2次強制捜査の着手に関する報告書は手交するにとどめた。

大阪地検特捜部としては、稟議書等に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事件については、勾留期限の同月15日、Cを起訴（公判請求）し、Eを処分保留で釈放する予定であったが、このとき、最高検から、その処分は本件公的証明書に係る事件の処分と同時にを行うのが相当ではないかとの意見が述べられたことを踏まえ、両名とも、処分保留で釈放することとした。

また、最高検に対しても、C方で差し押えられた本件FDのファイルのプロパティ情報が他の証拠と整合しないという問題点は報告されず、また、Cが、A氏の指示により本件公的証明書を作成した旨の供述調書が作成された後も、時折、P1検事に対し、従前の供述を撤回したい旨の意向を示すなど、その供述に揺らぎをみせていたことも報告されなかった。

オ 大阪地検特捜部は、同月14日、まず任意でA氏を取り調べた。A氏は、

「凛の会」やDについては全く知らず、本件公的証明書についても、その存在自体を知らない。

旨供述したが、大阪地検特捜部は、同日、A氏のほか、C、D及びEを逮捕し、同月15日以降、A氏方、厚労省等の関係箇所の捜索等を行った（注30）。

A氏の逮捕については、前記のとおり、その方針につき上級庁の了承が得られていたが、その供述内容を踏まえた最終的な逮捕の判断については、前田検事がA氏の供述内容を記載した書面を作成し、これに基づき、次席検事、検事正、高検刑事部長、高検次席検事及び検事長に対し、報告がなされ、その了承が得られた後、高検刑事部長から最高検のP3検事に電話で報告がなされ、同検事がこれを最高検刑事部長、次長検事及び検事総長に報告して、その了承を得た。

（注29）この段階において、本件の捜査班に、前田検事ほか7名の検察官に加え、P11検事（特捜部所属）が加わった。

（注30）A氏の逮捕の判断に関する問題点については、本文第3、2 [4頁] のとおりである。

(6) 第2次強制捜査の着手及びその後の経過

ア A氏は、その後も、本件公的証明書の作成等に関する自らの関与を全面的に否認した。

Cは、平成21年6月14日、検察官の弁解録取においては、「事実はそのとおり間違いない。」旨供述したが、同月15日、勾留質問において、裁判官に対し、

事実は間違いないものの、A氏との共謀については、はっきりと覚えておらず、自信がない。

旨供述した。

もっとも、同日、P1検事にCを取り調べた結果、勾留質問における供述を撤回する内容の供述調書が作成され、その後、P1検事の取調べ時のみならず、取調検察官が交代した際も、Cについて、従前と同様の供述を維持する内容の供述調書が作成された。

また、Dは、同月14日、検察官の弁解録取においては、「事実はそのとおり間違いない。」旨供述し、同月15日、勾留質問において、裁判官に対し、

本件公的証明書が虚偽であるとは知らず、共謀もなかった。

旨供述したものの、同日、P2副検事による取調べの結果、それを撤回する内容の供述調書が作成され、その後、P2副検事の取調べ時のみならず、取調検察官が交代した際も、従前と同様の供述を維持する内容の供述調書が作成された。

厚労省関係者も、A氏が否認をしていることを告げられた後も、基本的に従前の供述を維持し、その旨の供述調書が作成された。

Cは、その後も、時折、P1検事に対し、前記同様の供述の揺らぎをみせていた。他方、Cの弁護人は、その後も、ほぼ連日、Cと接見していたが、大阪地検に対し、取調べに関する苦情等の申入れがなされることはなかった。

イ また、Eについて、

本件の約2年後である平成18年に入った後、収益の分配をめぐって「凜の会」に内紛が生じ、Dと対立関係に至った結果、同年6月頃、厚労省に、「凜の会」の解散届等を提出した。

旨の供述調書が作成されるとともに、押収していた同年7月19日付けD名義の企画課長宛の書面には、

貴省、そして郵政公社の皆様にご理解頂き、心身障害者団体として御承認を頂くことが出来ました（貴省承認：平成16年5月28日付障企発第0528001号）。私は、当時、衆議院議員であったI議員の秘書業務に追われていたこともあり・・・信頼できると考えられる前述の関係者を中心に行ってまいりました。

旨の記載がされていたところ、この書面に関して、Dの取調べの結果、

Eに対抗して、企画課長宛に内紛の経緯を記載して提出したものである。

旨の供述調書が作成された。

さらに、厚労省担当者について、

この解散届等の提出を受けて、本件公的証明書に対応する決裁文書を探したものの見当たらなかったが、Cに事情を尋ねるなどただけで、本件公的証明書の作成経緯や「凜の会」の実態について、それ以上の調査を行わなかった。

旨の供述調書が作成された。

他方、平成21年6月15日、厚労省において差し押えたA氏の平成16年の手帳及びA氏方において差し押さえたA氏のパソコンに保存されていた同年の業務日誌等には、2月下旬頃及び6月上旬頃を含め、本件公的証明書、「凜の会」、Dの氏名や同人との面会に関するものとみられる記載はなかった。

ウ 前記第1, 1(4) [58頁] 記載の証拠上の問題点に関する捜査状況は、次のとおりである。

(ア) 本件FDのファイルのプロパティ情報が他の証拠と整合しないという問題点については、その後、P1検事がCを取り調べたものの、前記のとおり、Cの記憶は極めて曖昧であり、この点を合理的に説明する供述を得ることはできなかった。

しかし、①G部長を始めとする厚労省関係者がいずれもA氏の関与を認める供述を維持し続け、②DもA氏から本件公的証明書を受け取った旨の供述を維持し、③Eも、Cから本件公的証明書を受け取った事実はないと断言するとともに、自らDを通じてA氏に公的証明書の作成日付を遡及させることを依頼した旨供述した。

前田検事は、本件FDは他の証拠と整合しない点のある証拠であると感じたものの、前記第1, 1(4)ア(i) [59頁] で記載した事情に加えて、A氏逮捕後の捜査によって得られた捜査結果を総合的に考慮し、本件FDの問題は、A氏の関与という事実を揺るがすものではないと判断した。

なお、P1検事は、平成21年6月29日頃、立会事務官に、本件FDのファイルのプロパティ情報及びファイルのデータを印刷した書面とを添付した捜査報告書（以下「本件FDに関する捜査報告書」という。）を作成させ、前田検事に提出した上、Cの供述調書の作成について、前田検事に相談したところ、前田検事は、この問題が十分に解明できておらず、この点を合理的に説明する供述を得られなかった上、この問題が、A氏の関与という事実を揺るがすものではないと考えたことから、本件FDのファイルやそのプロパティ情報に関する供述を記載した供述調書は作成しないこととした(注31)。

(注31) 本文第3, 3(2)ア [10頁] のとおり、この点に関し、A氏の逮捕後の捜査によっても、Cが合理的な説明ができないこと自体が、Cの供述の信用性を揺るがすものであり、その信用性について、より慎重に吟味する必要があった。

(イ) DとA氏の面会に関する問題点については、Dの手帳及びA氏の業務日誌等により、平成16年6月8日から同月10日までの間で、両者のスケジュールが空いている時間帯は、同月8日の午前10時以前及び午後2時30分から午後4時までの間、同月9日の午前10時以前及び午後2時から午後3時までの間、同月10日の午前11時30分から午後零時までの間及び午後1時から午後2時までの間であった。

このように、この間、両者が面会する可能性のある時間帯が存在したことは確認されたものの、Dらの取調べによっても、その日時等を特定する供述

を得ることはできなかった。

また、Dが本件公的証明書を受領した前後の経過についても、厚労省からDまでどのようにして連絡がなされたのか、また、Dから誰にどのようにして本件公的証明書が渡されたのか、という点に関し、関係者の供述は、曖昧で整合しておらず、明らかにならなかった。

前田検事は、このように十分に解明されなかった点があるとしても、DがA氏に対し公的証明書の発行を要請し、A氏から本件公的証明書を受領したことに関するDの供述が一貫し、他の関係者の供述調書等と符合することからすれば、この点の立証は可能であると判断した（注32）。

また、前記のとおり、Dが、平成18年7月、Eとの内紛の際、厚労省に送付した文書の宛先が「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長」となっているほか、同文書には「貴省より、当会は国内郵便約款料金表に規定する心身障害者団体として御承認頂き」との記述があることについて、前田検事は、Dにおいて、本件公的証明書が厚労省の企画課長関与の下で発出されたものとの認識を有していたことを示しており、A氏関与に関するDの供述の信用性を補強するものと考えられ、A氏の本件への関与を基礎付ける事情と判断した。

（注32）本文第3、3(2)イ [11頁] のとおり、この点に関する疑問が完全に払拭されたとは言えない状況にあったので、関係者の十分な取調べと詳細な検討を尽くす必要があった。

(ウ) 犯行の理由ないし動機については、第2次強制捜査着手前、本件の背景事情の一つとして、本件当時、障害保健福祉部において、障害者自立支援法の法案を取りまとめ、これを円滑に成立させるという重要課題を抱えていたことが考えられていたが、その後の捜査により、障害者自立支援法に関する具体的な方向性を定めて立案作業等を開始したのは平成16年暮れ頃であったこと、本件当時は、平成15年4月に導入された支援費制度における財政上の問題に端を発した障害者介護等の問題に対応するため、障害者自立支援法につながることとなる制度改革を見据えた動きを進めていたこと等が判明した。

G部長らからは、そのような背景の下において、有力な国会議員から依頼された案件に対する官庁の対応として、その議員の意向に沿うように処理して、機嫌を損ねないようにすることが重要であった旨の供述調書が作成されており、前田検事としては、これが、A氏らの犯行の理由ないし動機であるものと判断した（注33）。

（注33）本文第3、3(2)エ [13頁] のとおり、A氏らの犯行の動機等として十分に説明できるかといった観点から慎重な検討が必要であった。

(エ) 平成16年2月下旬頃、DらがI議員に対し厚労省への口利きを依頼し、I議員がG部長に対し電話で協力を依頼したこと等に関し、大阪地検特捜部は、I議員の取調べを行うことについて検討したが、D、H及びG部長らの供述が相互に符合し、これらの者がI議員に不利益となる虚偽の供述をするとは考え難い上、Dの手帳にI議員との面会の予定とみられる記載が存在し、また、I議員が報道機関等に対しG部長への働き掛けを否定しており、I議員を取り調べても積極的な供述が得られるとは考えられないこと、報道機関の報道状況等にかんがみ、総選挙を控えたI議員の立場に配慮する必要があるものと考えられたこと等から、本件の立証上、処分の前にI議員を取り調べる必要はないものと判断した(注34)。

(注34) 本文第3、3(2)ウ[12頁]のとおり、処分の前にI議員を取り調べた上で、必要な捜査を尽くすことを検討する必要があった。

エ また、前記のとおり、厚労省は、平成18年6月頃、Eから解散届の提出を受け、本件公的証明書に対応する決裁文書を探したものの見付からず、しかも、Dから提出された文書により、「凛の会」の一部関係者が低料第三种郵便制度を悪用していることが疑われる状況にあったにもかかわらず、本件公的証明書の作成経緯や「凛の会」の実態について十分な調査を行わなかった。

前田検事は、平成18年6月当時、低料第三种郵便制度の不正利用がマスコミでも取り上げられるなど問題視されていたにもかかわらず、厚労省がこのような不十分な対応しか行っていなかったことは、平成16年当時においても、厚労省において、A氏を含む企画課の組織として、本件公的証明書の不正な作成を行ったこともあり得ることを示すものと判断した。

オ 以上のような捜査の結果に基づき、大阪地検特捜部は、本件公的証明書に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、A氏、E及びDを起訴(公判請求)し、同事実及び稟議書等に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、Cを起訴(公判請求)することとした(注35)。

(注35) A氏の起訴の判断に関する問題点については、本文第3、3[10頁]のとおりである。

(7) 本件の処分に関する決裁等

ア 第2次強制捜査の着手後の捜査状況等については、平成21年6月24日頃、大阪地検検事正室における検事正、次席検事、大坪部長及び前田検事らによる会議並びに大阪高検検事長室における検事長、高検次席検事、高検刑事部長、大坪部長及び前田検事らによる会議において、前田検事から、関係者の供述状況等を取りまとめた書面に基づき報告がなされた。

イ その後、同月25日頃、最高検に対し、捜査状況、処分方針等に関する中間報告を行うため、大阪地検検事正室において、検事正、次席検事、大坪部長及び前田検事らによる会議が開かれ、その報告の内容につき決裁を了し、その後、

大阪高検検事長室において、検事長、高検次席検事、高検刑事部長、大坪部長及び前田検事らによる会議が開かれ、その報告の内容が了承された。

これにより、最高検に対し、その当時の関係者の供述状況のほか、本件公的証明書に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、A氏を起訴（公判請求）し、同事実及び稟議書等に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、Cを起訴（公判請求）する方針であること、I議員の取調べについては、必ずしも本件の立証上必要とまではいえないが、公判において、I議員の氏名を明らかにする必要があることから、起訴後かつ総選挙後で第1回公判前に取り調べる方針であること等を報告することとされた。

同月26日頃、最高検のP3検事は、高検刑事部長から、この報告書の送付を受け、電話でその説明を受けるとともに、報告書を検討した結果、中間報告として特段の問題はないものと判断し、その頃、最高検刑事部長、次長検事及び検事総長に対し、順にこれを報告した。

ウ 大阪地検特捜部は、同年7月1日頃までに、それまでの捜査の結果に基づき、本件公的証明書に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、A氏、E及びDを起訴（公判請求）し、同事実及び稟議書等に係る虚偽有印公文書作成・同行使の事実により、Cを起訴（公判請求）することとした。

そこで、同日頃、大阪地検検事正室において、検事正、次席検事、大坪部長及び前田検事らによる会議が開かれ、前田検事が、報告書に基づき、証拠関係等について報告するとともに、処分の方針を報告し、決裁を了し、その後、大阪高検検事長室において、検事長、高検次席検事、高検刑事部長、大坪部長及び前田検事らによる会議において、同様に、その了承を得た。

エ 翌2日、高検刑事部長は、別事件に関する報告も併せて最高検を訪れ、最高検のP3検事と協議の上、検事総長室において、検事総長及び次長検事に対し、報告書に基づき、処分の方針を報告し、その了承を得た。

オ 前記の会議や報告において、本件FDのファイルのプロパティ情報が他の証拠と整合しないという問題点、平成16年6月8日頃から同月10日頃までの間のDとA氏の面会に関し、その日時等を特定できず、また、Dが本件公的証明書を受領した前後の経過についても、明らかにならなかったという問題点等については報告されなかった。

また、A氏の犯行の理由ないし動機に関し、第2次強制捜査着手の着手前には、これを推認させる背景事情として、本件当時、障害保健福祉部において、障害者自立支援法の法案を取りまとめ、これを円滑に成立させるという重要課題を抱えていたこと等が報告されていたが、前記平成21年6月25日頃の中間報告としての報告書においては、平成15年4月に導入された支援費制度における財政上の破綻を受け、新たな障害者支援策を導入するため、本件当時を含め、平成17年10月の障害者自立支援法の成立までの間、A氏が、与野党を問わず、国会議員の理解を求めている状況があった旨の記載がされて報告された。

そして、これらの点に関し、特段の指摘・検討もなされなかった。

カ 大阪地検特捜部は、平成21年7月4日、A氏ほか3名を大阪地方裁判所に起訴（公判請求）した。

キ 前田検事は、総選挙後の同年9月11日、I議員を取り調べ、その結果、

- ・ 平成16年2月下旬頃は、国会開会中であり、土日は地方でゴルフをするなどしていたが、平日は東京にいた。
- ・ Dの件は記憶になく、厚労省側に違法なやり方で証明書の発行を頼んだ覚えはない。

旨の供述調書が作成された（注36）。

（注36）I議員は、日程等が記載されていると思われる手帳数冊を持参したが、前田検事は、手帳の平成16年2月25日欄の記載を確認するに至らなかった。この点に関し、I議員は、公判廷において、「検事がばらばらと見た。」旨供述しており、前田検事は、「手帳の一部をばらばらと見ることはできたが、I議員の意向もあり、それ以上に、その内容を確認したり、その写しを取ることはできなかった。」旨供述している。

(8) A氏に係る公訴事実の要旨

A氏は、厚労省社会・援護局障害保健福祉部企画課長であったものであるが、同課社会参加推進室社会参加係長であったC、自称心身障害者団体「凜の会」の会長D及び発起人Eと共謀の上、平成16年6月上旬頃、行使の目的で、Cをして、パーソナルコンピューター等を使用させて、前記「凜の会」は内国郵便約款料金表に規定する心身障害者団体であり、当該団体が発行する定期行物「凜」は心身障害者の福祉増進を図ることを目的としていることを認める旨のA氏作成名義に係る虚偽の公的証明書を作成した上、Eらが、同月10日頃、日本橋郵便局において、同局担当者に提出して行使した。

2 公判の経過等

(1) 公判前整理手続

平成21年9月10日から平成22年1月8日までの間、合計6回の公判前整理手続期日が開かれた。

この段階における担当検察官は、公判主任検察官のP4検事（公判部所属）及びP12検事（公判部所属）のほか、本件の捜査に従事したP11検事及びP6検事であった。

ア 争点整理の結果等

公判前整理手続の結果、本件の争点については、以下のとおりと整理された。

(ア) まず、実体面における主要な争点は、起訴状記載の共謀があったのか否か、A氏が「凜の会」は内国郵便約款料金表に規定する心身障害者団体ではなく、「凜」は心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としないものであることを認識していたのか否かであるとされた。

さらに、争いのある具体的事実のうち、主要な争点として13点に整理された（注37）。

(注37) 公判前整理手続において整理された主要な争点

- ① DのI議員に対する依頼の有無
平成16年2月下旬頃、DはI議員に対し、「凛の会」に対する公的証明書発行への口添えを依頼したのか。
- ② I議員のG部長に対する要請の有無
平成16年2月下旬頃、I議員は、G部長に電話し、公的証明書を発行することを要請したのか。
- ③ G部長のA氏に対する指示の有無及びその内容
平成16年2月下旬頃、I議員からの電話を受けたG部長は、障害保健福祉部長室において、A氏に対し、「凛の会」に対する公的証明書の発行に向けた便宜を図るよう指示したのか。指示があったとして、それはいかなる内容・意味であったのか。
- ④ DのA氏に対する要請の有無及びその内容
Dが、平成16年2月下旬頃、A氏と面談し、「凛の会」に対する公的証明書の発行に向けた便宜供与を要請したのか。要請があったとして、それはいかなる内容・意味であったのか。
- ⑤ A氏のF係長らに対する指示の有無
A氏は、F係長らがDと面談した後、F係長らに対し、心身障害者団体としての実体に疑念がある「凛の会」に対し、公的証明書を発行することを指示したのか。
- ⑥ A氏のL室長補佐に対する指示の有無
平成16年5月中旬頃、L室長補佐は、A氏に、「凛の会」について、公的証明書の発行申請の書類や規約、名簿等の審査資料がきちんと提出されていない旨報告したのか。A氏は、この際、同室長補佐に対し、「凛の会」に対する公的証明書の発行手続を進めるように指示したのか。
- ⑦ DのA氏に対する郵政公社への架電要請及び「J」に対する架電の有無
平成16年5月中旬頃、Dは、A氏に対し、日本郵政公社に「凛」を承認しても大丈夫である旨を電話で伝えることを要請したのか。それに応じて、A氏は、日本郵政公社の「J」に対し、電話でその旨を伝えたのか。
- ⑧ DのA氏に対する日付を遡らせて本件公的証明書を発行することの要請及びこれに対するA氏の手承の有無
平成16年6月上旬頃、Dは、A氏に対し、日付を遡らせて「凛の会」に対する公的証明書を発行するよう要請したのか。A氏はこれを手承したのか。
- ⑨ CのA氏に対する報告及びA氏のCに対する指示
平成16年6月上旬頃、Cは、A氏に対し、「凛の会」からは発行申請や審査資料の提出がないため、形式的な決裁すらできないことや、日付を遡らせるのであれば発行番号の問題も生じることを伝えた上で指示を仰いだのか。これに対し、A氏は、Cに対し、決裁のないまま本件証明書を発行することを指示したか。
- ⑩ A氏のG部長に対する報告の有無
A氏は、G部長に対し、「凛の会」に対して、公的証明書を発行することになった旨の報告をしたのか。

⑪ A氏による本件公的証明書の交付の有無

A氏は、「凛の会」に対して本件公的証明書ができたことを伝えたのか、平成16年6月上旬頃、Cは、本件公的証明書をA氏に渡したのか、それを受け取ったA氏は、それをDに交付したのか。

⑫ Cに対する後付けの決裁が不要である旨の指示の有無

平成16年6月中旬頃、Cは、A氏に対し、後付けで「凛の会」から審査資料を取り寄せて決裁の形を整える必要はないかと尋ねたのか。この時、A氏は、Cに対し、その必要はない旨告げたのか。

⑬ 本件犯行を行う動機の有無

A氏は、本件は、「凛の会」の実体がいかなるものであれ、「凛の会」に対し、公的証明書を発行することが決まっている「議員案件」であるという動機を有していたのか。

(イ) その上で、共犯者及び関係者の供述の信用性、具体的には、共犯者(C、D及びE)が捜査段階において引っ張り込み供述をしたのか、厚労省関係者とその記憶に反する供述調書に署名押印したのか、についても争点であると整理された。

イ 証拠開示の状況等

公判前整理手続期間中の平成21年9月24日頃、弁護人からの証拠開示請求(刑事訴訟法316条の15によるいわゆる類型証拠開示請求)を受けた公判担当検察官は、本件FDに関する捜査報告書を弁護人に開示した。

その後、同年11月30日、弁護人は、検察官に対し、「Cが本件公的証明書を作成した日時は、平成16年6月1日未明(午前1時20分06秒)以前である。」旨の主張が記載された平成21年11月30日付け「予定主張記載書面3」を送付した。

ウ 弁護人の「予定主張記載書面3」に対する対応

P4検事は、弁護人からの前記「予定主張記載書面3」の提出を受け、同日頃、前田検事と協議の上、

- ・ 本件FDに保存されていた「コピー～通知案」と題するファイルの作成日時は、データの作成日時にすぎず、これを印刷した日又は同書面に公印を押なつして文書を完成させた日とは異なる可能性がある。
すなわち、Cがあらかじめ本件公的証明書のデータを作成して保存していたところ、A氏からその作成を指示されたことから、これを印刷して公印を押して本件公的証明書を完成させたと考えることができる。
- ・ また、そもそもCは、同じフロッピーディスクに、平成16年5月18日を作成日とし、前記データの更に原案となる「通知案」と題する別のデータも記録しており、Cが本件において作成していた公的証明書のデータは一つだけではなかった。

と考え、その旨を主張することとし、他の関係証拠を総合考慮すれば、A氏の有罪立証は十分可能であると判断した。

そして、P4検事は、前記方針等について、公判部長及び公判部副部長に報告し、その決裁を了した。

また、P4検事は、平成21年12月3日頃、検事正及び次席検事に対し、同日の公判前整理手続期日の状況を報告した際、前記の経緯についても簡単に報告したが、検事正等から特段の指摘はなかった。

その後、P4検事らは、同月14日付け「証明予定事実記載書3」に前記方針に基づく主張を記載し、これを大阪地裁に提出した。

エ A氏の保釈の状況

A氏は、同年11月24日、保釈された。

(2) 公判の経過の概要等

ア 公判経過の概要と公判立会体制

平成22年1月27日の第1回公判期日から同年9月10日の判決宣告期日までの間、23回の公判期日が開かれた。第2回公判期日（同年2月2日）から第10回公判期日（同年3月3日）においては、E、D、G部長、F係長、C等の各証人尋問、第11回公判期日（同年3月4日）においては、I議員の証人尋問、第14回公判期日（同年3月18日）から第17回公判期日（同年4月14日）においては、取調検察官合計6名の各証人尋問がそれぞれ行われ、第20回公判期日（同年5月26日）において、後記(6) [85頁] 記載の証拠決定があった。

なお、公判の段階においては、証人テストの状況等からみて厚労省関係者が捜査段階の供述を覆すことが見込まれたこと等から、十分な公判遂行を行うため、公判担当検察官として、P4検事ほか前記3名に加え、第2回公判期日以降、P13検事（特捜部所属）が、第6回公判期日（同年2月16日）以降、公判部副部長及び前田検事が加わった（注38）。

（注38）後記第2、2(1) [96頁] のとおり、平成22年1月27日頃から2月上旬頃にかけて、大坪部長、佐賀副部長及び一部の検事は、前田検事による証拠の改ざんの事実を知った。

イ 第1回公判期日の状況とこれへの対応

A氏は、第1回公判期日（同年1月27日）において、Cらと共謀した事実も、Cに本件公的証明書の作成を指示したこともなく、本件公的証明書の発行について一切関わっていないとして、無罪を主張した。

また、弁護人は、冒頭陳述において、検察官が主張する本件公的証明書の作成経過が、本件FDのプロパティ情報と齟齬しており、検察官の主張は破綻している旨の主張をした。

P4検事は、同日頃、検事正及び次席検事に対し、弁護人の前記主張に係る本件FDの問題を説明し、前記(1)ウ [72頁] の対応方針を報告した。

その頃、大阪高検に対しても、同様の報告がなされ、また、最高検の担当検事であったP14検事は、高検刑事部長から、電話で、同様の報告を受け、これ

を最高検刑事部長に報告した。

(3) 主要な証人の公判供述

第2回公判期日から第17回公判期日までに尋問が行われた主要な証人の公判廷における供述の要旨は、以下のとおりである。

ア Eの公判供述

I議員に口利きを依頼するようにDに要請した可能性は十分あるが、今は記憶がはっきりしない。その後、Dからは、「I議員に依頼に行き、厚労省に電話をしてもらった。その後、厚労省のF係長と面談した。」との報告を受けた記憶がある。もっとも、F係長と面談した際、その上司に挨拶をしたと聞いたかどうかは記憶が定かではない。

平成16年6月上旬頃、日付を遡らせて早期に本件公的証明書を発行するようCに要請するとともに、A氏に同様の依頼をするようDに要請した可能性は十分あるが、記憶は定かではない。

その後、厚労省から本件公的証明書の発行されるとの連絡を受け、Dに連絡してその旨を告げたことは間違いない。ただ、Dに、本件公的証明書を厚労省に取りに行くよう依頼したのか、本件公的証明書をどのように入手したのかは記憶にない。自分が厚労省に行って本件公的証明書の交付を受けたということはない。

供述調書と公判供述で異なっていることや曖昧になっている点については、供述調書の方がより正しく、検事の取調べには不満はない。

イ Dの公判供述

平成16年2月に、Eからの依頼を受け、Hとともに、I議員事務所において、同議員に対し、「凜の会」に関して厚労省への口添えを依頼したところ、同議員は、厚労省の知人に電話をすると述べて口添えを承諾した。

私の手帳には、同月25日午後1時、I議員とHの名前が記載されているが、これはI議員と面会する予定があることを記載したものだと思う。

そこで、同日、Eから訪問先として指示されていた厚労省のF係長に相談に行き、同係長と名刺交換した後、同係長の案内で、A氏に面談し、I議員の名前を出し、障害者支援団体の件で相談に来た旨伝えた。「凜の会」に対する公的証明書の発行に向けた便宜供与を要請し、A氏の下承を得たということはない。G部長に会った記憶はない。

供述調書では、最初にA氏に会って挨拶し、「凜の会」の活動について話したとの内容になっているが、これは、検事から、「I議員から、G部長に電話が来り、それがA氏、F係長と連絡が伝わっていったという流れなんだ。」などという説明を受け、自分の記憶と異なる調書に署名したものである。

同年5月中旬以降に、Eから、厚労省から郵政公社に連絡をするように厚労省に頼みに行ってくれと言われたので、厚労省を訪問したが、Cは外出していて会えず、A氏は電話中だったことから話をせずに退出した。Eには、A氏にお願いをしてきた旨のうその報告をした。この点について、供述調書では、A氏にお願いをしたところ、A氏が、目の前で、郵政公社の「J」という名前の

人に電話をして、「凜の会」が厚労省の審査を通過したから認可しても大丈夫だと伝えてくれたと述べたが、事実とは違う。

同月20日頃か、6月に入ってからかもしれない時期に、Eから、希望する日付で証明書を発行するよう厚労省にお願いしてくれという連絡があった。私は、厚かましいお願いだと思い、実際には厚労省にはお願いに行かなかった。希望する日付とは、実際の発行日より前の日付ということだったと思う。この点について、供述調書では、Eから頼まれてA氏にそのようなお願いをしたところ、A氏は、承知してくれたと述べたが、事実とは異なっており、私は大筋では間違いはないという気持ちで調書にサインをした。

その後、同年6月上旬頃、「凜の会」関係者からの連絡を受け、厚労省に行き、A氏から、直接、本件公的証明書を受け取り、「凜の会」関係者に手渡した。

取調べにおいて、何回かテーブルをたたかれたことはあったが、怖くて自分の言いたいことも言えない状況ではなかった。体調を気遣ってもらい、取調べには何ら不満はないが、夜眠れないなど体調が非常に不安定であり、反論したくても反論できないような状態があった。また、訂正を申し入れても聞いてもらえないこともあった。

ウ G部長の公判供述

本件公的証明書に関してはよく覚えていない。供述調書については、検事が勝手に付け加えたものはなく、一つ一つ確認しており、実際に自分が話したことを検事がまとめて供述調書にしたものである。取調べの際、検事に対し、I議員から、電話で、秘書のDの「凜の会」への公的証明書の発行についての協力を依頼され、A氏にI議員からの依頼を告げてその対応を指示し、その後、A氏の案内で訪れたDと会って挨拶をした旨の供述をしたことは間違いはないが、I議員からの依頼やA氏への指示等について捜査段階で供述した内容は、明確な記憶に基づくものではなく、自分の思い込みによるものである。

また、平成16年6月上旬頃、A氏から、「凜の会」に対する公的証明書を発行する旨の報告を受け、I議員に連絡したことについて、捜査段階で供述したことは間違いはないが、これは、取調べの際に、検事から、電話の交信記録が存在すると言われたために、自分で考えて話をしたにすぎず、実際は記憶になかったものである。

エ F係長の公判供述

平成16年2月下旬頃、K課長補佐から、「凜の会」の関係者が公的証明書の発行の依頼に来るとの話聞いた。このとき、I議員から口利きがあり、A氏に下りてきた案件であるとの話が出たかは記憶がない。

その後、Dが厚労省に来たことから、K課長補佐に呼ばれ、P社会参加推進室長及びL室長補佐と共に企画課に行き、A氏とK課長補佐のいる場でDに挨拶をしたところ、Dは、I議員の事務所の者であると名乗り、障害者団体の公的証明書の発行を依頼してきた。この時点では、I議員の関係者が、K課長補佐よりも上のG部長又はA氏に持ち込んだ話であると認識した。その後、L室長補佐らと共に、Dに、公的証明書発行の手続等を説明したが、Dの説明が要

領を得なかったことなどから「凜の会」の実態や活動内容に疑念を抱き、障定協に相談に行くよう指示した。Dが帰った後、A氏にこの件を報告したかどうかははっきりとした記憶はない。

その後、P室長やL室長補佐には、「凜の会」の進捗状況を報告していたが、「凜の会」からは、必要な書類の提出もなく、手続が進展しなかったところ、同年3月末に私が異動になる際、L室長補佐から、引継ぎをしっかりとるよう指示された。そこで、同年4月上旬、後任者であるCに、「凜の会」に対する公的証明書の発行の件は、「凜の会」の実体がよく分からないので、慎重に対応する必要があるが、I議員の議員絡みの案件であるので、まず手を付ける業務であることを告げて引継ぎをした。

オ K課長補佐の公判供述

平成16年2月下旬頃、A氏から「I議員の事務所からI議員の秘書のDが障害者団体を作り低料第三種郵便物を使いたいのので、公的証明書を発行してほしいと頼まれているが、誰が担当しているのか。」と尋ねられ、これに関する会話をしたという事実、その数日後、Dが訪ねてきて、企画課長席のところ、A氏と共にDと挨拶をした事実、同年6月上旬頃、L室長補佐から『凜の会』の案件は、Cが、A氏らと相談して、うまく処理してくれた。」などと報告を受けた事実等「凜の会」案件についての記憶が全くない。

それら各事実を認める内容の供述調書となっているのは、「社会参加推進室の人」がかかる事実をはっきりと覚えている旨検察官から告げられたことや、そのような事実は知らない旨述べたところ、検察官から「1泊でも2泊でもしていくか。」などと言われたことによるものである。

なお、捜査段階の自己の心境等については、A氏を陥れたり、自分の罪を免れるために作り話をしうそを付いたりするつもりはなく、事実をありのままに話して供述調書を作成してもらったという気持ちがあった。

カ L室長補佐の公判供述

平成16年2月下旬頃、K課長補佐から呼び出され、P室長、F係長と共に企画課長席のところまで行き、そこでA氏からDを紹介されて同人と挨拶をし、その後、P室長、F係長と共にDに対し公的証明書の発行手続等についての説明をした事実や、その後、A氏から「ちょっと大変な案件だけど、よろしくお願いします。」と言われた事実、同年3月中旬頃、A氏から「凜の会」案件の進捗状況を確認された事実、同年4月上旬頃、Cに対し「凜の会」に対する公的証明書の発行の件について、手続を進めてくれと指示した事実、同年5月中旬頃、Cから「凜の会」から資料等の提出がないことから、決裁を上げるのは難しい旨の報告を受け、A氏にその旨報告をしたところ、A氏から更に調整を進めるよう指示を受け、Cに伝えた事実、同年6月上旬頃、Cから、「凜の会」の件は調整がついて終わった旨の報告を受けた事実等「凜の会」案件については、全く記憶がない。

これら事実を認める供述調書の内容については、当時から記憶がなかったが、検察官からこうではなかったかと質問され、記憶はなかったものの、そのよう

な可能性があるという話はした。また、取調べの中で記憶がない旨述べたところ、検察官から机をたたかれ、「覚えていないということはないのではないか。こちらにも考えがある。」などと大声で言われた。なお、捜査段階では、A氏を陥れたり、自分の罪を免れるために作り話をしたり、うそを付いたりするつもりはなく、自分が思い出せるままに話して供述調書を作成してもらったという気持ちがあった。

キ Hの公判供述

Dの手帳の平成16年2月25日欄に、I議員の名前と共に私の名前が記載されていることや、事務局長が保管している私の名刺にI議員の名前が記載されていることは分かっているが、私は、Dと一緒にI議員と面談した記憶は全くない。

また、私は、同年2月下旬に、Eと一緒に障定協に行き、事務局長と面談したが、その際、私やEがI議員の名前を出したことはないと思う。

供述調書にそのような記載があるのは、検事が作文したものであって、私が、I議員の事務所に同行した事実はないと言って抗議しても検事が聞き入れなかったことから、その場は調書に署名して引き下がった。

ク Cの公判供述

「凜の会」の案件について、前任のF係長から引継ぎを受けたことはなく、この案件を把握したのは、平成16年4月中旬頃、「凜の会」関係者から電話を受けたからである。「凜の会」の案件を知った後、前任のF係長には、問い合わせをした記憶はないし、この案件について、上司に相談や確認をしたことはない。自分だけしか知らない案件だと思っていた。

「凜の会」から、何回か電話で本件公的証明書を発行するよう催促された。「凜の会」から催促を受ける中で、国会議員の名前を聞いたことはないし、「凜の会」の案件について、上司から指示を受けたことはない。

予算の仕事が忙しく、先送りすることを考え、決裁が途中まで進んでいることを装うため、稟議書を偽造して「凜の会」側にファックスで送信した。

同年6月1日頃、本件公的証明書を偽造したが、その経緯ははっきりと覚えていない。上司からの指示はなかったが、自分の目の前から「凜の会」に対する公的証明書発行の案件をなくしたいと考え、上司に相談することなく、独断で本件公的証明書を偽造した。偽造した理由は、予算の仕事に集中したかったから、一刻も早く自分の目の前から、この案件をなくしたいという気持ちだけである。本件公的証明書は、偽造した後、自分がEに直接会って交付した。

供述調書にはA氏から指示されて偽造したと記載されているが、これは検察官による作文である。検察官は、紳士的で怒ることもなかったが、自分が単独で本件公的証明書を偽造したとの説明を聞き入れることはなく、作文して調書を作った。

ケ I議員の公判供述

平成16年2月25日は、早朝から、同僚国会議員ら3名と共に、千葉県成田市内のゴルフ場でゴルフをしており、午後4時頃ゴルフ場を出て、東京に戻

ったのであるから、同日午後1時頃、議員会館で元秘書のDと面談したということはありません。

この日にゴルフに行くことに決めたのは、その2～3日前か前日である。

厚労省からの公的証明書の取得に向けた口添えをDから依頼されたこともなければ、G部長のことは記憶にないので、G部長に連絡したこともない。

コ P1 検事の公判供述（H及びCの取調状況）

当初、Hは、足を組みながら体を斜めにして真摯に話そうとする態度を示さなかったことから、机を2～3回たたいたところ、Hは真剣に取調べを受けるようになった。そして、Cが任意同行されるところをテレビのニュースで見たと時の話になり、Hは、Cが逮捕された責任の一端は自分たちにもあると言って涙を流した。それ以降、Hは、I議員のところに行ったことを話し始めた。

翌日、Hの弁護人から、前日の取調べに対する申入書が届いたが、Hに確認したところ、Hからは、知らないうちに弁護人が提出したものであり、弁護士費用も負担であるとして解任方法を尋ねられた。そこで、解任届を出せば足りることを伝えたところ、Hは自分の面前で解任届を作成した。なお、この申入書に対する「取調べ関係申入れ等対応票」には、「記憶のままに素直に供述しており、机を叩く必要はなく、そのような事実はない。」旨の記載がなされているが、恫喝したり、脅迫するために、机をたたいた事実はないという意味で上司に報告したつもりであったが、このような記載になっているのは、自分の説明が不十分であったのだと思う。

Cの取調べについては、Cからの求めに応じて、F係長の供述調書のCに対する引継ぎの部分を朗読したところ、Cは、「ちくしょう。」と叫んで泣き出したので、Cに、「今回の事件で恐らく懲戒免職処分になるでしょう。組織というものを守っても仕方のないことだし、これからの自分の人生を考えましょう。ですから話してくれませんか。」などと言ったところ、A氏及びI議員の関与を認め始めるようになった。その後、Cから、「単独犯ということにできないんですか。」と言われたことが2～3回あったが、真偽を尋ねると、その申出をすぐに引っ込めた。

多数決で決めるという話をしたことはないが、一般論として、Cから、事実認定の問題として、裁判官が3人いてどうやって決めるのかという話があり、私が、「裁判官だって3人いれば、意見が割れるときがある、多数決ということもあるんじゃないの。」という話をしたことはあった。

サ P2 副検事の公判供述（Dの取調状況）

本件公的証明書については、Dの逮捕前の段階で、申請事実も発番号もないものであると判明していた。そこで、Dの逮捕後3日ほど経った平成21年4月19日の取調べの際に、Dらが偽造したのではないかとの疑いをもってDを追及したところ、Dは、「実は、本件公的証明書は、厚労省の担当部署にお願いし、正規の申請を得ずして発行してもらった。」と打ち明け、「厚労省の担当部署の係長、室長、企画課長に挨拶をして、公的証明書の発行をお願いした。」と述べた。

Dに手帳を確認させて記憶を喚起したところ、手帳の平成16年2月25日の欄の記載を指し示して、同日、厚労省の企画課長らに公的証明書の発行をお願いしたと供述した。

そこで、平成21年4月20日の取調べの際に、Dに対して、更に詳細な供述を求めたところ、Dは、「当時の企画課長は、年齢50歳ぐらいの女性の課長であって、色白の美人系で、紺色のスーツがよく似合いそうな、一見ソフトな感じのする方でした。」と記憶のままに供述した。この時点で、私は、平成16年当時の厚労省の企画課長が、誰であったのか、男性か女性かも全く知らなかった。

Dの同供述を得たことから、私は、厚労省名鑑で当時の企画課長を確認したところ、A氏という女性の課長と分かり、インターネットでA氏の写真を入手した。

そして、平成21年4月21日の取調べの際に、Dに、A氏の写真を見せたところ、「この方に間違いありません。」と供述した。Dには、あなたの供述によってA氏に捜査の手が及ぶかもしれないが、それでも間違いなのかと確認したところ、Dは、「それは承知しているが、本日話したことは全て事実で間違いはない。」と供述したことから、その旨の調書を作成した。

なお、Dは、当初から、郵政公社への電話を依頼したことを認めていた。その後、Dは、一時期、公判廷での証言と同じく、自分が厚労省を訪ねたとき、A氏は既に電話をしており、その会話の中で「J」という名前が出ていたという供述に変わったことがあったが、追及したところ、元の供述に戻った。

取調べにおいて、机を少したたいたことはあった。Dの体調が悪そうなときに供述調書を作成したことはなかった。

(4) その他の証拠

公判廷で取り調べられたその他の証拠のうち主要なものは以下のとおりである。

ア 本件FDに関する捜査報告書

P1検事が立会事務官に作成させた本件FDに関する捜査報告書は、弁護人の請求により、取り調べられた。

イ I議員がゴルフ場にいた事実

(ア) 大阪地裁は、平成22年3月10日、I議員が平成16年2月25日に訪れた旨証言したゴルフ場に対し、I議員らが同日にゴルフをした事実の有無、I議員らのプレー開始時刻、ゴルフ場を退出した時刻等について照会したところ、同ゴルフ場から、平成22年3月17日、「I議員らは、平成16年2月25日午前7時56分から午後1時5分までゴルフをし、午後2時頃、ゴルフ場を退出した」旨記載された平成22年3月15日付け回答書が提出された。

(イ) I議員の平成16年当時の手帳の2月25日の欄には、ゴルフ場の記載があるが、Dとの面会とみられる記載はなかった。

ウ Cの被疑者ノート

Cは、逮捕の2日後である平成21年5月28日から起訴の日までの間、弁

護人から差入れを受けた被疑者ノートに取調状況等の記帳を行っており、それが公判廷に提出された。その記載内容の主なものは、次のとおりである。

(ア) 平成21年5月28日

関係者の話では、証明書は、DがA氏から直接もらったことになっている
→私の供述は「浮いている」と言われた。

どうしてもA氏と私をつなげたらしい。

(イ) 同月29日朝

だんだん外堀からうめられている感じ。

私からA氏の関与の供述が得られれば検察のパズルは完成か。

いつまでも違った方向を見ていると拘留期間が長期化しそうで恐い。しかし、現時点でA氏の関与は思い出せない。どうしたものか。

(ウ) 同月29日

作成した証明書がA氏に渡った場面について、

①証明書を作成したのは私

②A氏→D

関係者の話では→証明書がわたっている。

検察に言わせると、5年も前のこと誰にもわからない。

①は誰にきいても一致する事実、②について不明なら、関係者の意見を総合するのが合理的ではないか。いわば多数決のようなもの。つまり私（検察）にまかせてもらえないか。証明書をもらった側で考えればよいこと。

真実はどこにあるのかよくわからない。が一日も早くここを出たい。

(エ) 同月30日

I議員→G部長→A氏→前任F→C→A氏→G→I議員

これだけ固められるとのがれられない。記憶はないけど私がA氏に証明書を渡したことを認めた。（そうせざるを得ない）りんの会側のメモや手帳という記録には勝てない。

夜一人でシーンと静まりかえった独房にいと頭がおかしくなる。

(オ) 同月31日

弁護士会館で証明書をりんの会の関係者に渡したことを「ウソ」ということにされてしまった。→調書にされた。

違うと言ったが聞き入れてもらえなかった。最初から聞く気はない。

えん罪はこうして始まるのかな。

私の記憶がないことをいいことにいいように作文されている。

私としてはどっちでもいいが早くここを出たい。

(カ) 同年6月5日

罪のない人をおとし入れることになりはしないか。そのことを私が一生背負って生きていかななくてはならないと訴えたが全々まともにとりあってくれない。

もうあきらめた。何も言わない。

(キ) 同月6日

土日は弁護人から署名捺印はすると言われていたと説明したが全くダメ（30分位話し合った）月曜日まで待つてほしい→待つて何が変わるのかと言われた。

真実を明らかにすることに協力しないことは無責任。署名拒否は記録に残る。

密室での取調べでは検察に勝てない。もう誰も信じられない気持ち。調書の修正は完全にあきらめた。

(ク) 同月14日

A氏の逮捕について①私が証明書を渡したこと②A氏から証明書作成について指示があったことについて「やはり記憶がない、自信がない。」と言ったら、Cさんだけが悪いわけではなくA氏さんも利用された。彼女もいずれ本当のことを話してくれるから、気にするなと言われた。

(5) 公判遂行中の対応状況

各公判期日における公判状況は、その都度、P4検事が、公判部長、次席検事、検事正に報告した上、公判期日の状況を取りまとめた書類を高検刑事部長に送付するなどして、高検においても、その公判状況を把握した。また、高検次席検事らは、必要に応じ、P4検事らに対し、公判遂行上の留意点等を助言した。

しかし、P4検事らの報告の内容は、証人の公判供述の要旨等にとどまり、地検及び高検の幹部らが、その公判記録を読むことはなく、それに基づく検討・指導はなされていなかった（注39）。

最高検のP14検事は、高検刑事部長から、前記書類の送付を受けるなどして、その公判状況を把握し、これを最高検刑事部長に報告するとともに、必要に応じ、高検刑事部長に対し、公判遂行上の留意点等を助言した。

公判遂行中における主要な段階での検察の対応は以下のとおりである。

（注39）例えば、Dは、平成16年2月25日の行動について、第4回公判期日において、

午後1時5分くらい前に議員会館に着き、1時頃、I議員の事務所に行ったところ、女性秘書がいて、I議員もいたので、すぐ秘書室から議員室に入り、I議員と10分か15分くらい話した。午後2時頃、不動産会社の社長と会い、午後3時頃、資料を取りに、自分の事務所に戻った。その後、午後4時頃、厚労省に行き、A氏に挨拶するなどした。

旨、捜査段階の供述調書より詳細な供述をしたが、P4検事らの報告には、このような事項は含まれていなかった。

その後、公判において、I議員らは、同日午後1時5分までゴルフをし、午後2時頃、ゴルフ場を退出した旨のゴルフ場の回答書が取り調べられたが、これとDの前記公判供述とは、明らかに整合していない。

Dの公判供述は、それが具体的なものであるだけに、その信用性に関して生じた疑問も解消し難い問題となったものであるが、この点は、公判記録を具体的に検討しなければ把握できない。

ア 第5回公判期日後の対応

(ア) 第2回公判期日(平成22年2月2日)から第5回公判期日(同月8日)までの間に行われた、E、D及びG部長の証人尋問等を踏まえ、今後の公判遂行の方針について検討するため、同月9日頃、検事正室において、検事正、次席検事、公判部長、大坪部長、P4検事、前田検事らによる会議が開かれ、同月10日頃、検事長室において、検事長、高検次席検事、高検刑事部長、P4検事らによる会議が開かれた。

その結果、今後の公判遂行の基本方針として、

- ① 公判廷において、Dは、A氏に対する直接の面談やA氏からの証明書の受交付を明確に証言し、また、Eは、(捜査段階の供述を翻したCの主張に反し、)E自身がCから証明書を受け取ったことは絶対ない旨証言し、それぞれの供述の根幹は捜査・公判を通じて一貫しており、しかも、D、E両名に虚偽の供述によりA氏を引き込んで陥れる動機はないこと
- ② G部長、F係長、K課長補佐、L室長補佐及びCら厚労省関係者は、捜査段階において、A氏に対する指示、A氏からの指示、A氏に対する報告等A氏の関与について直接間接に詳細に供述しており、しかも、C以外は在宅の任意取調べである上、取調検察官がストーリーを押し付けて作文調書を作成することは考えられず、他方、これら厚労省関係者にはA氏をかばう強い動機があり、これらの者の供述調書の信用性は高いこと

を立証の軸とすることを確認した上、今後の証人尋問に対する対応、その他の問題点に対する対応等の方針を確認するなどした。

その際、本件FDの問題については、これまでの方針のとおり、CがA氏の指示より前に本件FDのデータを作成していても不自然ではなく、データの作成日と書面の作成日が異なることもあり得る旨を主張することとされた。

(イ) 最高検のP14検事は、同月12日頃、高検刑事部長から、前記方針を取りまとめた書面の送付を受けるとともに、電話で、その報告を受けた。

イ 第12回公判期日後の対応

(ア) 第8回公判期日(同月24日)から第10回公判期日(同年3月3日)までの間、Cの証人尋問が行われ、その間に、A氏の弁護人からCの被疑者ノートの証拠調請求がなされたこと、第11回公判期日(同月4日)に、I議員の証人尋問が行われたこと等を踏まえ、最高検のP14検事の指示により、大阪地検において、これまでの経過及び今後の予定、問題点とその対応策についてを取りまとめた書面を作成し、同月15日頃、高検刑事部長から、最高検のP14検事に対し、同書面が送付されて報告された。

同書面においては、今後、I議員が平成16年2月25日にゴルフをしていた旨証言した問題、Cの被疑者ノートに単独犯行の主張や取調べ状況が記載されている問題等に関し、追加的な主張・立証を行うこと、本件FDの問題に関し、これまでの方針のとおり主張すること等の方針が記載された。

最高検のP14検事は、その頃、この書面にに基づき、公判の経過及び今後の方針について、最高検刑事部長、次長検事及び検事総長に報告した。

(イ) G部長については、前記のとおり、P7検事による平成21年5月29日の取調べにおいて、I議員からの依頼を受けてA氏に指示した旨の供述調書が作成されたものの、A氏から本件公的証明書を発行することになったとの報告を受けてI議員にその旨を伝えたことについては、翌30日の取調べにおいて、その旨の供述調書が作成されたものであるが、その理由として、P7検事に対し、元総理大臣秘書官に相談した際、正直に話した方がいいとのアドバイスを受けたためである旨供述していたところ、前田検事は、平成22年4月6日、佐賀副部長（当時は、神戸地検特別刑事部長）と共に、元総理大臣秘書官を取り調べ、G部長がP7検事に供述した内容と合致する供述を得て、その旨の供述調書を作成するなどの補充捜査を行った。

なお、この供述調書は、公判において、検察官が取調べを請求したが、弁護人が不同意の意見を述べ、却下された。

ウ 本件FDの問題に関する最高検の対応

(ア) 最高検のP14検事は、本件の主な証拠調べが終了した同月15日の第18回公判期日後、本件FDの問題に関し、本件FDが、Cを逮捕した平成21年5月26日、C方において差し押えられたものであり、本件を解明する上で重要な問題を含んでいたにもかかわらず、その後の第2次強制捜査の着手に関する報告書及びA氏らの処分に関する報告書には、その点に関する記載がなく、証拠上、この点が十分解明されることなく、A氏が起訴されていたことから、その経緯等を明らかにしておく必要があるものと考え、最高検刑事部長の了承を得て、平成22年5月6日頃、高検刑事部長に対し、その点を調査して、回答するよう指示した。

(イ) 高検刑事部長は、特捜部長に、その調査を指示したところ、特捜部長から、前田検事及びP1検事は、第2次強制捜査着手前から、本件FDのファイルのプロパティ情報の内容を把握していたが、特捜部内において、問題意識をもって検討された形跡がないこと等の報告を受け、同月10日頃、最高検のP14検事に対し、これを報告した。

報告を受けた最高検のP14検事は、後記(6) [85頁] の証拠決定をも踏まえ、この問題の捜査の経緯等を更に詳細に明らかにする必要があるもの判断し、次長検事及び検事総長の了承を得て、同月28日頃、最高検刑事部長が高検次席検事に対しその調査を指示した。

(ウ) 高検次席検事の指示により、高検刑事部長は、特捜部長及び公判部長に対しその調査を指示し、両部長から、前田検事及びP4検事等から聴取した内容等を取りまとめた結果の報告を受けるなどし、その調査の結果を取りまとめた（注40）。

（注40）調査結果の概要は、以下のとおりである。

- 1 前田検事は、平成21年5月27日頃、P1検事からの報告により、本件公的証明書の作成日時に係るプロパティ情報が平成16年6月1日未明であることを把握し、P1検事に対し、本件データの作成経緯、本件公的証明書との同一性などをC

から聴取するように指示をした。

前田検事は、単独犯である旨のC供述は、厚労省関係者の供述と相反し、本件公的証明書の授受の点も、DやEら「凜の会」関係者の供述と相反するものである上、彼らがA氏を罪に陥れる理由はないことなどから、C供述は到底信用できないと考えた。

また、仮に本件データのプロパティ情報が示す同月1日の翌日頃に、本件公的証明書がCからEに交付されていれば、遅くとも心身障害者用低料第三種郵便物の差出申請を行った同月5日には郵政に提出されていたはずであるし、ましてや同月10日まで提出されず、「凜の会」で放置され続けていたとは到底考えられなかった。

そこで、前田検事は、厚労省から「凜の会」側に本件公的明書が交付される経過として、「凜の会」が同月8日に郵政から公的証明書の原本の提出を求められ、焦ったEらが急ぎよ厚労省に要請してバックデートで公的証明書を発行してもらい、DがA氏からこれを受領し、「凜の会」から郵政に提出されたというのが真相であると考えた。

もっとも、本件データからは、Cが、同月1日未明に、文書作成日を同年5月28日とする本件公的証明書のデータを作成したとも考えられるし、他方、本件FDには、同月18日を作成日とするもう一つの文書データがあり、同データでは、文書作成日が「平成16年5月 日」と日付が空欄になっていたことから、Cが内容虚偽の稟議書を作成した際に併せて本件公的証明書のデータを作成していたとも考えられた。

この点について、前田検事は、同年4月から5月にかけて、EがCに対し、早く公的証明書を出してもらいたい旨の要請を頻繁に行っていたことから、Cがいずれ作成することになることを見越して、同月18日や同年6月1日の時点で、本件公的証明書のデータを作成していても不自然ではなく、また、そのようにしてあらかじめデータを作成した日と、A氏の指示を受けた日や本件公的証明書を印刷した日、本件公的証明書を完成させた日、さらに、その後にA氏がDに本件公的証明書を交付した日が異なることも十分にあり得るし、また、「凜の会」が同月8日に郵政から公的証明書原本の提出を求められ、Eらが急ぎよ厚労省に要請してバックデートで公的証明書を発行してもらい、DがA氏からこれを受領したとの本件の筋とも両立し得ると考えた。

2 その後、厚労省関係者の取調べにより、A氏の関与状況の解明は進み、P1検事は、平成21年5月30日の取調べにおいて、Cに対し、厚労省関係者らの供述概要を当て、Cから、本件がA氏の指示によるものであること、本件公的証明書をA氏に交付したこと及びA氏指示の点について否認から自白に転じた理由などに関する供述を得た上で、翌31日、その旨の供述調書を作成した。

P1検事は、その後も、Cから、本件データの作成経緯や本件証明書との同一性等に関する聴取を進めたが、この点に関するCの供述はなお曖昧なものであり、一方、Cは、平成16年6月上旬頃にA氏の指示を受けて本件公的証明書を作成・完成させ、A氏に交付したものに間違いのない旨の供述は維持していた。

そこで、前田検事は、詳細な詰め調べは後日行うこととし、Cが供述する範囲

で供述調書を録取するようP1検事に指示した。

P1検事は、平成21年6月14日の第2次強制捜査着手後もCを取り調べ、本件データの作成経緯等を詰めようとしたが、Cは、A氏が逮捕されたことで動揺を示し、翌15日の勾留質問では、「事実はそのとおり間違いない。ただし、A氏との共謀や指示についてははっきり覚えていないし、自信もない。」旨供述して実質否認に転じた。

その後、Cは、A氏からの指示を認める供述は維持したものの、時折、「単独犯にできないか。」などと述べたり、「よく覚えていない。」などと曖昧な供述をし、各論的な取調べが事実上進まない状況となっていた。

P1検事は、勾留11日目の同月25日以降、A氏を取り調べるようになり、並行してCの取調べも担当していたが、Cの供述に特段の変化はなく、本件データを説明する内容の検察官調書作成には至らなかった。

3 前田検事は、特捜部長や副部長（検事正、次席も同様）に対し、プロパティ情報に関する事実経過を報告せず、第2次強制捜査の着手に関する報告書や起訴の決裁時の報告書にもこれを記載しなかったが、これは、前記のとおり、主に、前田検事が考える本件の筋と両立する証拠と考えていたことによる。

4 以上のとおり、捜査・処理の段階では、地検の検事正・次席検事及び高検において、問題点を把握できていなかった。

平素から、報告を求めるに当たり、伏在する問題点がないか、ある場合にはその解決策をも含め報告させるよう指導してきているところではあるが、本件における事態を踏まえ、地検の検事正・次席検事及び高検としての反省すべき点や今後の指導の在り方等について、後日改めて検討することとしたい。

(エ) 最高検のP14検事は、平成22年6月11日頃、高検刑事部長から、大阪高検の調査結果に関する書面の送付を受け、その頃、これを最高検刑事部長、次長検事及び検事総長に報告した。

この報告により、最高検は、本件の捜査の過程において、主任検察官である前田検事が本件FDの問題の重大性に関する認識が不十分であり、これを上司に報告せず、大坪部長らも、きめ細かな指揮指導を行わなかったこと等の問題があったことを知った。

そして、大阪高検として、今後、大阪地検の検事正及び次席検事並びに大阪高検としての反省すべき点や今後の指導の在り方等について改めて検討する予定であるとされたことを踏まえ、最高検としては、その結果を待って、対応を検討することとした。

(6) 平成22年5月26日証拠決定（以下「本件証拠決定」という。）の要旨

裁判所は、平成22年5月26日の第20回公判期日において、検察官が刑事訴訟法321条1項2号に該当する書面として請求した供述人8名の検察官調書合計43通についての採否を決定した。

この決定において、裁判所は、供述人5名の検察官調書合計21通は、同号の

「公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況」、すなわち特信性を肯定し、このうち9通を採用したが、12通は不必要として却下し、供述人3名（H、C及びD）の検察官調書合計22通は特信性がないとして却下した。

その理由の要旨は、以下のとおりである。

ア 特信性が認められた5名の供述調書

(ア) F係長の供述調書

F係長が、逮捕をおそれ、記憶があまりない事項について、取調官による追及や誘導により供述したものとみられない。

外部的事情という観点から検討した場合、取調べ状況には大きな問題があるとまではみられないのに対し、取調べに関する公判供述は、その信用性を慎重に判断すべき事情がある。

(イ) G部長の供述調書

G部長は、自ら頭の中で想像したのか、記憶をそのまま述べたのかはともかく、自ら供述したものと認められる。

検察官が交信記録があると虚偽の事実を述べて、G部長に供述させたものとまではみられない。

G部長の取調べ状況に大きな問題があるとまではみられないが、公判供述には、信用性に一定の疑問を生じさせる状況が存する。

(ウ) K課長補佐の供述調書

取調官が偽計的言動を用いて、供述調書を作成したとは認められない。

少なくとも、K課長補佐を脅迫して、供述調書を作成したとは認められない。

取調べには、特信性判断という観点からは、大きな問題があるとはいえない。

(エ) L室長補佐の供述調書

検察官の取調べには、一部誘導があり、また、検察官の意向に沿う供述がなされるまで、供述者の供述調書をなかなか作成しないなどの問題がある一方、公判供述にも各種問題があり、外部的事情という観点からみた場合、証拠能力レベルでは検察官調書については、特信性を肯定できる。

(オ) Eの供述調書

Eの供述は、捜査、公判とも、その信用性には、慎重な考慮が必要であるが、E自身、本件公判においては、より正しいのは供述調書の方である旨供述しているのであるから、Eの検察官調書には、証拠能力レベルの問題としての外部的事情による特信性を認めるのが相当である。

イ 特信性が認められなかった3名の供述調書

(ア) Hの供述調書

Hは、公判廷において、「平成21年6月2日にP1検事の取調べで、I議員のところに行ったことや、障定協に、I議員の名前を出したと話したことはない。検事は、立ち上がったたり、机を叩いたりして、嘘を付くと言った。検事が作った供述調書には、私がDとI議員に会ったという事実が書かれ、

それは検事さんの作文でしょう、と言ったが、認められなかった。」旨供述しているが、これは、同月3日のHの弁護人による申入書の記載に符合する。

取調べ中に、P1検事が机をたたいたことは、P1検事自身公判で認めるところであるが、取調べ関係申入れ等対応票には、「P1検事は、上司に対し、Hは記憶のまま素直に供述しており、申入書にあるように記憶にない事実を押し付けたり、机を叩く必要はなく、そのような事実はない旨述べた。」との記載があり、事実と異なる聴取内容が記載され、P1検事が事実と異なる供述を佐賀副部長にしていたことは否定できず、P1検事の供述の信用性には慎重な考慮が必要となる。

また、P1検事は、「取調べ中に、Hが弁護人の解任届を書いたことがあった。その際、私は、Hに、解任届の書き方を教えた。」旨証言するが、何故、Hがこの時点で弁護人を解任しなければならないのか疑問がある上、検察官が取調べ中の被疑者に対して、解任届の書き方を教えてその場で書かせ提出させるのか、疑問が残る。

P1検事も、机をたたき怒ったことがHが供述を始めた契機となっていることを供述していることにも照らすと、このような事情は、検察官調書の信用性に一定の疑問を抱かせる事情と言わざるを得ない。

以上によれば、取調べに関するHの公判供述を排斥することはできない。取調べの外部的状況のみからでは、Hの検察官調書に特信性があるとはいえない。

公判供述には、特にその信用性に疑いを生ぜしめる事情があるとはいえず、供述の内容についてみても、捜査供述の内容自体に特信性を肯定させるような事情までは認められない。

以上によれば、Hの検察官調書に特信性があるということとはできない。

(イ) Cの供述調書

Cは、公判廷において、「A氏の指示により本件公的証明書を作成した旨の最初の供述調書の作成に至る取調べにおいて、検察官から、『Cさんの記憶があやふやであるなら、関係者の意見を総合するのが一番合理的じゃないか。言わば、多数決のようなものだから、私に任せてくれ』と言われた。」旨供述し、被疑者ノートにこれに沿う記載がある上、P1検事も、多数の関係者の供述を伝えて取り調べたことを認めた上で、一般論の話として、「裁判官だって3人いれば、意見が割れるときがある、多数決ということもあるんじゃないのというような話をしたことはある。」旨証言した。

これらに照らすと、Cの公判供述を否定できず、そのような方法が、P1検事が基本的に想定していた内容の検察官調書を作成した疑いは排斥できない。他の者の供述や証拠を前提に矛盾等を指摘すること自体は、取調べにおいて禁止されるものでも、不当とされるものではない。しかし、「記憶があやふやであるなら、関係者の意見を総合するのが一番合理的じゃないか。言わば、多数決のようなものだから、私に任せてくれ。」などと言って取り調べ、捜査官が想定する内容の供述調書を作成し、署名を求めることは、相当なも

のとはみられない。

公判供述に関しては、単独犯行であるにもかかわらず、直ちに本件公的証明証書を作成せずに、虚偽の稟議書等を作成した理由など、必ずしも合理的な説明がなされているとはいえない部分や、供述が曖昧な部分があり、その内容の信用性については慎重な検討を要する面があることは否定できないが、真実を供述することができない特段の事情があるとまでは認められず、その供述内容自体から特信性を肯定させるまでには至らない。

以上によれば、Cの検察官調書に特信性があるとみることができない。

(ウ) Dの供述調書

D、P2副検事の公判供述によれば、P2副検事は、取調べ中、何度か机をたたいたことがあったことは認められるが、Dは、公判廷で、「検察官が机を叩いたのは、私の話が変わったときだと思う。机が叩かれたのが怖くて自分の言いたいことも言えないという状況ではなかった。検察官の取調べに特に不満はない。」と供述しており、Dの捜査段階の供述がP2副検事の威迫に基づいて作成されたものとはみられない。

厚労省での面談の順番についての供述の変更は、P2副検事により、厚労省関係者の供述内容を伝えるなどした誘導がなされたことが起因しているものとみられる。また、A氏との会話内容に関する供述も、面談の順番に関する誘導の影響を受けてなされたものである可能性が高い。以上によれば、P2副検事による厚労省関係者の供述を示すなどの誘導により、記憶と異なる供述調書に署名したというDの供述を排斥できない。

日付を遡らせての発行を依頼したことについて、P2副検事から、Eの供述調書の記載を踏まえた誘導がなされている疑いが残るといふべきである。

以上によれば、P2副検事の取調べには、大きな問題があったとまではいえないものの、誘導があったとみられる上、供述者の供述をそのまま録取するのではなく、他者との供述や検察官の意図に合わせて供述調書を作成しようとする姿勢がうかがわれる。他方、公判供述については外部的事情から公判供述の信用性に疑いを生じさせる事情もみられず、これを総合すると、外部的事情からは捜査供述に特信性があるとはいえない。

供述内容自体から特信性を肯定させるまでには至らない。

以上によれば、Dの検察官調書の相反部分（公判期日における供述と相反し、又は実質的に異なる部分）に特信性があるということとはできない。

ウ 取調べメモの廃棄

弁護人は、

検察官は、取調べ時のメモを全て廃棄しており、取調べについての録音・録画をしていないが、これは不適正な取調べを行い、その痕跡が明らかになることをおそれたからである。

そのような事実自体が検察官による不適正な取調べを推認させる。

旨主張した。

これに対し、裁判所は、

取調べメモの廃棄、取調べの録音・録画を行わないこと自体が、取調官による不適正な取調べを推認させるとの事情になるとはみられず、有用な資料が存しないということにより、取調官と取調べを受けた者の各供述が齟齬し他に有用な資料、事情等が存しない場合に、取調べを受けた者の取調べに関する供述が排斥できない場合があるというのに止まるものと解される。

と判断し、この点に関する弁護人の主張を退けた。(注41)

(注41) 本文第7, 3 [34頁] のとおり、検察官が取調べメモを廃棄したこと自体が裁判所の判断に影響を与える可能性があることも否定できず、取調べメモの保管・管理の在り方について、引き続き検討する必要がある。

(7) 論告についての検討と論告の要旨

本件の公判においては、前記のとおり、D、C、厚労省関係者等が、公判廷において、検察官調書の大筋又はその一部について異なる供述又は曖昧な供述をし、また、I 議員が、公判廷において、DがI 議員と面談したとされる日時頃、ゴルフ場でゴルフをしておりDと面談していない旨供述した上、本件証拠決定により、D、C及びHの供述調書の特信性が認められないものとして却下されたこと等により、検察官の主張立証に問題が生じた。

他方で、Dは、公判廷においても、「A氏から、公的証明書を直接交付された。」旨を明確に証言し、Cの「自分がEに公的証明書を交付した。」旨の公判供述については、Eが公判において明確にこれを否定していたこと、F係長も、公判廷において、「凜の会」の案件を議員案件としてCに引き継いだこと等を証言し、G部長ら厚労省関係者の供述調書も証拠として採用されるなど、検察官の主張を支える証拠が、相当程度に存在した。

このような証拠関係を踏まえ、P4 検事は、これまでの方針に基づき、有罪判決を求める論告要旨を作成することとし、平成22年6月上旬頃、論告要旨案を作成した後、同月14日頃までに、公判部長、次席検事及び検事正の決裁を経て、大阪高検の了承を得た。

その後、最高検のP14 検事は、同月15日頃、高検刑事部長から、論告要旨案の送付を受け、その後、高検刑事部長に対し、その構成や技術的な記載方法等に関し、助言するなどし、その後、最高検刑事部長、次長検事及び検事総長に対し、その概要等を報告した。

大阪地検は、同月21日、本件の論告要旨を完成し、同月22日の本件公判において、論告を行った。その要旨は以下のとおりである。

ア 本件については、公判廷において、Dが、A氏から本件公的証明書を受領したことを一貫して明確に供述し、F係長が、「凜の会」の案件が議員案件であり、最初にDと挨拶した場面にA氏もいたことなどを具体的に供述しており、これらの関係者の公判供述等から認められる事実のみから判断しても、

(ア) 「凜の会」の案件については、DによるI 議員に対する口添え依頼等を背

景として、企画課において、同議員絡みの「議員案件」として取り扱われていたこと

- (イ) Cが、「凛の会」から審査資料の提出もなく、何ら審査手続が進捗していないにもかかわらず、公的証明書の発行を先送りしようとして、虚偽の稟議書等を作成して「凛の会」側にファックス送信した一方、結局その後1か月足らずで本件公的証明書を作成していることから、その間にA氏の指示等があったが故にCが本件公的証明書を作成したものと認められること
- (ウ) 本件公的証明書は、審査資料の提出もなく、何らの審査手続も行われておらず、決裁も経ていない上、作成日付を遡らせたものであること
- (エ) D公判供述から、DがA氏から本件公的証明書を受領したことが認められること（Cは、自分がEに本件公的証明書を交付した旨供述するが、E自身がこれを明確に否定する供述をしている。）

からすると、A氏は、「凛の会」の案件が「議員案件」であることを把握しており、A氏の指示があったが故に、正式の審査や決裁等を経ないまま、Cが作成日付を遡らせた本件公的証明書を作成し、A氏が、これをDに直接交付したこと、A氏は、「凛の会」に対しては正式な審査や決裁を経ている公的証明書を発行し得ないことについて認識していたことが認められるので、本件がA氏の関与・指示等の下で実行された事案であると認定することができる。

イ また、刑事訴訟法321条1項2号により採用されたG部長、K課長補佐、L室長補佐及びF係長の各供述調書が十分信用でき、これにより認められる事実関係を併せ考慮し、また、A氏の関与を否定する厚労省関係者の公判供述が信用できないことからすれば、A氏の故意及びCらとの共謀が認められる。

ウ A氏を懲役1年6月に処するのが相当である。

(8) 弁論の要旨

ア 検察のストーリーの不合理性

- (ア) 「円滑な行政運営の実現のため有力国会議員の機嫌を損なわない」ようにするという一般的な要請は、犯罪の動機としてあまりに薄弱で、常識はずれの主張である上、一時期は「障害者自立支援法の円滑な成立」という当時ではあり得ない動機を設定した供述調書が作成されており、この動機に関する迷走ぶりが、検察官が、合理的な犯行の動機を見出せなかったことを示している。
- (イ) 検察官は、組織ぐるみの共謀が成立していたというが、A氏に指示をしたG部長の刑事責任が追及されていないこと、「凛の会」の実体にかかわらず証明書を発行する決意をしていたのであれば、「凛の会」に対し障定協に加盟することを指導した理由の説明がつかないこと、F係長の異動後は、L室長補佐が直接「凛の会」と連絡し、又はCに対し具体的指示をして、迅速に事務を進めたはずであること、Cが人目を避けて書類を作成する必要はないこと、偽稟議書をCが単独で作成していることと整合しないこと等、組織ぐるみの犯行という主張には矛盾がある。
- (ウ) 最終決裁権者のA氏としては、最低限の資料の提出すら求めず、決裁を省

略して、あえて明白な犯罪行為を指示しなければならない理由はないし、A氏自らが業務中の企画課で公然と本件証明書を手渡したという主張は荒唐無稽である。

イ 本件で収集された物証に、A氏の関与を裏付けるものは一切ない上、本件F Dに関する捜査報告書は、本件公的証明書の作成日時を示す重要な客観的証拠であり、Cが6月1日未明に本件公的証明書を作成したと、6月上旬になってA氏から指示されたために、Cが本件公的証明書を作成したということは両立しない。

大阪地検特捜部は、客観的証拠を軽視又は無視する一方で、検察ストーリーに沿った供述調書を作成することに力を注ぎ、その結果として、冤罪を発生させた。

ウ 13の主要な争点については、DのI議員への口利き依頼の事実及びI議員のG部長への要請の事実がいずれも全くなかったことが明白であり、それを前提とするその余の争点についても、検察官の主張を認める余地はない。

エ いかなる観点からも、A氏は無罪である。

(9) 平成22年9月10日判決（以下「本件判決」という。）の要旨

ア 裁判所は、本件判決において、A氏の無罪を言い渡した。理由の要旨は、以下のとおりである。

イ 裁判所は、まず、検討の単位について、時系列において関連する争点をまとめて暫定的に検討すると共に、他の争点との関連でも総合的に検討することとし、

場面① 2月下旬頃の、DのI議員に対する口添え依頼、I議員からG部長への電話の有無、G部長のA氏に対する指示、その後、Dが厚労省を訪れた際の状況及びその内容

場面② Dの厚労省訪問から5月中旬までの「凜の会」の案件に対する厚労省内での対応状況

場面③ 5月中の「凜の会」側の行動

場面④ 本件公的証明書の作成・交付状況等
という四つの場面に大別した。

ウ 次に、裁判所は、検討の手法について、本件においては、関係者の供述の信用性が問題となるとした上で、「人間の供述は、認識、記憶、表現の3段階で誤りが入る可能性がある。この誤りは、意図的でないもののみならず、思い違い、記憶の混乱、質問の方法その他多様な要因に基づいて生じるといえる。特に本件においては、…5年以上前の出来事についてなされた供述の信用性が問題となっている。5年間という時の流れが人間の記憶に与える影響を十分に配慮する必要がある。また、供述の具体性、迫真性というものも後に作り出すこと自体は不可能ではない。そこで、以下において、基本的には、まず、時の流れによって変化しないとみられる証拠物など客観的な証拠、証拠上明らかに認められる事実との符合性、合理性という観点を中心にして供述の信用性を検討することにする…。その検討に続いて、他の関係者との供述の符合性、虚偽供述を

なす可能性のある事情の存否，供述内容それ自体の具体性，迫真性，供述の変遷などについて検討する。」とした。

エ その後，裁判所は，前記四つの場面についてそれぞれ詳細な検討を加えた。

(ア) 場面①について

裁判所は，Dが，I議員に厚労省への口添え依頼をしたか否かの点に関し，「I議員の手帳，ゴルフ場の照会結果によれば，2月25日」，「千葉県のゴルフ場で，午前7時57分からゴルフをプレーし，午後2時頃まで当該ゴルフ場にいたのであり，Dの手帳に記載され，Dが面談したと供述する時間帯に，Dが，I議員事務所を訪ね，I議員と面会することは不可能であった」とし，さらに，検察官は，Dの手帳の記載はあくまで予定として記載されたものであり，DとI議員の面談の日時が急きょ他の日時に変更され，I議員と面談して厚労省への口添えを依頼したのは別の日時であったとみるのが合理的であると主張しており，その可能性は一応想定できるが，I議員及びDの手帳の記載からすれば，「Dが，I議員と面談した事実は存在しなかった疑いがあるといえる。」と判断した。

さらに，I議員のG部長に対する電話に対する要請，それに応じたG部長のA氏に対する指示を認めるG部長の供述は，「検察官において，決めつけるような形での誘導がなされ，検察官が，調書を作成したとまでは認められない。」が，G部長が，「検察官に迎合して供述する可能性は想定でき」るし，「自身がI議員から電話を受けたと思い込んだ可能性もないとはいえない。」と判断した。

その上で，裁判所は，「DのI議員に対する口利き依頼，I議員のG部長に対する電話による要請，それに応じたG部長のA氏に対する指示」などについては，「可能性は認められるものの，他方，前二者を否定するI議員の供述を排斥するまでには至らず，」「場面①に関する供述の検討だけで，それらの事実が認定できるとはいえないと解される。」と判断した。

(イ) 場面②について

裁判所は，F係長らの供述調書では，F係長らが，A氏から紹介されたDに手続について説明した後，A氏に，企画課長席で，「凜の会」について報告をした際，A氏から，「ちょっと大変な案件だけど，よろしくお願いします。」などと指示されたとされているが，「A氏からの大変な案件発言によって，F係長ら『凜の会』の案件の担当者間で，当該案件は最終的には公的証明書を発行せざるを得ない『議員案件』であると認識が共有されたとすれば，団体の実態が分からない上，国会議員からの要請があったにすぎない状態で，厚労省の所管団体ではなく，真に障害者団体を支援しようとする立場から郵政公社との間でも協定を結んでいる団体である障定協を訪問させ，その審査を受けさせるというのは，外部に上記のような不透明な案件の存在について疑念を抱かせることになる可能性があるものであるから，上記のような案件であることを認識している者がとる行動としては，不自然とみることができ，「疑いを否定できないものである。」と判断した。

また、L室長補佐の供述調書によれば、5月中旬頃、Cに対し、「凜の会」の進捗状況を確認し、Cが、「凜の会」から書類が出ていないので、決裁を上げるのが難しい旨述べたことから、これをA氏に報告したところ、A氏から、「なんとかならないんですか。もう少し調整を進めてください。」などと指示されたとされているが、L室長補佐、C及びA氏の公判供述は、これらの点を否定している。そして、Cが「凜の会」に資料の提出をお願いしたのであれば、「凜の会」が資料を何も提出してこないというのも、「凜の会」と障定協とのやりとりに照らして不合理であり、5月中旬頃に、そのようなやりとりがあったとすると、その後、Cが虚偽の稟議書等を送信したのであれば、Cが独断でそのような行為をするのは不自然であり、その前にこれを送信したのであれば、Cが、L室長補佐らも認知している案件としていたとすれば、それが何ら話題にならないのも不自然とみることができ、「Lの検察官調書供述は、不自然、不合理な点があり、信用性が高いものとはみられず、これを否定するL、C、A氏の供述を排斥できない。」と判断した。

(ウ) 場面③について

裁判所は、①Eが、平成16年5月中旬頃、「Dに対し、A氏に、日本郵政公社に、公的証明書が近々発行予定であることを伝えるよう依頼するよう要請し、その後、Dが、Eに対し、A氏に当該要請をした旨報告した」事実、②Eが、平成16年6月上旬頃、「Dに対し、A氏に、5月中の日付で公的証明書を発行するよう依頼するよう要請し、Dがそれを了承した」事実は認められるとした。

もっとも、裁判所は、Dが、公判廷において、これらEの要請に応じて、A氏に依頼した事実はないと供述しており、同供述は、特段不自然とまではいえないので、①「Dは、5月中旬頃、A氏に対し、日本郵政公社に『凜』を低料第三種郵便物として承認しても大丈夫である旨を電話で伝えることを要請し、それに応じて、A氏は、日本郵政公社の『J』に対し、電話でその旨を伝えた」事実は認められないし、②「6月上旬頃、Dは、A氏に対し、日付を遡らせて『凜の会』に対する公的証明書を発行するよう要請し、A氏は、これを了承した」との事実も認められないと判断した。

なお、判決は、これら2つの事実を認めているDの検察官調書について、「本件公的証明書の最終決裁権者であったA氏としては、資料等の提出の有無にかかわらず、この時点で、決裁なしで本件公的証明書を発行すればよいのであって、A氏が、Dからの依頼に応じて、郵政公社の『J』に電話をしたという点は不自然であるとみられる。」などとして、「Dのこの点に関する供述内容自体、信用性が高いものとはみられない。」と判断した。

(エ) 場面④について

裁判所は、「A氏が、公的証明書をCから受け取り、Dに渡したのであれば、Cが公的証明書を作成したのは、A氏の指示によるものであると強く推認されるものである」が、「この点について、公的証明書は、A氏から直接受け取ったとするDの公判供述と、自身がEに手渡したとするCの公判供述が対立

している」ので、「本件公的証明書の交付に関するD及びCの公判供述の信用性が、検討の中心となる。」とした。

その上で、裁判所は、客観的証拠である公的証明書のデータの関係につき詳細に検討している、すなわち、本件FDの中に保存されていた本件公的証明書と同一の内容の文書のデータの「作成日時は、平成16年6月1日1時14分32秒で、データ更新日時は同日1時20分6秒であった」が、「Cが、同じ日付と発番号の別のデータを作成して、本件公的証明書を作成する理由は想定できないこと」等からすると、「当該データが本件公的証明書の基になったデータであると認められる。」と判断した。

そして、裁判所は、①「Cが6月1日午前1時20分6秒にデータを作成し終えたのに、当日の午前8時頃、本件公的証明書を作成できなかったとか、6月2日以降に作成しなければならないような事情はうかがわれないし、Cがそのような行動をする合理的な理由もみいだせない」上、②「上記フロッピーのデータを作成したその日の早朝に本件公的証明書を作成したと明確に述べており、この供述には動揺がない」ことなどを考えると、本件公的証明書の作成時点に関するCの供述は信用できるとし、「Cは、6月1日午前1時頃から本件公的証明書のデータを作成し、同日の午前8時頃に本件公的証明書を完成させたと認定できる。」とした。

その上で、裁判所は、「厚労省側から、『凜の会』側に、公的証明書が交付されたのは、6月1日であると強く推認されるものであり、「6月1日当日に、Eに、公的証明書を交付したとのC供述は、上記事実に符合するものである。」とし、他方、Dの供述に関し、「Dの手帳によれば」、「6月1日」、「Dが厚労省へ赴き、公的証明書の交付を受けることは不可能であった」ので、「D供述は、6月1日に、Dが公的証明書の交付を受けに厚労省に赴くことが不可能という意味で、不合理なものとなる。」と判断した。

他方、6月5日頃、「凜の会」は日本橋郵便局で、心身障害者用低料第三種郵便物として、「凜」を差し出したい旨の請求をなしたが、これには公的証明書が添付されていなかったことから、日本橋郵便局員が、6月8日頃、同証明書を提出するよう伝えたことにより、「凜の会」は、6月10日、本件公的証明書等を添付資料として、証明書発行願を日本橋郵便局に提出したことが認められ、この点について、判決は、「既に公的証明書の交付を受けていたにもかかわらず、公的証明書の添付が不要と『凜の会』が考える事情がないとすると、少なくとも、当該差出請求をした同月5日又は7日頃の時点では、厚労省から『凜の会』に、本件公的証明書の交付がなされていないとみるべきことになる。」とした。

その上で、裁判所は、「『凜の会』の人間は、何が必要な書類か十分検討せずに郵政側に申請等をなしていた可能性がある」ことなどを指摘した上、「『凜の会』が、6月1日に、公的証明書の交付を受けていたとしても、その添付をしないで、6月5日又は7日に、低料第三種郵便物として、『凜』を差し出したい旨の請求をなし、6月8日頃に、郵便局側からの指示を受け、6月1

0日に、公的証明書を添付して申請をすることも不合理とはいえない。」とした。

オ 裁判所は、①ないし④の場面について、このように述べた上、これらを総合して、各供述全体の信用性について検討しているが、その検討において、裁判所は、検察官主張を裏付ける関係者の供述については、個々に見た場合、供述内容の具体性・迫真性、公判廷においても捜査段階と同様に供述をしていることなどに照らし、その信用性を肯定する方向に働く事情がある一方、客観的証拠や証拠上明らかに認められる事実との符合性や合理性の点から見て疑問もあり、それぞれ単体で完全に信用できるものではないと判断した。

そして、それらの関係者の供述は、「それぞれ立場が異なる者が、それぞれ異なった場面に関して、相互に符合する供述を」し、「それが、それぞれの者にとって有利とはいえない事実であり、かつ、それぞれの供述内容が具体的迫真性がある」という「意味で、相互に補完し合い、信用性を高め合うものといえる。」ものの、「フロッピーに保存されたデータや手帳、名刺その他の客観証拠や証拠上明らかに認められる事実それぞれ符合しない点があり、それらの供述がいかに相互に符合しているとしても、信用性を高め合うものとはいえず、全体としてみても、十分な信用性があると認定することはできない。」とした。

他方、「検察官主張を否定するA氏の捜査・公判供述、厚労省関係者の公判供述は、客観証拠や証拠上明らかに認められる事実と反する点はない。」とした。

カ 最後に、裁判所は、検察官主張事実の中核である、①本件が証明書を発行することが企画課内で決まっている「議員案件」であったこと、②A氏がDに本件証明書を交付したという2点については、いずれも認定することができずとし、「そのような事情に加えて、虚偽の稟議書等をCが独断で作成していることなど、A氏が本件犯行を行うことが不自然であるとみることもできる事実や、A氏の指示なく、Cが独断で本件証明書を作成しても不自然ではないことを示す事情も見られることからすると、CがA氏の指示により本件公的証明書を作成した事実は認められない。その他、本件証拠及び証拠上認められる事実を総合しても、A氏が、CあるいはE、Dと虚偽の公的証明書を作成し『凛の会』側に交付するとの共謀があったと認定することはできない。」とした。

(10) 上訴権の放棄

本件判決については、大阪地検は、判決において客観的証拠と関係者の供述内容との不整合等について指摘を受け、それらについて検討したところ、特に、検察官の立証の中心となるCの供述調書並びにDの供述調書及び公判供述について、客観的証拠との整合性に問題があり、控訴審において、それら信用性に対する疑いを払拭することが困難であること等から、判決結果を受け入れるべきであるとの判断に至り、大阪高検及び最高検の了解を得て、平成22年9月21日、控訴を断念するとともに、直ちに上訴権を放棄する手続をとった。

第2 証拠隠滅事件及び犯人隠避事件の概要等

1 証拠隠滅事件の概要

前田検事は、A氏らの起訴後の平成21年7月13日、大阪地検において、早期還付すべき証拠品の有無につき検討を行った。

その際、前田検事は、本件FDについて、他の証拠関係からすれば、A氏の関与という事実を揺るがすものではないにしても、本件FDがA氏の弁護側に開示されれば、その不整合を主張されて公判が紛糾することとなり、また、それにより、自分が上司にこの点を報告していなかったことが明らかとなり、叱責を受けるものと考えた。

そこで、前田検事は、本件FDを手持ち証拠から排除すべくC側に還付することを考えたが、仮に還付を受けたCが本件FDのデータを閲覧した場合、そのプロパティ情報の更新日時と供述調書との不整合に気付く可能性もあり、これらがA氏の弁護人に伝われば、公判が紛糾すると考え、文書データの順序を入れ替えるとともに、プロパティ情報の更新日時を改ざんしようと考えた。

そこで、前田検事は、私用のパソコンを用いて、本件FDのファイルについて、順序に変えて上書保存した。

そして、前田検事は、前記私用パソコンに以前からインストールされていたプロパティ情報中の更新日時の変更機能を有する高機能ファイル管理ソフトウェアである「ファイルバイザー4」(注42)を使用して、それぞれの更新日時を変更し、「コピー通知案」と題するファイルのプロパティ情報の更新日時につき、文書の順序を変更する前の本来の情報が「2004年6月1日1:20:06」となっていたところ、平成16年6月8日以降にA氏から指示を受けて本件公的証明書を作成した旨のC供述等に整合させるために、「2004年6月8日21:10:56」に変更するなどの改ざんを行った(注43)。

その後、前田検事は、証拠品の還付手続を進めさせ、本件FDは、平成21年7月16日付けの証拠品送付通知書によりCの母宛に郵送され、同人から同月21日付け還付請書を徴して還付手続を終えた。

(注42) 前田検事がこの証拠の改ざんに使用した「ファイルバイザー4」は、前田検事が、平成16年頃、当時使用していた私用のパソコンにインストールされていたファイル管理ソフトより「ファイルバイザー4」の方が使いやすいことから、これを有償でダウンロードしてインストールし、ファイル管理ソフトとして使用するようになったものである。

その後、前田検事は、平成20年7月、新たに私用のパソコンを購入した際、これにも「ファイルバイザー4」をインストールして、ファイル管理ソフトとして使用しており、本件の捜査の当時、このパソコンを執務室において使用していた。

前田検事は、「ファイルバイザー4」に、ファイルの更新日時といったプロパティ情報を変更する機能があること自体は知っていたが、本件FDのデータを改ざんするまで、その機能を使用したことはなかったものであり、その後も、その機能を使用したことはないと認められる。

2 犯人隠避事件の概要とこれへの対応状況等

(1) 大坪部長らによる犯人隠避の状況等

ア 前田検事は、本件FDのデータを改ざんした後の平成21年7月中旬頃、P1検事に、本件FDのファイルのプロパティ情報の更新日時を改ざんした旨を打ち明けた。

P1検事は、これを上司等に報告するなどの措置を講じなかった。

イ 平成22年1月27日のA氏に対する本件第1回公判期日において、弁護人は、本件公的証明書の作成経過に関する検察官の主張は、本件FDのファイルのプロパティ情報により破綻している旨主張した。

大坪部長及び佐賀副部長は、それまで前田検事らから本件FDの問題の報告を受けていなかったが、佐賀副部長は、その後、前田検事が故意に本件FDのデータを改ざんした事実を認識し、大坪部長も、その後、前田検事が故意に本件FDのデータを改ざんした事実を認識した。

大坪部長は、前田検事による本件FDのデータ改ざんの事実をもみ消すことができないかと考え、まずはその事実を知る者らに他言を禁じる箝口令を敷くこととし、佐賀副部長にその旨を伝え、佐賀副部長も、これを了解した。

大坪部長らは、同年2月1日ころ、P4及びP1らの各検事に対し、前田検事が本件FDのデータを改ざんした事実を知らない者にその事実を告げることがを禁じた。

ウ 大坪部長らは、同月2日頃、前田検事によるデータの改ざんという刑事事件を、過失によるデータ改変の事案にすり替えて説明することによりもみ消すこととし、前田検事に対し、過失によるデータの改変にすり替えてもみ消す方針に沿って説明するよう指示した。

他方、P4検事は、同月1日頃、上司である公判部長に対し、前田検事が本件FDのデータを改ざんしたこと等を報告した。

エ 同月2日頃、大坪部長及び佐賀副部長は、同月2日頃、次席検事に対し、「前田検事が本件FDのデータ確認作業を行ったことを本件データの書き換えであると公判担当の検事が問題としたがそれは言いがかりにすぎず、本件データについては本件FDが還付されていて改変の有無を確認できない上、本件データが変わった可能性があっても確認作業中の過誤にすぎない。」旨の虚偽の報告をした。

次いで、大坪部長及び佐賀副部長は、同月3日頃、検事正に対し、「前田検事が本件FDのデータ確認作業を行ったことを本件データの書き換えであると公判担当の検事が騒いでいるが、言いがかりであり問題はない。」旨の虚偽の報告を行った。

次席検事及び検事正は、いずれも、大坪部長の報告を聞き、特段の問題はないものと理解し、本件FDのデータの改変について犯罪の嫌疑があることに気付かず、捜査の必要を認めなかったため、自ら又は大阪地検所属の検察官らを指揮して捜査を行うことはなかった。

(2) 公判遂行についての判断

他方で、P4検事らは、前田検事による本件FDのデータの改ざんを認識した後、この改ざんが公判遂行に与える影響等について検討したが、本件においては、

既に第1回公判期日に本件FDに関する捜査報告書が取り調べられ、前田検事が改ざんする前の本件FDのファイルのプロパティ情報が明らかとなっており、その他の証拠についても、改ざんされた本件FDのデータに基づいて収集されたものは存在しないことから、本件FDのデータの改ざん自体が、検察官の主張・立証の活動に影響を与えることはなく、また、公判の進行や弁護人の活動等に影響を与えることもないと判断し、それまでの主張・立証の方針に従って公判遂行すべきものと判断した。

(3) その後の状況等

ア 前田検事は、同月5日頃、東京地検の応援を終えて大阪地検に帰庁した。

イ 佐賀副部長は、同月8日頃、同庁において、前田検事に対し、本件FDのデータ改変につき、今後調査等が行われた場合に過失であると説明できるように虚偽の具体的な筋書きを考えておくよう指示した。

そこで、前田検事は、本件FDのデータがCによって改ざんされていたか否かを確認する作業中、これを誤って改変した可能性があるが、本件FDが還付されているため改変の有無を確定できない旨の内容虚偽の上申書案を作成し、同月10日頃、同庁において、大坪部長及び佐賀副部長にそれぞれ上申書案を提出して説明した。

大坪部長らは、その内容を基本的に了承したが、前田検事に対し、その説明内容を更に工夫するよう指摘した。

ウ こうして、大坪部長及び佐賀副部長は、過失によるデータの改変の可能性があるなどとの虚偽の事実にすり替えて、前田検事が本件FDのデータを改ざんした犯行につき、自ら又は大阪地検特捜部所属の検察官らを指揮して捜査を行わなかった。

エ また、大坪部長は、同年2月頃、高検刑事部長に対し、前田が証明書のデータの入ったフロッピーディスクを検証しているうちに誤ってデータファイルを壊してしまったかもしれないこと、この件については、次席や検事正に報告し問題ないということになっていること、フロッピーディスクは還付されていて確認できないことなどを述べた。

高検刑事部長は、まだ証拠物が壊されたかどうか確認できないことから、当面地検で対応するものと理解し、地検で調べて問題があることが分かったら報告するよう求め、大坪部長は、これを承知した。

その後、高検刑事部長は、この件について地検から報告がなかったことから、特に問題はなかったものと思い、これを高検次席検事及び検事長に報告しなかった。

このほか、最高検及び大阪高検の検事等は、前田検事が本件FDのデータを改ざんした事実を知らなかった。

オ 佐賀副部長は同年4月1日神戸地検特別刑事部長に、大坪部長は同月5日京都地検次席検事にそれぞれ異動した。

3 証拠隠滅事件の捜査・処理等

(1) 検事正が、平成22年9月19日、報道機関から、本件FDのデータの改ざんについて取材を受けたことを契機として、同月20日、大阪地検特捜部において、前田検事等を聴取するなどの調査を行ったところ、同検事は、大坪部長らから指示されていたとおり、検証作業中のミスでデータを改変した可能性のある事案として虚偽の説明を行った。

しかし、検事正らは、前田検事が証拠隠滅を行った疑いがあるものと判断し、同日、その調査の結果等を大阪高検及び最高検に報告した。

(2) 最高検は、前田検事が証拠隠滅を行った疑いがあるものと判断し、同月21日、前田検事を取り調べた上、同検事を証拠隠滅罪により逮捕した。

その後、前田検事は、犯行を自白し、最高検は、その捜査を遂げて、同年10月11日、証拠隠滅罪により前田検事（同日付で懲戒免職）を大阪地方裁判所に起訴（公判請求）した。

4 犯人隠避事件の捜査・処理等

(1) 最高検は、前記証拠隠滅事件の捜査の過程において、大坪部長及び佐賀副部長が犯人隠避を行った疑いがあるものと判断し、平成22年10月1日、両名を犯人隠避罪により逮捕した。その後、最高検は、捜査を遂げて、同月21日、犯人隠避罪により両名（いずれも同日付で懲戒免職）を大阪地方裁判所に起訴（公判請求）した。

(2) そのほか、同日、人事上の処分として、検事正に対し減給4月、次席検事に対し減給6月、高検次席検事に対し戒告、次長検事に対し訓告、P1検事に対し減給1月の処分、同月22日、前検事正に対し減給1月の処分がなされた。また、同日、前検事正、検事正及び次席検事は、それぞれ辞職した。

第3 大坪部長らの経歴

1 大坪部長

昭和59年	4月	5日	検事任官（36期）	
平成6年	4月	1日	大阪地検特別捜査部（～平成7年3月28日）	
平成7年	3月	29日	東京地検特別捜査部（～平成9年3月31日）	
平成9年	4月	1日	大阪地検特別捜査部（～平成11年3月31日）	
平成13年	4月	1日	大阪地検特別捜査部（～平成15年3月31日）	
平成17年	1月	11日	大阪地検特別捜査部副部長（～平成17年4月7日）	
平成20年	10月	1日	大阪地検特別捜査部部長（～平成22年4月4日）	
平成22年	4月	5日	京都地検次席検事（～平成22年9月30日）	
同	年	10月	1日	大阪高検
同		月	21日	懲戒免職

2 佐賀副部長

平成元年	4月		検事任官（41期）
平成9年	4月	1日	大阪地検特別捜査部（～平成10年3月31日）

平成10年	4月	1日	東京地検特別捜査部（～平成12年3月31日）
平成12年	4月	1日	大阪地検特別捜査部（～平成13年3月31日）
平成21年	4月	1日	大阪地検特別捜査部副部長（～平成22年3月31日）
平成22年	4月	1日	神戸地検特別刑事部長（～平成22年9月30日）
同	年10月	1日	大阪高検
同		月21日	懲戒免職

3 前田検事

平成8年	4月		検事任官（48期）
平成12年	4月	1日	大阪地検特別捜査部（～平成13年3月31日）
平成15年	4月	1日	大阪地検特別捜査部（～平成18年3月23日）
平成18年	3月	24日	東京地検特別捜査部（～平成20年3月31日）
平成20年	4月	1日	大阪地検特別捜査部